

平成30年12月17日（月）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	巢之内亮
企画部長	梶浦要	総務部長	広瀬充利
市民部長	児玉等	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	宇野伸二
--------	------	----	------

書 記 熊 崎 響

## 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

その前に、傍聴にお越しいただきました皆様方、早朝よりありがとうございます。最後までよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは始めます。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

4番 鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会、鳥居佳史です。

傍聴の皆様、おはようございます。

そして執行部の皆さん、議員の皆さん、おはようございます。

最初に、私は、今、働き方改革ということが日本のこれからの現状、そして将来において大事な問題となっていますけれども、教員の先生方の労働時間が、極めて残業時間が長いということは、ある部分マスコミ等では言われていますけれども、いろいろ問題があると思います。

そんな中で質問ですけれども、まず、この教師の長時間労働について瑞穂市におかれても調査をされています。そして、その中で、ことしの教師の先生方の残業時間の調査結果がまとまっておれば、それはどの程度であったか、それは保育士の先生も含めてお知らせください。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 改めまして、おはようございます。

鳥居議員から御質問を受けました教師の長時間労働の緩和についてのまず1つ目ですが、瑞穂市内のことしの教師の残業時間の調査の状況ということで、これは2つの側面からお話をさせていただきます。

1つ目は、出退勤時間記録による勤務時間数です。

これは、岐阜県の教育委員会が「教職員の働き方改革プラン2018」というのを定めております。その中で、出退勤時間記録の労務管理への有効活用という項目がことし新たに加わりました。そこで、本年度、瑞穂市では市内の小・中学校の教職員の時間外勤務の状況を毎月報告し

てもらおうようにしました。その状況から1点目をお話をします。

調査の対象となる教職員は、全部で282名です。これは校長は入っておりません。その結果をどう御報告するかということで、いわゆる過労死ラインと言われる80時間、ここで区切ってみました。さらに、昨年度と比較できるようにするため、昨年度の記録が残っている9月、11月、この二月の実態を去年と比較してお話しいたします。

まず、9月のほうです。

80時間以上勤務をした教職員は、先ほどの282名中11名です。これは全体の4%に当たります。昨年度は14%でした。かなり削減を教職員は努めてくれたと思っております。逆に80時間未満は、その反対で271名、96%あります。

11月のほうでございます。

80時間以上勤務した教職員は32名おりました。これは全体の11%でございます。昨年度は同じく14%でしたので、3%ではありますが、削減されたと、改善されてきたというふうに捉えております。これは、先ほど申し上げましたように、毎月の出退勤の時間をきちんと教育委員会が把握しなさいということによる調査結果です。

もう一点は、これは毎年行っている、岐阜県教育委員会が全県的に実施しております教職員勤務状況調査によるものです。これは、毎年期間が1週間決められて全県的に調査をしております。ことしは11月6日の火曜日から11月12日月曜日までの1週間を行っております。調査対象の教職員は、これは校長も含みますので、292名でございます。これでわかってくるのが、何時に出勤したか、何時に退校したかということがわかります。

平均の退校時刻をお知らせいたします。

小学校の先生方の平均退校時刻は18時30分です。昨年度が19時4分でしたので、34分、平均です、削減されております。中学校は平均19時33分です。この時刻が全市内の中学校の教員の学校を出る時刻の平均になります。昨年度が20時03分でした。ちょうど30分の削減になっております。

もう一点は、今度は持ち帰りの仕事量で見ました。

小学校は、持ち帰っているのが平日平均1時間14分です。持ち帰って仕事をしている時間がそれだけあると調査の結果が出ました。昨年度が1時間55分でしたので、これも大幅に削減されているなあとおもわれます。

中学校は1時間11分でございます。昨年度は52分でしたので若干ふえておりますが、退校時刻が早くなったからその分ふえたというのが全てではないというふうには私どもは捉えております。

このように、平均の退校時刻は大きく改善されておりますので、先生方も大変努力しているというふうに思っております。

また、瑞穂市は独自に、昨年度から瑞穂市小中学校教職員多忙化解消4カ年計画というのをつくって取り組んでおります。市のほうでも重点を示しております。ちなみに、昨年度は人事評価の活用、早く帰る日の取り組み、学校閉庁日の実施、この3点を重点に置いて取り組みました。

本年度の重点は、メンタルヘルスケアの充実、これはメンタルヘルスのチェックをしましよとか、そうやっているいろいろやっております。それから、授業力・生徒指導力の向上、さらに電子黒板やタブレットなどの活用、こういったものを重点として取り組んでおります。学校においても19項目を示しておりますので、できそうなこと、あるいは学校で独自にやるべきことを選んで各学校が行っております。

ちなみに、どのような取り組みを学校がしているかといいますと、会議の持ち方を吟味して、会議時間を削減してほかの仕事を行うことができる時間を確保したり、あるいは電子黒板のデジタル教材を有効活用して教材をつくる時間を削減したり、あるいは金曜日を市内一斉で早く帰る日というふうにしてありますが、そのほかにも8のつく日とか、水曜日と同じように早く帰る日というふうを設定している学校もございます。あとは、研究会の持ち方なんかも工夫して取り組んできております。

そのように、いろいろな取り組みを各学校が工夫して、学校の実態に合ったものが取り組みとなり、成果が徐々にあらわれているというふうに思っております。

もう一点、保育士の超過勤務についても報告をさせていただきます。

ここでは超過勤務時間を月平均のものでお話しますが、1人当たりこの4月から10月までで月8.39時間の超過勤務があります。

以上が実態の報告でございます。よろしくお願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 80時間の残業時間で何%とお話がありましたけれども、非常に極端に、過労死ラインと言われていることで、一つの考え方としては大事ですけれども、80時間以下の平均でどれぐらいの残業をされているかという部分も大事かと思うんで、今後この辺は、トータルでやっぱり先生の残業時間を減らすべきだと思うという視点で、さらにお聞きしたいんですけども、国が多忙化解消ということで変形労働時間制ということを考えているようなんですけれども、要は、先生がすべき業務の内容の見直しという視点で、2番目の質問ですけれども、校長とか、教育委員会とか文科省等への報告書、この辺がいろいろあると聞いております。

その仕事量というはどれぐらいあるのかと、かつ報告書の作成の業務の減少というのとはできないのかどうか、この辺はいかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 報告書についてお答えをさせていただきます。

市の教育委員会のほうへ県の教育委員会や文部科学省からたくさんの調査依頼が参っております。そのうち幾つかは市の教育委員会できちんと、そこでまとめて報告することができるものは、努力しております。

ちなみに、ことしの状況です。4月から11月いっぱいまで、学校教育課のほうへ学校に報告を依頼した文書、その数は82ございます。1カ月平均10.3の文書になるということです。

報告文書を種類的に見ますと、法令等に基づいて提出しなきゃならないものがございます。申請するもの、許可を求めるもの、そういった文書がございますので、それはやはり必要不可欠なものだと思っております。具体的にいきますと、学校外のところへ遠足なんかで、あるいは社会見学で出かける場合は、何月何日に何人、どこへ行くのか、交通手段は何なのか、お金は幾らかかるのか、これをきちっと提出しないと私どもは把握できないので、提出する義務は当然あると思っておりますが、そういうものはかなりあります。各学校10校ありますので、それだけでも10文書になりますので、ということや、各学年もありますので、その数はさらにふえるというふうにお考えいただければありがたいと思っております。

学校は、市教育委員会独自の調査や報告書等の提出を含めると、作成にかかる時間はかなりあるかなあというふうに思っておりますが、この多くが校長、教頭、教務主任、それから生徒指導主事、事務職員、一般教員でいくと主任級の先生に負担はかかると思っております。

先ほどお話ししました11月実施の岐阜県の教職員の勤務状況調査、この中でも、時間外勤務で何に最も時間を費やしていますかという項目があります。その項目で第1位に来るのは授業準備です。やっぱり教師の命は授業ですので、授業準備に先生方は大変多くの時間をかけて準備してくれています。

2番目は成績処理です。単純にテストの点数だけでは評価できない今は評価の内容になっておりますので、この成績処理には多大な時間を使っております。

さらに、3番目には学級や学年の事務というように来ておまして、調査や報告に超過勤務を充ててやっているという実態は、小学校では約3.3%、中学校では2%の割合になっております。調査結果の内容を見ますと、そういう割合で出ております。ですので、調査や報告のための文書作成にかかる負担は教員全体のものではなく、管理職を中心にしたものであり、一部の教職員にかかっているものと思っております。

ただ、このような実態を踏まえて、調査時期が集中する時期がありますので、これを分散するとか、あるいはその内容項目を検討するとか、重複するような内容については一括するといったことについては、私どもの教育長会議や県の校長会のメンバーからも県の教育委員会に要望を出しているところでございます。それによって徐々に県から調査依頼を受けるものについても簡素化されてきておりますので、今後も調査・報告については最低限の業務量となるよう

に改善を図って取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居住史君） そういう報告書等の事務量は、まず教育委員会のほうである程度減らすべく、そういう視点でやっていらっしゃるということで、これは引き続きぜひ進めていただきたいなあと思います。

3つ目ですけれども、研究発表会のことでお伺いします。

この秋に穂積小学校の研究発表会を私も拝見させていただきまして、ある意味いろんな感じるところはあったんですけれども、先生方は一生懸命で、全クラスの先生が発表をし、瑞穂市内の多くの先生が見学に来られて、それで、終わってから先生方は各教科ごとに集まって反省会をやっておられました。

その反省会を見させていただいて、確かに授業を見ることによって参考になったという意見はあったんですけれども、例えば穂積小学校の場合はこういう冊子がつくられているわけですね。各クラスごとに、先生がどういう趣旨で、どういう授業をやるかということがきっちりと書いていらっしゃる、これはいいと思いますけれども、ただ、終わってからの反省会を見ますと、これはこれで、実際に見て、いいところを学び合うというのは、これは非常に効果的だと思いました。

ただ一方、その研究会をやるまでの努力、時間、新任の先生にとってはなかなか大変な作業かなあという想像をするんですけれども、例えば、参考になる先生の授業を学び合うということであれば、市内とかで、この授業、先生のやり方は、非常にどの先生にとってもいいなあというような、代表的な先生の発表会を見るというやり方でこの研究発表会をやるという、こういう進め方というのは、教育長、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 新しい研究発表会の内容の持ち方まで今御提案をいただいたわけですが、まず研究発表会と先生方の業務量とか、それについてもちょっとお話しさせていただきたいと思っております。研究発表会の位置づけも含めて、お話をさせていただきます。

研究発表会というのは、いわゆる、今、鳥居議員が言われたように、研究授業を通して学び合うことです。教師が授業力を高める場として、私どもは大変重要な意味を持つものと考えています。授業を公開する授業者はもちろん、参加者にとっても学び得るものがたくさんあるというふうに捉えております。

そこで、本年度は、議員がごらんになられた穂積小、中小、穂積北中、この3校が研究発表会というのを行いました。若手の授業者がベテランのアドバイスを受けながら精いっぱい授業を公開している姿とか、それに応えようと一生懸命努力する子供たちの姿、あるいは、あした

からの自分の授業に生かそうという気持ちで研究会に参加して発言しておる参加者の姿もありました。市内の先生方が一堂に会して学び合う非常に大きな成果が得られる場だと思います。

このような研究発表会に向かって、夏休みごろから指導案、そこにございますような資料、こういったものの作成の準備に入ります。校内でも検討の場を持って準備を進めていくことは、確かに業務量はふえます。しかしながら、教師が授業力を高めることは子供たちの力をつけることに直結することでありまして、安易に時間を縮めるということはなかなか難しいところはあるかというふうに思っております。むしろそういったところへ参加する者は指導力を高めることができ、自身の時間を生み出すことにもつながるというふうに考えております。

市の教育委員会では、こういった授業研究の成果を発表する場として、今の研究発表会を3年に1回行っております。それ以外は、公表会、これは地域の方や保護者の方々に授業参観の拡大版という形で見ていただきましょうという公表会を行っております。これらは3つの中学校区のバランスを考えて、市で計画的に位置づけて取り組んでおります。各学校でも先生方が負担にならないように、その冊子にあるような資料のつくり方も工夫して簡素化したり、あるいは研究会の持ち方なども検討して計画的に準備を進めております。

ちなみに、ことしの議員がごらんになられた穂積小学校は、夏からそういった準備をやっておりますが、80時間以上勤務した者は4月からは一人もいません。いかに計画的に穂積小学校では校長を中心に進めてくれたかというふうに私は思いますし、その中での、議員が見られたような、あれだけのすばらしい授業を実現している。しかも、まだ2校目とか1校目の若い教員ばかりでした。彼らがそこまで力をこの夏から徐々に徐々につけてきてくれたことに、私は大きな評価を上げたいということも思っております。

保育所のほうも少しお話しさせていただきます。

保育所では、超過勤務の時間が多い月がございます。これは、4月、これは入所する時期です。もう一つは9月、10月にまたがるときです。これは運動会の準備や本番です。

入所の準備、いわゆる4月の早々は保育所にもなれないお子さんもたくさんいます。保護者とのやはりかかわり、つながりもつくらなければならない時期でございます。どうしてもここは毎年集中して遅くなってしまうというふうに聞いていますし、実際に見に行きましても、そういった姿をたくさん目にいたします。

もう一つは、やっぱり運動会です。運動会は年齢別にいろいろな実態がありますので、先生方が本当にいろいろ競技種目も工夫して取り組んでくれております。そういったことで、9月の取り組みから10月の本番へ向けて超過勤務が、多くなるという実態があります。

研修とかについて、保育所では、保育士のスキルアップという形で、全部の保育所、合わせて年間12回のお互いに見合う公開保育をやっております。公開保育は、小・中学校の教員と一緒に、持ち帰ってやるのも大変ですので、子供が帰ってからでないといと取り組めない実態



はあります。しかし、これも保育士さんの資質を高めるという意味では重要なものとして効率よくやってくれていますので、過重負担にはなりますが、そこは調整しながら各園で順番にやってくれている実態がございます。以上です。

[4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） 研究発表会で具体的にどれぐらいの作業量をされているかという部分では、穂積小学校の例で、そんなにかけていないような感じの発言はありましたけれども、ただ、私も数人の先生方から聞くと、結構研究発表というのは大変だという話を聞いています。

それで、やっぱり現場の実際の先生方から、この研究発表についての忌憚のない意見もぜひ聞いていただきたいと思うんですね。一番は先生方の疲労とか、精神的なプレッシャーというのは、子供への教える現場においてやっぱり一番影響があるんで、やっぱりストレスなく、余裕を持って子供たちに授業を教えられるということが一番大事だと思うんで、一度ぜひ現場の先生方の声を聞いていただけたらなあという思いがあるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 私は目標として、毎月1回は学校や、保育所や、図書館や給食センターといった教育委員会が管轄する施設に何うように努力しております。ただ、100%はできておりません。行ったときには、校長室だけにおさまることは私はなるべく避けて、教室へ行って子供たちの様子を見たり、先生方と職員室で話をしたりすることを心がけております。その際にも、いろいろ先生方は話をしてくれます。いろんな悩みも個人的に打ち明けてくれる教師もおります。

先生方の反応といたしますか、様子を見ていますと、国のこの働き方改革を進めているということは重々わかってくれ始めているなあと思いますし、その中で文科省も言っております日本型の学校教育のよさというのが実はあります。日本が独自に進めてきてた学校教育という形があります。海外のほうでは教科の指導なら教科の指導に集中して授業が行われ、終わるわけですが、日本では生徒指導、進路指導も含めて全人格的な指導を行う、そういうよさが日本の学校教育のよさである、いわゆる日本型学校教育と国も言っておりますが、そういうことは私どもも若いころからやはり感じておりますし、今の若い教員の者も感じてくれております。そのよさを生かしながら、けれど、その中で負担を極力減らしていこうという努力をしてくれております。

確かに研究発表会は大変だと思いますが、時にはやはりきちっと自分の授業はどうなんだということを一人一人の教員が見詰め直すときが1年に1回はあつていいということも、校長会やいろんな場で確認をしております。若い先生方にもどうやと聞くと、えらいけど、あれをやると勉強になるという声をたくさん聞きます。そういった形で、今、瑞穂市では研究発表会、

それからその間の公表会というのを位置づけて進めております。

でも、今後もさらに若い教員がふえます。ベテランがどんどん減ります。その中での負担がまた変わるかもしれませんので、議員がおっしゃられるような代表の教員による授業の公開であるとか、あるいは先生方の意識の変化というものは、今後も小まめにつかんでいきたいというふうに思っております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） ありがとうございます。

引き続き、瑞穂市で働くと、教員として働きたくなる市だというふうになるよう続けていただきたいと思います。

では、次の質問です。

今、町内会で実施している水路清掃についてお伺いします。

米づくりをしている方にとっては、瑞穂市の水路から水をとって米をつくらなければならないという状況の中で、やっぱりこの水を何とかきれいな水でという願いは多くの方が持っていると思いますけれども、その中で、まず町内で今道路側溝とかの清掃をしようと思うときに、やっぱり参加される方が高齢化している、女性が多くなってきている等の問題で、なかなかできないよという水路清掃、及び特にヘドロの除去等も困っているというお話は聞いておられると思います。

今、市で道路側溝及び大きな開渠、そういうところの水路のヘドロの除去方法について今どのようなになっているのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） おはようございます。

初めに、自治会にて側溝清掃をしていただいている道路側溝についてですが、清掃等の維持管理用の鋼製グレーチングを10メートルに1カ所設置しております。道路横断部分などには容易に清掃ができない暗渠部分がございますので、その場合には、土砂が流入・堆積しないよう、前後に泥だめますを設置しております。自治会での側溝清掃の際には、このグレーチング付近のふたや泥だめますのふたを上げていただいて清掃をしていただいております。

第3回の定例議会でも少しお話ししましたが、市内企業の御協力のもと、従来のものより軽量のグレーチングを使って増設した地域のお話をさせていただきましたが、清掃時の労力軽減措置として、このグレーチングを増設することは有効な手法の一つと考えておりますが、増設には多額の費用がかかるため、今後の検討課題というふうに思っております。

なお、水路に設置しております清掃用の泥だめピットのようなますを一定間隔に道路側溝に設置することは、これも費用的に大変費用の増加につながるということで、ただいまは考えて

いないところでございます。

市の北西部の農業振興地域以外の水路となりますと、用水路・排水路兼用になっている水路がほとんどでございます。ここにつきましては、引き続き農業用揚水ポンプを利用した水路浄化事業を推進するとともに、ピットの設置検討、ピットの定期的なしゅんせつの実施など、継続的に進めてまいりたいと考えております。

市としましても、自治会での側溝や水路清掃がしやすい工夫などを考えていきたいと思しますので、今後とも市民の皆様方の御理解・御協力をお願いしたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 道路側溝を自治会で清掃するという事は、私が生まれたところではそういうことはなくて、瑞穂市へ来て、そうなんだと思ったんですけども、理由を考えればよくわかるわけですね。いわゆる下水道がなくて汚れるんで、田んぼに水が要るときにはきれいにして、地下水をくみ上げて、なるべくきれいな水で田んぼに持ってくる。

ところが、古い町内会では、先ほど申しましたように、道路側溝ができないような方々しかもうお住まいになっていないという町内会の現状もあり、またはこれからふえてくるという中で、自治会に水路・側溝を全面的にお願いするというやり方がこれからもずうっとできるのかどうかという視点で、市長にお伺いしたいんですけども、その辺、何とか、お金がかかるといのはわかるんですけども、今後の人口構成からしてそれは実質不可能になってくる、実際できないところも出てきていると。今後どうすべきだと思いますか、市長。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 鳥居議員さんの御質問にお答えします。

鳥居議員さんからだけでなしに、実際のところ地元の自治会から本当にいろいろ聞いております。その中であって、今、解決策としましたら、まずできることは保険のことですね、これはどうしてもけががついて回っておりますので、保険の件。

そして、グレーチングをどこに入れるか。今現在よりもグレーチングの部分の枚数を多くすれば、グレーチングをあけるだけで側溝の大きなふたをあけなくてもいけるんじゃないかというところで、そういったことができないかということで、今、実証実験的にちょっと研究しております。

そして今度は、側溝じゃない一般の水路につきましては、区長さんのほうと今御相談を申し上げているんですが、もう既に田んぼ自体が少なくなってきていると。そんな中であって、どのようにこれから水門の配置をするか、そしてどのように、またそれを流すためのポンプ、各地に今ポンプがございます。それは本来は農業用水としてつくったポンプでございますが、それを流すためのポンプとして活用しようというところの今検証に入った状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今の保険ということについてちょっと説明していただけますか。

○市長（棚橋敏明君） そういったボランティア活動の中において、一種のボランティア活動になりますし、そういったことにおけるけが、そしてまた自治会活動の中におけるけが、こういったことで、こういったことがフォローできるのかというところで、今、研究に入った次第でございます。

詳しくはまたこの後に、またしっかりと調べ終わった後に御報告できるんじゃないかなあと思っておりますが、きょうはまだそういったところのはしりというところで御説明とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 私が聞いたことに対して、その保険は関係ないですね。

要は自治会で、高齢者になって道路側溝ができないよという、今後。それに対して保険ということで、保険で費用をあれしてとか、また全然違うんじゃないですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今の件につきましては、あくまでもけがとか、そういったことに対応することでございます。それぐらい本当にけがも多くなってきておりますので、そういったところの起こったときの、安全に、けがを治していただくための部分でございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） ですから、水路の清掃自体ができなくなっていく中での質問なんですね。

それに、2つ目の区長さんと揚水ポンプの使用時期とか、それでもってということで、それは水路にたまっているヘドロとかごみを常時流したりしてたまらないようにするとか、そういうことですね。その例えば費用とかを考える、費用はかかると思うんですけども。それと実際の道路清掃を町内でこれからせずついにくんだということとの、一気にそこまで行かないよと、とりあえずはいつも流すような方法で、道路側溝については今までどおりできる範囲でやっていただくと、そういう考え方ということなんですね。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） おはようございます。

ただいまの鳥居議員の道路側溝の清掃、もしくは水路の清掃でございますけれども、私どもは昨年の8月から市民協働安全課のほうで、協働の推進ということで各校区を回ってまいりま

した。その中で、鳥居議員がおっしゃったとおり、高齢化が進んでくるとそういった側溝もできない状況の自治会もあるということで、その中で、特にお話をさせていただいておるのが、そういった高齢化が進んでおるところの自治会長さんは、水路清掃というのは市が全部やるんではなしに、既に民間のほうへ委託をしてやってみえるところもありますし、それぞれの自治会で工夫をしてみえます。

また、人口が減ってきておると、自治会が合併をして、それを解消していこうという取り組みをしてみえます。まさに協働の推進という形で、私どもはそういったことを、今度この20日の日に発表をしていただきますけれども、自治会として、また市ができること、お互いに話し合って、よりいいまちづくりのために今考え始めてみえるというところがございますので、よろしく願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） わかりました。

今、民間に委託というのは、一つの考え方もわからないと思いますね。それから、今後、自治会をちょっと広くして、できる自治会さんと共同でやるというのも一つのアイデアかもわからないですけれども、ぜひよく自治会の方と協議して進めていっていただきたいと思います、この対応策をですね。

1つ、今の水路、水稲で使われている水路の水質についてはどのような状況になっているでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 改めて、おはようございます。

今の鳥居議員の御質問につきまして、水路の水質というところで僕のほうからは説明させていただきます。

水質の基準につきましては、環境基本法の第16条第1項で、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められておりました、この望ましい基準が環境基準と言われております。この生活環境の保全に関する環境基準は、稲作などで使われるような一般的な水路における基準値ではないんですけれども、県が指定しました1級河川に設定されるものでありまして、瑞穂市内におきましては糸貫川が指定されております。

この環境基準については、類型が6段階に分かれておりました、それぞれ水素イオン濃度、いわゆるpH、生物化学的酸素要求量、いわゆるBOD、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群の5項目の基準値が定められております。糸貫川の基準としましては、水素イオン濃度が6.5以上8.5以下、生物化学的酸素要求量が5ミリグラム／リットル以下、浮遊物質50ミリグラム／リットル以下、溶存酸素量5ミリグラム／リットル以下、大腸菌群につ

きましては基準なしとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

[ 4 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4 番（鳥居佳史君） 特に下穂積とか、穂積の南部のほうで水稻をされている方の水路がやはり状況的には汚れが高くなる可能性があると思うんですけども、その水質というのは、例えば中川とか犀川に流れ込んでいっているんで、その水質の状況というのは把握されているんですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今、環境課のほうで年に4回、1級河川の上流側と下流側の7河川で水質の調査をしておりますので、水質のレベルに関しては把握はしております。

[ 4 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4 番（鳥居佳史君） それを把握されていて、一応基準値以内におさまっているということだと思いますけれども、非常に気になるのは、水稻で田んぼに水を引いているときの、その引いている水路の水質がどうかというのが、ヘドロがもたまっていたときに、その上を流れて、どうなっているかというのは気にはなるところですけれども、結局その辺を市民の方から、穂積でつくられた米の水って大丈夫なのという懸念の声があるというところをちょっと頭に入れていただいて、また場合によっては、そういう水路の水質の確認をしていただいたほうがいいのかなあと思うんですけども、これは今後の課題ということで、きょうはこれで終わります。

次に、協働のまちづくりをするために平成24年4月にまちづくり基本条例が施行されまして、協働のまちづくりの取り組み状況。ちょっと時間もないんで。

今、市のほうで地域のきずなづくりを学ぼうということで人材研修をされておられます。4回の日程でされておられまして、この前、第4回目も終わって、私、これは一つのまちづくりの取り組みの中で、人材を確保するとかいう視点で、大事な取り組みかと思うんですけども、今のこのまちづくり基本条例制定後の推進委員会はまだ設置されていませんよね。いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 人材育成講座のほうに御参加いただきましてありがとうございます。

ただいまの推進委員会の状況でございますが、現在のところ委員会の開催予定はございません。この協議会は、条例第21条に定義されておりますとおり、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し答申するほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行うこととなっております。

現在は、さきに述べましたとおり、平成26年にいただいた答申に沿って取り組んでいるところでございます。きずな会議やタウンミーティングなどを進める中で、委員会に諮問をお願いするべき案件が出てくると思いますので、しかるべきタイミングで委員会での審議をお願いしたいと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 今おっしゃったように、推進委員会の開催については市長の諮問のもとということなんですけれども、市長が諮問されていないと。

ということは、まちづくり基本条例施行後、特に諮問することなく順調に条例に沿ったまちづくりが進んでいるというふうに市長はお考えなのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） まちづくり基本条例の今の現状でございますけれども、平成26年11月に瑞穂市第2次総合計画に係るまちづくり推進プランについての市長からの諮問を受け、平成27年10月にまちづくり基本条例推進委員会からいただいた答申に沿った協働によるまちづくりを推進しているところでございます。

市民協働安全課では、この答申に示された縦割りの政策が進められてきた弊害を打破し、市として全庁的取り組み体制を構築し、一元的に推進する組織体制の構築を目指し、まちづくり基本条例推進会議及びワーキングチーム、通称「きずな会議」を今年度11月までに5回実施してまいりました。きずな会議では、この夏に実施したタウンミーティングが協働のまちづくり推進のための事業となるよう、各校区の自治会長から提案されたタウンミーティングのテーマ、地域課題に基づき、検討や準備を進めてまいりました。その結果、タウンミーティングは、それぞれの校区の地域課題をワークショップで市民と行政と一緒に考える機会とすることができ、アンケートでは市民の方からも評価いただいたところでございます。

一方、タウンミーティングで浮き彫りになった課題については、その後、きずな会議で振り返り、11月に実施した第5回の会議で、来年度の市民協働のまちづくりについて、具体的に地域が地域課題を解決するために行政として何をすべきかを全庁的取り組み体制で検討し、事業化する方針を確認しております。

また、「地域の絆づくりを学ぼう」をテーマに、先ほど鳥居議員も御出席いただいた人材育成講座には20名の方に受講をいただいております。第4回の講座では、活動実践者の話を聞いたり、活動の現場へ実際にお伺いしたり、活動実践者の熱い思いや人のつながりの大切さを改めて実感する中で、それぞれが地域の中でできることを考えていただくことができました。また、地域の中ではさまざまな人がいて、みんなに役割があって、支え合って、助け合って社会はできていることに改めて気づいていただけたのではないかと考えております。

瑞穂市まちづくり基本条例の目指す市民参画による協働のまちづくりは、地域コミュニティの中で相互に認め合い、助け合い、市民の一人一人がまちづくりの主役としてまちづくりに参画することで実現するものと描かれています。本当に基本的なことですが、人は一人では生きていけません。地域コミュニティの希薄化が心配されておりますが、さまざま状況で地域の中でつながりを持ちづらくなっている人が見えるとしたら、その背中をそっと支えてあげるのは、やはり地域の皆さんです。地域コミュニティの中に、地域の人がつながることのできる居場所と、地域の中で支え合う役割があるということが大切ではないでしょうか。行政は市民協働のパートナーとして、そんな地域づくりをサポートしていきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 今、後半に部長が語るこの趣旨を、まちづくり基本条例、そしてなぜこれからまちづくり、市民協働が必要かということを書いていただきましたけれども、全くそのとおりなんですけれども、実は市長の口から、いろんな市民の人に挨拶するときに、今おっしゃったような趣旨のことがる余り語られてこないんですね。やっぱり市長が、まちづくり基本条例に沿って、これから必要なんだと、いろいろ市民の人と企画の段階からいろんなところでやっていきたいんだというのを、やっぱりいつもいつも市民の方に発信していただかないと、なかなか、先ほどのきずなづくりのメンバーに、足を運んでくださる方がまだまだ固定化されているという中で、広げるには、やっぱり市長がこの条例に沿って先頭に立って言っていただかないといけないと。

ちなみに、岐阜市では、この基本条例の改正をすべく、今、市民の方に意見を求めているんです。進んでいるところは、もうその段階に入っているんです。条例を改正して、より市民の人と協働していくための方策を求めておられます。これはやっぱり市長のリーダーシップなんです。ぜひそういう意味で、このまちづくり基本条例に、より実行するように努めていただきたいと思います。

最後に、市長の首長としての責任についてどう考えておられるかを質問させていただきたいと思います。

まず公共下水道事業、市長が就任されて4年近く、実際に、現状のように進んでいないです。そして、私もこの公共下水について何度か質問させていただいている中で、財政のことを、本当に大丈夫かと。第1期事業だけでも財政計画のシミュレーションを出すということで、先日の全協の中で配付されました。

第1期事業のシミュレーション、第1期事業計画。中身を見ました。条件が全く一緒なんです、当初と。条件というのは工事費、そして接続率、2つとも私はこれはおかしいということ



を言ってきました。何がおかしいか、ちょっと時間がないので省きますけれども、一切その条件の検討なしで、当初の条件のまま第1期事業だけの部分を提出されただけです。これは、財政計画は市長も大事だということをとおっしゃっておられました。もちろん、地元の自治会の方の同意について、説得するということがおられましたけれども、実際に進んでいない。本田団地の方の早急を早期に迫られている。先ほどの水路の水稲の問題を含めて、これは待たないなんです、どうするかという。これを4年間、実質何も進んでいないということについて、市長、どういうふうに思っておられますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 公共下水道は必要不可欠な事業であると考えております。

私が市長に就任して以来、下水処理場として都市計画決定している当該地域の自治会の役員の方と何度か直接会って話をさせていただき、その中で、過去の位置決定の経緯や、下水処理場がどんな施設か、また下水処理場ができた場合に地域が発展する施策になるなど、さまざまお伝えし話し合ってきました。根気よく下水処理場の受け入れについて御理解が得られないかというところで、自分なりに努めてきたつもりでございます。しかし、今現在、御理解が得られていないのが現状でございます。

一方、公共下水道は、浸水防除、汚水処理、そしてさまざまな観点から早期の事業着手が求められております。市内には雨水排除や汚水処理施設整備に一刻の猶予もない地域があることも十分認識しております。

このような状況の中、何かよい解決方法がないか、これまでさまざまな手法を検討し御意見を伺ってきましたが、この状況を解決するための実効性のある方策が見当たらないのが現実です。しかし、このままの状況がこれからも続くことは瑞穂市にとって望ましい姿ではありませんので、未来の瑞穂市を考えた場合、鳥居議員さんの御質問のとおり、市長の責任として判断する時期が早急に来るかもしれないと考えております。瑞穂市にとって最善の判断を考えなきゃいけないところへ来ているのかもしれないかもしれません。そういったところ、しっかりと最善の判断を考え、行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 責任については今のところ一切コメントはなかったんですけども、責任が来るかもしれない、決断をしなければならないというか、来るかもしれない。これは責任放棄ですよ。決断をしなければならぬ時期に来ているんです。

その決断のためにいろいろな検討をすると今おっしゃいましたけれども、財政問題で、ここに岐阜県内の下水道の全市町村の財政状況をまとめたデータがあります。全ての市町村で収入

が伴わない使用料に対して、出費が足りないんで一般財源から入れている。全て赤字で、一般財源から入れているという結果が出ているんです。将来的にこれが黒くなるという自治体はどこにもないんです。つまり、下水道というのは、やったところ全てが赤字で、一般財源から補填しているという現状なんです。それを今、見直さないと言っています。明らかに今の財政計画が間違っている中を、なぜ見直さないのかという、そこの責任を私は……、まあ見直さないというところでやったときの責任というのは、もうとんでもない責任になってくると思いますけれど、少なくともやっぱり見直して、どうかという判断をしなければいけないと思います。

下水道についてはそういうことですが、もう一つ、ことしの9月15日に市長みずからの私的フェイスブックに公文書を掲載したことに対して御質問します。

まず、この請願書というのは、市長は公文書であると認めますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 思慮にとにかく欠けていたと反省しております。今後は、適切な取り扱いを心がけていきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 公文書だと認めての発言ですよ。

それで、私は9月の最後の議会の全協のときにこのことをちょっと御質問させていただいたら、市長の発言は、まずかったと。ほかの市長もフェイスブックはやっている、誤解があるようですがという、断片的ですけれども、全ての文脈はちょっと把握できませんけど、このような発言をされていて、これは全く自分のやったことに対しての責任を感じていなくて、責任逃れの発言に聞こえました。

公文書を私的に、しかもすぐに公文書を受け取って公表するというこの問題点は何か。

時間がないんで私が指摘させていただきますけれども、職権濫用に当たるんじゃないかと。勝手に公文書をプライベートで見せるという、自分は市長だから、ある意味、何をやってもいいというのは語弊がありますけれども、多分安易に出してしまった。でも、それは職権濫用に当たるんじゃないかと。

本来ならば、公文書というのは、文書課で、まずこれについてはどういうふうに、どこで議論するかという庁内での議論が必要であるべきところを、それをもうすっ飛ばしているということで、非常に大きな問題があると私は思います。

そして、時間もないので、最後に、平和都市推進会議のときに、市長の発言について、総括でも指摘させていただきましたように、本来ならば平和推進の市長としての、また瑞穂市としての信念とか意義を明確に伝えて、平和都市を必ず実現するんだという、それを発言すべきところを、残念ながら、ピースメッセンジャーという大事な事業をみずから廃止しておきながら、

ピースメッセンジャーを例にとってあのように発言をされたことに非常に残念に思います。

そういう意味で、今の3つのことについての責任は大変大きいと思いますので、責任を自覚していただきたいと思います。

済みません、時間オーバーしまして。ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、4番の鳥居佳史君の質問は終わりました。

続きまして、5番 小川理君の発言を許します。

小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

発言通告をいたしましたのは4項目でございます。

1つ目は平和首長会議の市長の発言について、2つ目は市長のフェイスブックについて、3つ目は公共施設管理計画について、4つ目は子供支援についてでございます。

以下は、質問席から質問させていただきます。

まず1つ目でございますが、平和首長会議の市長の発言についてお尋ねをします。

平成30年11月5日、6日に、岐阜県高山市で第8回平和首長会議国内加盟都市会議の総会が開催をされております。

この平和首長会議に市長が出席をされておられるわけでありましてけれども、まずお聞きしたいのは、この平和首長会議はどのような目的でもって開催をされておられるのか、また昨年7月に採択をされました核兵器禁止条約について、どのような方針または態度を示しているのか、その2つをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの小川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この平和首長会議は、世界恒久平和の実現に寄与することを目的として、平和首長会議総会は4年に1回開催されています。

今回参加した会議は、2012年、平成24年に初めて国内における取り組みの充実を図るために開催され、第8回平和首長会議国内加盟都市会議総会であります。加盟都市相互の連携を深め、平和首長会議が目指すところ、世界恒久平和の実現に向け、核兵器のない世界の実現、安全で活力のある都市の実現の取り組みを積極的に展開しているものでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 2つ目の点の答弁がございませんでしたので、私のほうから御紹介をさせていただきます。

昨年7月に採択されました核兵器禁止条約については、この平和首長会議は、核保有国と、その傘下にある国々、つまり日本も含めて、全ての国に対して早期に核兵器禁止条約を締結す

ることを求めていますので、ちょっと私のほうからこれは補足をさせていただきたいと思  
います。

次に、市長にお伺いをいたします。

11月6日でございますが、市長は瑞穂市の平和推進事業の取り組み事例を紹介された発言  
の中で、不適切な発言が問題になっておりますが、市長はこの発言、いわゆる不適切な発言と言  
われる発言でございますが、どのような認識を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

男女共同参画推進条例、第2条がございますけど、セクハラについて、相手の意に反した性  
的な言動と、その定義を明確にしておるわけであります。また、さらに第9条では、性別によ  
る人権侵害を禁止し、セクハラ等の行為をしてはならないと述べているわけでありますけれど  
も、この第2条に照らしても、市長の発言は何が問題なのか、私は明確になるのではないかと  
思います。市長の不適切な発言について、どのような認識を持っておられるのか、お答えをし  
ていただきたいと思います。

また、市長は、その不適切な発言について、意図はなかった等の言いわけをされております  
けれども、私は、そうした言いわけではなくて、被爆地を訪問して頑張っている女子中学生に  
対して、何よりもまずおわびをされることが必要だと考えるわけでありますけれども、そこはど  
のようなお考えなのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まずもって、配慮に欠けた発言であったと認識しております。

そして、本来は関係者の皆さん、またその御家族の皆さんに直接対面して謝罪したい気持ち  
でいっぱいです。残念ながら、できておりません。なぜ謝罪ができていないかは、断腸の思い  
ではありますが、関係者の皆さんの住所、氏名等、個人情報調べ、使用することには、個人  
情報保護上、問題があり、それにかわる方法がないのが現状でございます。ホームページや報  
道機関等を通じ、おわび申し上げるとともに、機会あるごとに市民の皆さんにおわび申し上げ  
ております。

また、広く市民の皆様へは、この場をおかりして、おわびを申し上げます。

今後、このようなことがないように、今まで以上に相手や周囲に配慮した言動を心がけると  
ともに、市長としての自覚を強く持ち、全力で市政に取り組んでまいりますので、引き続き御  
理解と御協力をお願い申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、率直にこの市長の問題、不適切発言がセクハラ発言だということ  
を認められて、女子中学生らにおわびをされることがまず必要だということを改めて述べさせ  
ていただきたいと思いますというふうに思います。

また、市長にお伺いをしますけれども、市長は、その平和都市会議の総会の中で、瑞穂市の中学生が被爆地を訪問した、被爆地に派遣するピースメッセンジャー事業の取り組みについての事例を紹介されております。

しかし、平成28年度第1回総合教育会議、これは平成28年9月29日に開催をされておりますけれども、この教育総合会議は、法律の改正で市長が設置をし、招集する会議でございます。この議事録を見ますと、市長は次のような発言をされております。過去の事業内容、いわゆるピースメッセンジャー事業でございますけれども、過去の事業内容は充実しているが、特定少数の生徒にしか効果が生み出されないことを中心に、同行してわかったこと、事業の継続性がないことなどを説明したということが議事録になっております。

つまり、市長がみずから事業を見直すこと、その場で市長が説明して、昨年度からこの事業が廃止される、これが事の経過でございます。平和首長会議の市長の発言は、ピースメッセンジャー事業に同行した中学生の生徒らの取り組みを紹介されて、高く評価されているわけでありましてけれども、しかし、先ほど私が申し上げましたように、教育総合会議では、中学生と同行してわかったこととして、この事業の継続性、継続は必要がないと発言されているではありませんか。これは全く相反する矛盾した態度だと思うわけではございますが、どのようにお考えになっておられるでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

市長にお尋ねしたいと思いますけれども、平和首長会議でのピースメッセンジャー事業の取り組み事例を紹介されたのは、昨年度からこの事業を廃止したことを反省されて発言をされたのか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 今回の平和首長会議での発表に当たりましては、ピースメッセンジャーをやめたことの反省の意味ではございません。

今回、高山市で初めて国内加盟都市会議総会の開催がされることに当たり、これまでの取り組み事例発表の紹介がございました。この紹介に関し、市のこれまで行ってきた平和に関する取り組みを発表する機会と捉え、広島市長、長崎市長への感謝も含め、発表する意向を主催者にお伝えいたしました。あくまで平成22年の非核平和都市宣言から今日に至るまでの我がまちの平和推進事業を発表するもので、ピースメッセンジャーに限らず、非核平和コンサートや平和に関する講演、岐阜空襲体験講話会、また記録に新しい今年度のみずほ平和の祈り2018の内容、久保田さんの戦争体験記、また玉城ちはるさんと穂積中学校2年生全員での合唱、非核・平和コンサートなど、これまでに行ってきた平和推進事業の取り組みを紹介したところでございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 市長がお答えをされておられませんけれども、改めてお伺いしたいと思います。

平和首長会議で市長の発言を聞かれた参加者の皆さんは、ピースメッセンジャー事業は今も継続をされていると、そういう印象を強く持たれたのではないのでしょうか。もしそうであるならば、市長は感謝の気持ちを伝えたかったということでもありますけれども、それは感謝どころか、逆に信義に反することになったのではというふうに思います。

改めて市長にお伺いをします。

廃止したピースメッセンジャー事業について、今後はどのようにしていくお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

昨年度から中学生の被爆地の派遣事業が廃止をされましたけれども、非核平和都市宣言を制定した瑞穂市として、その廃止をしたことを見直すべきだというふうに思います。広島・長崎に原爆が投下をされて既に73年、被爆者の皆さんが高齢化しているもとの、被爆の実相と核兵器の非人道性、これをいかに若い世代に伝えるか。核兵器の廃絶と恒久平和を実現していく上で、被爆地の広島・長崎を中学生が訪問することの意味はとて大きいというふうに思うわけです。

したがって、廃止されたピースメッセンジャー事業について、今後はどのようにされていくお考えなのか、市長にお尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 先ほどの御紹介にもありました総合教育会議でも平和推進事業に関する話し合いの機会を過去にも頂戴していますが、平和教育という視点も踏まえ、教育委員会の力もかりながら効果的な事業になるよう、改めていきたいと考えています。

また、みずほ平和の祈りのイベントに参加した方からのアンケートをとり続けております。非核平和に関するさまざまなアプローチの仕方や視点、多くの若い世代が参加できるような事業になるよう取り組んでいきたいと考えています。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） これは市長に引き続き答弁をしていただきたいというふうに思いますので、今後どのようにこの廃止されたピースメッセンジャー事業を見直して、今後どのような取り組みをされていくつもりなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） これが11月6日だったと思います。その翌日、東京の大手テレビ局から連絡がありました。その会場にいた方、そしてまたそのニュースを見た方から、あなたを擁護するという意見もありますというところから、やらせではない、そういった取材のチームをつ

くりますから会ってくれませんかという問い合わせがございました。

そんな大きなチーム、私も困るなあと思いました、正直申しまして。そうしたら、向こうさんは3名だけで東京を出発したいということで来られました。なぜ来るんですかと言いましたら、前と後ろがどうしても報道が欠けている。ですから、前と後ろ、あなたからやらせではなしにじかに聞きたいということでディレクターのほうから連絡がありました。そして、正直、前と後ろ、説明をさせていただきました。

その中で、ピースメッセンジャー事業、私は決して、やれるものはやりたいと思っています。そして、この選抜されたチーム、この方々が公平に行けるのであれば、僕はいいと思います。そんな中、そのテレビ局が報道に来られたときも、その話もさせていただきました。

そして、なおかつこの中身が非常に濃いものがある、そういったところも教育長にもお話ししました。しかし、やはり公平というところ、それと同時になぜ濃いものがあるかというところで、なぜ長崎のことがこのようになったかというところも、この場で、傍聴の方々もおられますので説明させてください。

前の日に、広島市の市長さん、そして長崎の市長さんとお話をしました。

広島市においては、語り部の方が非常に高齢になってきている。同じことが、長崎でも非常に高齢になってきている。

そして、なおかつ「市長、あなたは自分で来たんですか」と言われました。普通は教育委員会、もしくは学校の先生の引率で来られます。市長まで来るようなケースはめったにないですよ。そして、なおかつ、仮に市長が来てても間で何度か抜けられるケースがありますと。あなたはどんなふうで来られましたか。私は、朝から夜のまとめのレポートのミーティングまで、全部皆さんと一緒にでした。そうしたら、えっという顔をされました。ということは、余りほかの市長さんは、仮に随行される場合であっても、1日行動をともにされることはないなあと思いました。ですからこそ、私は私自身も一心でやったつもりであります。

そして、なおかつ長崎というまちは、すばらしい港があるところほど坂は多いです。これはその水深があります。ですから、出島に代表されるように、やはりあのような港があるところは当然小高い丘があり、坂があります。伺ったところ、私たちが行ったところ、平和公園、これは坂の上、爆心地、その坂をおりたところ、そして多くの子供さんたちが亡くなった小学校、これは坂の上、そして諏訪神社、日陰を皆さんが求められた諏訪神社、これも階段の上、そこを、高齢のガイドの方、そして私たちも汗ずくずくでした。

確かに表現は不適切だったかもしれませんが、でも、私は本当にその一心さを伝えたかったんです。なおかつ某テレビ局に私が一生懸命さを伝えたいんですよと言ったところ、その言葉だけ残っていたけど、せいぜいそれだけです。

テレビ局のディレクターはこう言っておられました。「わかりました。そのかわり、私たち

はこれから夕方いっぱいまでこのまちの中を全部歩きます。あなたの評価がどうされているのか、私達も真実を知りたい。全部回らせてください。あなたの前と後ろが切り取られてこうなっていることは」と言われました。その後、広島市長におわびの電話を入れました。

やめたほうがいいですか。やめていいんですか。でも、気持ちはわかってください。気持ちは御理解ください。決してやましい気持ちで話しているんじゃないです。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁をされましたけれども、このピースメッセンジャー事業はもう廃止をされておりますけど、それを見直して、公平な、これまでは限定された少人数の生徒だったけれども、公平性というものが確保できるのであれば、そういった方向で見直していきたいというふうで理解をさせていただいたところですが、それでよろしいでしょうか。

次に、2つ目の質問事項に移らせていただきたいというふうに思います。

市長のフェイスブックについてでありますけれども、私は9月議会でも最後のところで質問させていただいたところです。自身のフェイスブックに3校のPTAの要望書が公開されておりました。その質問以後、私がこれは公文書ではないかという指摘をしたところでありまして、その直後にこれを削除されております。これは、公文書というふうな指摘をされたからではありませんか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 不適切であったと認識しております。早速、削除させていただきました。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 公文書ということを確認しておることですけれども、この公文書を自身の私的なフェイスブックに公開できるというのは、どのような利用や根拠を持ってもできない、市長が、こういうことだと思いますけれども、私はそのように考えるところですが、いかがでしょうか、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今後、そういった内容のものを掲載することは一切ありません。本当に反省しております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ぜひ、そういうことが二度と起こらないようにしていただきたいというふうに思います。

これは少し厳しい言い方かもしれませんが、市長は自分の立場を利用して公文書を私



物化したと、こういう行為になるというふうに思います。ぜひその自覚を、市長としての自覚をぜひ持っていただきたいというふうに思います。

次に、3つ目の質問事項でございます。

公共施設管理計画についてお尋ねをします。

瑞穂市人口ビジョン及び瑞穂市総合戦略が平成28年3月に制定をされております。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、平成52年、つまり2040年の瑞穂市の人口将来展望はどのようになっているのか、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

また、平成28年3月でございますけれども、瑞穂市公共施設総合管理計画が制定をされております。この計画は、平成27年から平成66年までの40年間を設定して策定されているものでございます。

その中で、平成37年、つまり2025年ですけれども、5万3,933人をピークにして瑞穂市の総合人口が減少する、これは国立社会保障・人口問題研究所が紹介をしている数字でありますけれども、これが引用をされております。そして、公共施設管理計画においては、そのことが前提になった公共施設管理計画になってはいますが、しかし、私は、そうではなくて、瑞穂市がみずから策定をいたしました、先ほどお伺いしました瑞穂市人口ビジョンを基本にした計画にすべきではないかというふうに考えます。お答えをしていただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 皆さん、改めておはようございます。

ただいまの小川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まずもって、社人研というところ、国立社会保障・人口問題研究所におきましては、おおむね5万7,500人と瑞穂市の人口を、この3月末に推計として出されたところでございます。

瑞穂市のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成26年に国が提示したまち・ひと・しごと創生長期ビジョン、また岐阜県の「清流の国ぎふ」創生総合戦略の示す方向性を踏まえ、当市の第2次総合計画や各個別計画との整合に留意し、本市の人口減少を克服するために、平成27年度から平成31年度までの5年間に取り組む施策を取りまとめた中・長期の計画となっております。

一方、公共施設等総合管理計画は、平成26年に総務省が、公共施設等の老朽化に起因する事故などが社会問題となっている背景のもと、全国の市町村に対し公共施設等総合管理計画の策定要請がなされ、当市も平成27年度に、まず本市が所有している公共施設の現状を明らかにするため、公共施設白書を作成しました。その際、瑞穂市の将来の人口推計として国立社会保障・人口問題研究所の平成25年3月推計を参考にしております。その後、策定した公共施設等総合管理計画においても、そのデータを参考に策定しているところでございます。

そこで、議員質問の公共施設等総合管理計画において、なぜ国立社会保障・人口問題研究所

の平成25年3月推計を参考にしているのかということですが、まず、この公共施設等管理計画は、限られた財源の中、市民のニーズに対応した行政サービスの提供、質の向上を実現していくために、現状の公共施設の実態を把握し、その課題を抽出した上で、統一的・一元的な管理を実現していくためのものでありまして、今後の公共施設における維持管理等のあり方について基本的な方針を示すものとなっております。

その点を踏まえ、この計画の計画期間は平成27年度から平成66年度までの40年間と非常に長い計画となっております。そうした長い期間の中では、人口推計も社会情勢とともに変化をしていくのは当然でありますし、あくまで公共施設等管理計画は今後の公共施設における維持管理等のあり方の基本的な方針を示すものでありますので、その点を御理解願いたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁をしていただきましたけれども、人口問題研究所の数字がやはり前提になるということですが、私は改めて申し上げておきたいなあと思いますけど、瑞穂市がみずから策定をしました瑞穂市人口ビジョン、これを本当に基本にしていかないといけないというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、次に、公共施設の個別施設計画が、この平成30年9月ですけれども、改定をされ公表をされております。これは既に公表されておるわけですが、それについてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず1つでございますけれども、6分団の消防倉庫を全て統廃合するというふうな文言が書かれております。さまざまな災害がふえる中で、これで本当に災害に強いまちづくりができるのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの御質問は、平成29年3月に策定をいたしました建物系公共施設個別施設計画にあるマネジメント基本方針の消防施設の消防車庫の部分と認識をしておりますが、現在として、消防団は各小学校区ごとの7分団の体制でそれぞれ消防団詰所に車庫を併設した施設を備え、消防団活動の拠点としています。

先ほど言いましたように、平成29年3月に策定をしておりますので、それ以降、平成29年度に第7分団の車庫兼器具庫が完成したことにより、現在では7分団ということになっております。また、消防団が地域に密着し、災害が発生した場合に、地域で即時に対応することができる体制として、今後もこの体制を維持していきたいと考えております。

ただし、そのほかに、現在は使用していない旧分団器具庫と称する施設が残っておりますので、その施設は廃止していく方針でございます。この建物系公共施設個別施設計画の策定以降の施

設については、随時追加等、見直しを図ります。この旧分団器具庫も取り壊し終了後、統廃合の申請をさせていただきます。

小川議員御指摘の7分団を統廃合していくという形ではなしに、誤解をお招きしましたが、統廃合というのは、旧の消防器具庫を統廃合して一つにしていくと。現在使われていない建物がございますので、今、予算を計画的に、取り壊しの予算を組みながら統廃合していくということです、よろしくお願いをいたします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） この発表されております個別施設の管理計画は平成30年ですから、ことし9月に改定されたものということは申し上げておきたいというふうには思います。

それから、統廃合の文言は、私はちょっと不相当だと、誤解を招くというふうに申し上げましたが、ぜひ改めていただく必要があるのかなあというふうに思います。

2つ目でございますが、つくられてまだ7年しかたっておりませんけれども、南小校区の学童保育をお尋ねしたいと思います。

これは、個別施設管理計画を見ますと、これもまた統廃合するという文言が出てくるわけですよね。ですから、この南小校区の学童保育を統廃合するというふうに書かれておりますけれども、これは住民の皆さんや関係者の声をしっかり酌み取った上で示されておるのかということをお伺いしたいと思います。

○教育次長（山本康義君） おはようございます。

今、小川議員のほうから御質問がありました件についてお答えさせていただきます。

まず、結論から言わせていただきます。

現在のところ、南小校区の学童保育、南小学校放課後児童クラブのことでございますが、統廃合する予定はありません。南小学校区では、利用を希望する需要も高いという状況です、さらに受け入れ施設を確保する必要があると考えているからです。

今、御質問にありました築7年しかたっていないという建物なんですけれども、南小学校の北側にある個別の専用の建物なんです。それは需要がふえてきたからということで、学校の教室がぼんぼんに今なってきました。南小学校にいっぱいおうちが建ってきております。そういう関係でふえてきております。

前段、広瀬部長のほうからありましたが、この公共施設管理計画というのは、議員が言われたように、子育て支援施設のうち、南小校区放課後児童クラブについてのマネジメント基本方針を統廃合とした施設の余剰スペースに複合化ということです。ですから、将来的にはふえてくる子供、ニーズがふえてくるんですね、放課後児童クラブは。そのためにはいろんな施設を利用しながら対応していくということで、他施設の余剰スペースに複合化ということを考えて

おります。ですから、機能的なものは残すという考え方でおりますので、なくすということではございません。

これは広瀬部長も言われましたが、いろんな築30年以上の公共の建物が古くなってきております。更新・投資負担がかかるということがありますので、計画のほうでつくっていただいているという計画になります。この辺は計画の中では3つに分けて、統廃合とか、集約化だとか、機能転換というもので分けておりますので、なかなか表現的なもので皆さんに伝わりにくいということがあるとは思っております。その辺で御質問が来たんだと思いますが、冒頭にお話しさせていただいたように、今のところは受け入れ施設を確保するという必要があるというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） この南小校区の学童保育ですけれども、統廃合しないと明確に答弁をいただいたというふうに思います。

次に、小学校の統廃合についてですけれども、これが行われますと、一層の人口減少を招く悪循環になるというふうに思います。

そこで、個別施設計画を見ますと、このように書かれております。文科省の適正規模の配置を前提にして見直していく、そういうことが書かれておりますけれども、それはよく検討をされて示された方針が書かれておるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 学校教育法施行規則では、小・中学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とするという規定がございます。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではないと規定されています。

もう一つ、また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令というのがございます。こちらは学校を建てるときの国庫負担、お金を出すものの基準なんですけれども、これにも適正な学校基準の条件として、学級数がおおむね12学級から18学級までであることとされています。これらの学級数から、この統計上は、この学級数には特別支援学級は除いているという状況です。これが、いわゆる文科省が言っている適正規模という内容になっています。

瑞穂市の小学校・中学校を見ても、小・中学校で適正規模と言われる学級数の学校が5校です。適正規模を上回る学級数が多い学校、大きな学校が3校、逆に下回る学校が2校となっております。公立小・中の設置主体は市町村に当然ありますので、適正配置の進め方は市が教育的な観点から判断を行うものでございます。よって、現在のところ統廃合の予定は一切ありません。小川議員さんのほうで統廃合と言われたもので、私もちょっとびっくりしたんですけれども、そういうつもりは一切ございませんので、ですから統廃合も検討しておりません。

小・中学校のほうですが、来年度からコミュニティスクールというのが教育委員会では導入していくことで皆さんにお話をさせていただいているんですね。これは、おらが学校とよく言われますように、学校は心のよりどころとなる施設なんですね。ですから、あくまでも今ある10校を核として、地域・保護者とともに地域の小・中学生を育てていくという考え方でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 小学校の統廃合というのは、私が勝手に言っていることではございませんので。これは、先ほど来、私から質問させていただいておりますけれども、個別施設管理計画の中に文言としてきちっとそのようなことが書かれております。ですから、これは私が勝手にそういう吹聴をしておるような話ではございませんので、ちょっと認識の点では私と違うというふうに思ひます。

ですから、今答弁がありましたように、そんなことは考えていないということでしたので、次の質問に移らせていただきたいというふうに思ひます。

最後の質問事項の4つ目でございます。

子供支援についてお尋ねをしたいというふうに思ひます。

7月27日に文科省が学校給食無料化調査の結果を発表いたしております。給食費の完全無料、または一部補助をしている自治体の数とその割合はどのようになっているか、お聞きをしたいと思ひます。

また、学校給食法を根拠に助成はしない、このような6月議会の答弁がございましたけれども、文科省はどのようなそれに対して見解を示しているのか、それを確認されたのかどうか、お聞きをしたいというふうに思ひます。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、御説明がありました平成30年7月30日付での文部科学省からの平成29年度の学校給食費の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況の調査結果が発表されております。

それによりますと、1,740自治体が全国にありまして、無償化を実施する自治体は、これは分けておりますが、小学校・中学校とも無償化するのが76自治体、そしてから小学校のみを無償化するというのが4自治体、中学校のみ無償化するというのが2自治体、一部無償化・一部補助するのが424自治体となっております。無償化を実施していない自治体は1,234自治体ということで70.9%となっているという状態です。これは全国の統計になります。

続いて、岐阜県内42自治体における無償化を実施する自治体についてです。

小学校・中学校ともに無償化するのは2自治体、一部無償化・一部補助が8自治体となって

おります。無償化を実施していない自治体は32自治体ということで76.2%です。

小学校・中学校とも無償化を実施している76自治体のうち、71自治体が町村なんですね。無償化の主な目的としては、まず少子化対策、定住・転入促進、保護者の経済的負担軽減となっております。

今、御質問にありました文部科学省はどのような見解を示しているのかということでございますが、今回のこの調査に関しましては、学校給食全体に関する基礎調査資料の一つと考えられております。無償化を進める意図は全くなく、今後も各自治体の考えや財政状況を踏まえて検討してくださいということで回答をもらっております。御報告させていただきます。以上でございます。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁をしていただきましたけれども、文科省の見解ですけれども、学校給食費の自治体の助成は否定しないというのが文科省の見解だというふうに思います。

それで、これは学校給食法が施行されました当時の文部次官通達にも明確であります。自治体などが食材費を負担することは禁じない旨を明らかにしておるわけですので、またこれに対して、文科省への問い合わせに対しては、今も同様の回答をしておることがなされておりますので、このことはぜひ踏まえていただかなければならないことではないかというふうに思います。

新聞報道もございましたけれども、高山市は来年度から給食費の3分の1を市で補助する方針を明らかにしております。高山市では、子育て負担の軽減を図るために1億3,000万円の予算を計上すると報道されているわけでございます。

そこでお尋ねしますけれども、当市で、つまり瑞穂市で多子世帯の第3子を無料にするにはどれだけの予算が必要なのか、また給食費の負担軽減・助成を行っていく考えはないのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 続きまして、給食費の第3子以降を無償化した場合という御質問です。市の負担額がどれだけになるかということで御説明をさせていただきます。

現在、学校給食を提供している第3子以降の児童・生徒数は、幼稚園を含めまして、11月現在で192名見えます。この給食費を全部、総額、足してみました。計算しますと約950万円かかります。

私どもの今の学校給食費の負担は、やっぱり法律、学校給食法によって保護者の負担ということで、法律で決められておりますので、こちらのほうは保護者の負担でお願いしたいということで御理解を願いたいと思っております。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） また改めて学校給食法を紹介されまして、その立場でいきたいということですが、先ほど私も申し上げましたように、そのことは文科省も、助成することはしてはならない、そんなことは禁止していない、そういうふうには言っておるわけですので、私は、そういうことではなくて、ぜひ助成を検討していただきたいというふうに思います。

私ども日本共産党の瑞穂市委員会が、この間、市民の皆さんにアンケートを行って、たくさんの方の声を寄せていただきました。例えば母子家庭や父子家庭がふえている、せめて給食費は無料化してほしい、朝食を食べずに学校に行く子がおる、1日1食は栄養バランスのとれた食事を食べさせてやりたい等の、給食費の無料化を望む声がたくさん寄せられております。ぜひこの市民の皆さんの声に応えていただきたいというふうに思います。引き続き、私ども日本共産党は学校給食費の無料化に向けて、とりわけ多子世帯への給食費の助成を行うよう、この議会でも議論をさせていただきたいというふうに思います。

次に、生活困窮世帯への子供の学習支援、この事業が今年度は委託が不成立になっておりますけれども、これは年度内の補正予算でも対応すべきではないかと思っております。お伺いをしたいと思っております。

また、来年度の事業についてはどのように考えておられるか、その点についてもお聞きをしたいと思っておりますので、答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの小川議員からの生活困窮家庭への子供の学習支援活動の件でございます。

まず今年度の学習支援の活動につきましては、9月の議会でも答弁をさせていただいたところであります。御指摘のとおり、社会福祉協議会との委託契約が不成立となっております。

しかしながら、社会福祉協議会さんのほうで、独自の事業というところで、学習支援事業を実施されているのが現状でございます。これにつきましては、夏以降、夏休みも含め、現在も毎週火曜日に行っているというところで、社会福祉協議会、あるいは関係者の皆様方には大変敬意を表するところでございます。

しかしながら、今年度につきましては、補正予算でこの時期から対応するというところの考えには至っておりません。しかしながら、来年度につきましては、生活困窮家庭の学習支援につきまして、生活困窮者の自立相談支援事業、大もとの事業について社会福祉協議会に現在も請け負ってもらっているというところがありまして、なおかつ対象者の把握もしてみえるというふうに考えておりますので、市の社会福祉協議会に今後委託することが最も効果的と考えております。

もちろん、この件につきましては、実は法改正がございまして、現在のところは子供の学習支援というところになっておりますが、法改正後、4月1日からでございますが、子供の学習支援並びに生活支援の事業としての強化もなされる予定でございます。こういった法改正もにらみながら、実施可能な内容の調整をしてみたいと考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今の答弁に対してちょっとお尋ねをしたいと思うんですけども、来年度からは学習支援ではなくて生活支援というふうにおっしゃいました。この生活支援の中には、例えば子ども食堂への補助をしていくとか、そういう事業も含まれておるんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま議員の御指摘のありました生活支援の中への含まれる事業でございますが、お見込みのとおりでございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ぜひ今年度、委託が不調になったということもありまして、今もおっしゃいましたけど、関係者の皆さんも苦労はいろいろあったというふうに思いますので、ぜひそういう苦労にも報いていただく上でも、来年度は一層事業が広がっていくように、市のほうでも財政的にも援助をしていただくということをお願いしておきたいというふうに思います。

次に、6月議会でございますけど、子供世帯包括センターを立ち上げるという答弁がされております。どのような進捗状況なのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きまして、御質問にお答えをさせていただきます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、御指摘のとおり、6月議会の一般質問の際に、設置についてお答えをさせていただいたところであります。

繰り返しになるかもしれませんが、このセンターにつきましては、母子保健法の改正による母子健康包括支援センターというのが正式名称でございまして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うというものであります。法律の条文では努力義務というふうになっておりますが、国はできるだけの早期の設置を求めています。

そこで、進捗状況でございますが、この事業は国庫補助の対象にもなるということから、現在、県の担当課と協議しつつ、来年度の早い時期に立ち上げることを目標にして準備を進めております。このセンターの行う事業の内容につきましては、現在の私どもの部の健康推進課において行っております訪問、あるいは相談業務とかなり重複する部分がございます。また、同



じ児童の関係でいきますと、福祉生活課の児童の部門や、あるいは教育委員会というところとの連携も不可欠であると考えておりますので、組織や体制など工夫をして設置をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 1つ確認をさせていただきたいと思いますが、この子供世帯包括センターでは、就学前の子供、学校へ行く前の子供を対象にすると、こういうことでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま私のところで妊娠期から子育て期云々というお話を申し上げましたが、このセンターにつきましては、基本的にはそういう限定ではないというふうに考えております。

したがって、少なくとも児童と呼ばれる成人までの間の、特に18歳にというような児童というものの定義で一つの定義でございますので、それまでの期間の間かかわっていくというふうに考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁がございましたように、就学前に限らない子育て期の悩み事について相談をして援助をしていくと、こういう答弁がございました。

私はさまざまな相談事が寄せられたときに、いわゆるワンストップという言葉が使われます。そこへ行けばいろんなサービスがそこで受けられますよ、あるいは手続きができますよ、そういうのがワンストップだと思うんですね。今はそうではないですね。例えばこのことについてはあっちへ行ってください、ちょっと失礼な言い方かもしれないけど、ここは私は関係ないと、向こうへ行ってくださいと、こうなるんですけど、それはあかんと思いますよね。そうじゃなくて、例えば国民健康保険の問題、なかなか保険税が払えない、そういうことに対して、この子供包括センターに相談が寄せられたら、この包括センターが責任を持ってそういったところでも解決を図っていく、生活支援を図っていくというようなことが私は大事ではないかなあというふうに思います。

そういうことで、ぜひこのワンストップでサービスが受けられるように、また働く若いお父さん・お母さん方に親身に相談できるような窓口体制をぜひつくっていただいて、一層充実を図っていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

最後でございますが、子どもの権利条約の条例化というのが今年度予算化されておりますけれども、これまでどのような検討がなされてきたのか、あるいは今後の取り組みがどのようになされていくのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 平成28年12月議会において質問をいただいた子どもの権利条例についてでございます。

教育委員会内部におきまして、制定までの計画、制定に向けての事務等について検討を詰めておりました。

先般、教育次長、私ですが、健康福祉部長以下8課の課長さん、そしてから主幹、総括課長補佐が集まりまして、子どもの権利条例制定検討委員会、これは内部委員会で勉強会でございます、を開催しました。この内部委員会におきましては、子どもの権利条約の理解、それから子どもの権利条例を制定する目的、子どもの権利条例制定に至る経緯、子どもの権利条例制定までの計画等々をみんなにお話をさせていただいて理解を深めるということで、共通理解を図るという会議にしております。

加えて、各課の子供に関連する事業から見えてくる課題や問題点等について交流をしました。ネグレクトや虐待等、子供の命にかかわる重大な問題や、親が抱える問題によって子供への影響等、課が連携しないと解決できない事案が多くあるということを再認識しました。参加職員には、瑞穂の子供を守っていく意識を強くした勉強会となったと思っております。

加えて、近年は外国籍児童や支援を要する児童に係る事案が加速度的にふえているところでございます。職員が広い視野で研究・検討をすべき問題だというふうに考えておるところでございます。

総合計画を初めとしまして、その他計画等の整合性を図ることや、条例の立て方についても意見が出たところでございます。単独条例でつくっていくのか、それともまちづくり基本条例の中で包含させていくのかということも職員の中から意見が出ております。他の自治体の状況も研究していきたいなあというふうに考えております。

今後のことの御質問もございました。今後は、講師を招いての研修とか、子どもの権利条例制定委員会、こちらのほうは市民の方が入っていただく制定委員会になります。子どもの権利条例子ども委員会、これは子供にどういうふうになったらいいのかというところを聞くような会議、そういうのも設けて、原案の作成、パブリックコメントを経て、条例制定に向けての取り組みを詰めていく予定でございます。

時間をかけてゆっくりとやっていきたい、丁寧にやっていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁をいただきましたけれども、私、子どもの権利条約というのは非常に大事な条約だというふうに思います。

1989年11月に国連総会において全会一致で採択をされましたし、日本は1994年に批准をいたしております。この条約の内容ですけれども、第1は、子供、つまり18歳未満の子供に対しても、大人と同じように人権の主体として認めているものであります。例えば、女子中学生に対しても大人と同様の人権を認める、これが子どもの権利条約であります。

また、2つ目は、自己決定権を主張する意見表明権も認めております。こういうことは嫌だなあという子供たちの声にしっかり耳を傾けて、その意見を表明する権利を認める、このような条約だと思います。

3つ目は、子供の生命・生存・発達の確保を保障しているのがこの権利条約でございますので、ぜひいろいろ検討していただきまして、このような実りのある権利条約の条例化に向けて進めていただくことは大変意義があることじゃないかなあというふうに思いますので、よろしくお願いをします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、5番の小川理君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。11時20分から再開をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

1番 松野貴志君の発言を許します。

松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

また、本日は傍聴に多数お越しくございまして、ありがとうございます。

持ち時間1時間のオンステージとなりますが、よろしくお願い申し上げます。

さて、平成30年も残り数日となりました。年が明け、5月になりますと、我々はある意味新しい時代を迎えることになるわけです。

そんな中、世界に目を向ければ、平和にはほど遠く、情勢は緊迫の中にあると言え、経済的に懸念されるのがアメリカと中国の貿易戦争です。アメリカが中国に圧力をかけるのは、日ごろアメリカ・ファーストを唱えるトランプ政権にとって、中国の人口増に伴うGDPの拡大、消費パワー、近未来の世界マーケットの中心が中国に移行するのが恐怖だからです。この貿易戦争、長く続けば輸入物価の上昇を生み、両国だけでなく世界規模の個人消費の停滞を発生させ、日本も例外なく既に大きな影響を受けていると考えられます。

経済が縮小・停滞すれば消費が減少し、景気が冷え込みます。いわゆる経済危機です。先日、12月1日、アルゼンチンで行われた米中首脳会談で、追加関税は一時見送りと休戦合意してお

りますが、いつまた発動するかわかからない状況と言えます。

こういった状況下での出番は、いよいよ自治体ということになります。経済状況を予測もできず、対応ができない自治体では、市民にとって不幸としか言えません。あらゆる時代に対応できる自治体が理想であります。今こそ強いリーダーシップとビジョンを持って、このまちをよくする施策に取り組み、俺についてこいと、力強く、声高らかに市民に発信しなければならない。世界、国内情勢にもかかわらず、市長が全世界に発信したのはセクハラ発言。市民にとってまさに痛恨のきわみ、残念というほかありません。

本日の質問は、市長マニフェスト総括と穂積保育所についてであります。総括の前段に、不適切な性的発言についてを織りませお聞きします。

平成最後の師走に、このような質問をしなければならないのが残念無念であります。これよりは質問席より質問します。

市長のマニフェスト検証前に、先日の高山でのセクハラ発言についてお聞きします。

冒頭でも話しましたが、この問題発言は、新聞だけでなく、テレビの情報番組、ネットニュースで全国に発信され、不名誉な形で瑞穂市長が注目され、アメリカでも配信されたといえますから、海を越え、山を越え、一夜にして世界中を駆けめぐったわけです。

高山市で行われた平和首長会議で、全国の報道取材陣が集まる中、みずからセクハラ発言と前置きし、その後、堂々とセクハラ発言。市民の多くが嫌悪感を抱いていると聞いております。そして、声の中には、女性の敵という、被害に遭った生徒に近いお年のお子さんを持つ保護者からも多数聞こえております。

市長は、あの発言以降、被害者である当時同行した生徒や御家族に即日謝罪はしたのでしょうか、またその上での今回の減給処分を決められたのか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず、減給処分のことについて触れさせていただいた後、きょうは傍聴の方々もおられますので、今回の件の流れ、御説明させていただいてよろしいでしょうか。

まず減給処分のことでございますが、決して減給処分だけで十分とは考えておりません。給料月額を減給することで、今回の責任の所在を明らかにし、公務に邁進することで信頼の回復を図っていきたくと存じております。

そして、本来は関係者の皆さん、そして家族の皆さんに直接対面して謝罪したい気持ちでいっぱいです。残念ながら、今現在ではできておりません。謝罪ができておりませんのは、私自身、断腸の思いでございます。この件で関係者の皆さんの住所、氏名等、個人情報調べ、使用することには、個人情報の保護上、問題があり、それにかわる方法がないのが現状でございます。

ホームページや報道機関等を通じ、おわび申し上げるとともに、機会あるごとに市民の皆様へに現状を報告し、おわび申し上げております。また、広く市民の皆様へは、この場をおかりし、

おわびを申し上げます。

そして、きょうは傍聴の方々がおられますので、そのときの状況を御説明させていただきます。ちょっと時間がかかりますが、よろしいでしょうか。

11月5日、まず広島松井市長さん、そして長崎田上市長さんにお会いしました。どのようなことを話しするんやねという、半分ざっくばらんの中で、広島では語り部の方が原爆をもととするがんで発がんし、あと数カ月の命ですと。あなた方の前でこのような語り部をするのはもう何回もないでしょうということから、その当時のテレビ局が取材に、私たちの行動及びその語り部の方に、入られました。

テレビカメラの動く中で、語り部の方が語られました。自分自身、原爆によって孤児になりました。そしてがんを発病しました。余命幾ばくか、私たちはあなた方に心の底から訴えたいものがありますということから入りました。正直申しまして、私たち参加したみんな、終わったときには号泣の状態でございます。

そんな中、あなたどうして来たのと、普通、市長がそんな語り部の講演会まで入るって余りないんだよと。いや、私はそういったことは別に、自分自身も学びたいからということで、そしてどうしたのと言われましたから、夜までおりましたと。夜は、私たちみんなでレポートを書きます。食事が終わってから全部やり遂げる、それが1日の行動ですと。そのときに、隣の長崎の市長さんも言われました。そうはおられんよ、そんな人たち、そんな市長は余りいないよと、それは雑談の中でおっしゃれました。

そして、長崎のほうの発表はどうするんだねということへつらつらの動きが移ってきました。いや、とにかく暑かったです。やっぱり出島があるだけ、本当に深い谷、そして良港、そしてよき丘、山、これがありますよねと。とにかく汗ずくずくになりました。

そして、語り部の方が午前、午後かわられました。本当に暑い中、みんな一生懸命ついていきました。その中には、語り部の方がかわれてもコースはほぼ一緒。平和公園、これは高いところにあります。爆心地、これは低いところにあります。この間も、坂、そして諏訪神社、多くの被爆した方々が、体を涼ませたい、風がある、木がある。そこへ行く。またですか。でも、語り部の方にとったら、それがその方々のおはこなんです。私たちが次の方々に残してあげたい、岐阜から来た人たちに伝えたい。

そんな中、小学校へ行くことになりました。この小学校は多くの子供たちが亡くなった学校です。これも坂の上。特に爆心地においては2回も3回も同じところへ行きました。でも、誰ひとり、ガイドさんがかわり、同じところですよと、さっきそこへ行ったんですよと誰も言うことはなかったです。みんながメモをとりながら、一生懸命、後をついていきました。私はそのことを発表するさなかにあって、長崎の市長さんも、ああ構わないよという雰囲気がありました。そんな中、それに不適切な言葉を追加したと思います。

さらに翌日、東京のテレビ局が来ました。先ほどおっしゃられたとおりでございます。いろんなメディアの方々が来られました。そのメディアのディレクターがこう言うておられました。「あなたのことに間違いはないよと言っておる方もおられます。取材のチームを派遣したいんです」と言われました。そんなことを急に言われても、実は朝からも地域のテレビ局が来ています。そうしたら、「でも、私たちは、あなたは間違っていないよという人もいることは事実。だから、やらせじゃない番組をつくりたい」ということで、東京からカメラを持って走ってこられました。

その方々が言われました。「私たちは、このニュースに流れた前と後ろ、これをあなたから聞いて、私たちは検証したい」と言われました。メディアはどうしても切り抜きになります。その中で、あなたの前と後ろを教えてくださいということで、カメラを持った人、そして責任者、そして聞き手になるディレクター3名で来られました。

そして、その後、こう言うておられました。「あなたがこのまちでどんなことをしてきたかも含んで、私たちはこのまちを全部報道させていただきます。取材をさせていただきます」、そんなところが翌日のテレビになったと思います。

私、最初の取材のところで申し上げましたが、確かに不適切な発言になったかもしれません。そのことにつきましては、先ほど申しましたとおり、減給処分で十分とは考えておりません。本当に心の底から謝りとうございます。でも、個人情報との壁、それと同時に、私自身は一心に全員の一生懸命さを説明申し上げたかったんです。決して卑わいなことと、これっぽっちも思ったことはございません。それだけはどうか議員の皆さん、そして傍聴の皆さん、お聞き取りください。卑わいな気持ちはこれっぽっちもございません。

まずは、その部分の答弁とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 今、言いわけはお伺いしました。全く反省の色がない。自分は何を伝えなかったのか、その話だけをずうっと市長は言うておられます。

本来であれば、被害者を第一に考え、まして市民です。個人情報保護とか、その前に、市長みずからが公務ではない私的なときに足を運ぶのが当然ではないですか。それができずに、減給処分、これで十分とは思っていない。謝罪をしたい。順序が違うんじゃないですか。もう全て今の話は建前としか私には聞こえません。

市民の代表たる首長、我々議員もそうですが、不適切な行為・発言をしたのであれば、まず被害者に謝罪からではないですか。また、事件・事故であれば、即日に警察に通報し、地域住民に被害が出ないように対応し、市民に報告、その上で謝罪。さらに、その後の安全管理は当然だと考えます。日本という法治国家に生まれ、国民が果たしている法遵守義務、我々議員、

まして首長は常にそのことを意識し、地域代表として活動する覚悟を持って、首長を、そして我々は議員になっているのではないのでしょうか。それができないのであれば、人の上に立つ資格は全くありません。

市長は今日までいろいろな場で謝罪されていると思いますが、聞こえてくるのは、先ほど同様、長い、長々と言いわけから始まり、あげくにネットニュースのランキング入りを強調され、不名誉なことにもかかわらず、謝罪なのか、自慢なのか、全くわかりません。今回のセクハラ発言を軽視していると思えません。

さらに言えば、東京の報道局、市長を擁護する局があると市長御自身が今発言されておりました。本当にそんな局があるのですか。ネットニュース、情報番組、全て市長を非難されていますよ。そんな局があるならば、ぜひ私に教えてもらいたい。抗議の電話を入れて当然です。我々若い世代は絶対に許しませんよ。それらをしっかりと理解された上で、このまま被害者に謝罪もなしで、減給処分で責任をとった形で終わろう、もしくは逃げようとお考えなのか、再度お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 逃げようとか、全くございません。

それと同時に、先ほどランキングを自慢しているとか、そんなことをしたこともございません。あくまでも断腸の思いでございます。関係者の皆さんの住所、氏名等、個人情報調べを使用することは、個人情報保護上、問題があり、それにかわる方法がないのが現状です。ですから、ホームページ、報道機関を通じ、おわび申し上げているのが現状ですし、機会あるごとに、そんなランキングを自慢するなんて、そんなことしたこともございませんし、市民の方々におわびを申し上げます。さまざまなグラウンドで、さまざま会合で自分なりにおわび申し上げておるつもりでございます。決して、ランキングを自慢しているとか、私はそんな心はこれっぽっちもございません。どうしてこれを、ランキングが自慢できるんですか。そんな人間じゃないですよ、はっきり申しまして。

以上、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） ランキングの件に関しましては、私も参加しておりました催しで市長御自身が発言されております。その場に100人規模で瑞穂市の名士の方々がお見えになりました。それら市長、お忘れですか。私もいましたよ。何人かの議員も見えました。公儀の場でありました。催しにつきましては、触れていきたいとは思っておりませんが、そういった場で市長御自身が発言をされているんですよ。

まして、謝罪すべきときに、市長はそのまま挨拶をされ、謝罪なのか言いわけなのかわから

ないまま帰られましたね。当然その場にいた皆さんはそう思いますよ。そもそもそう思っていないであれば、今回のネットニュースのランキング、話をする必要が全くないじゃないですか。なぜ取り上げて話をするんですか。それでないなんて、おかしいでしょう。事実、前置きして、セクハラ発言になるかもしれませんがと前置きしているんですよ。

さっきの話も、当時の話も、全く同じです。そういう意図はなかった。ないなら、言わないでもらいたい。真摯に謝罪に努める、それ一本で十分でしょう。私はそう思います。

今回の失言は、市長の信用失墜行為であります。被害者や市民への謝罪、フォロー、信頼回復が急務であります。今後の対応について、重複するかもしれませんが、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 精いっぱい謝罪していくつもりでございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 時間に限りがありますので、市長のマニフェストの総括をお聞きします。

前回の市長選出馬前のマニフェストを見させていただきました。

これによりますと、市長は7つの基本政策をベースとした瑞穂コンパクトシティの構築を目指しておられます。健康立市、教育立市、介護立市、防災立市、産業立市、発信立市、そして税を生かすであります。このうち6つの基本政策についてお聞きする前に、棚橋市政になって新たに取組みされた施策を、前市政継続の施策は省いて、簡潔に御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

市長さんのマニフェストについては、今、松野貴志議員からお話がありましたけれども、大きな内容として、税を公平・公正に使うという一番基本がございます。市長さんはオール瑞穂と言われて、常に、この瑞穂市というのは合併して15年がたつわけでございますが、それぞれの地域の特徴もありますので、地域の特徴をしっかりと把握しがてら、それぞれの地域にきっちと公平・公正にということで事業を進めておられました。

それに関して、私どももできる限り、ハード面についても、それぞれの地域の実情に合わせて優先順位をしっかりとつける、またソフト面においては、校区ごとでいろんな話し合いをして課題をしっかりと見つけて、将来はどうしていくんだということで進めてきております。できる限り公平・公正、そしてから計画的に物事を進めていくと。非常に財政のほうも社会保障費がふえてきております。これはどこの市町村もふえてきているわけでございますけれども、そうした中でしっかりと計画を立て、物事を進めていくということでございますので、よろしくお願ひします。

先ほどもちょっと個別計画がありましたけれども、やはり長い歴史の中で建物等は2つ重な



っている部分もありますので、40年、50年先を見て、将来どのように進めていくかということでございますし、小学校についても、決して私たちは廃止するなんてことは一言も言っていないはずでございます。それぞれの地域が、この瑞穂市であれば、駅があります。大学があります。そして28.19平方キロメートルという本当にコンパクトな場所にインター等もありまして、これからますますまだ発展していく見込みはたくさんありますので、地域の皆さんと一緒に話合い、このまちが発展していくようにということで進めておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 続いて、健康立市についてお伺いします。

マニフェストには、メディカカードの普及と大病にならない方策の推進とあります。大病にならないとは予防医療のことかと思いますが、メディカカードの普及状況と予防医療の取り組みについて、簡潔に御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの松野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まずメディカカードでございますが、これは緊急時に必要な情報の入った、持ち歩くことのできる医療情報のカードでございます。カードについては、疾病に応じて所持することを推奨する患者さんを対象に発行されているところでございます。しかしながら、今のところ発行する医療機関、病院でございますが、限られていることもあり、なかなか普及しているとは言いがたい状況でございます。

しかしながら、県では、特に医療法に基づく、岐阜県保健医療計画というのを策定されまして、その中で適切な救護活動、そういった情報のやりとりということについては掲げられているところでございます。したがって、今後とも県内の状況を注視しつつ、メディカカードにとらわれることだけでなく、医療情報の連携という視点を持ちまして、動向について検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、予防医療の新たな取り組みというところで、大病に至らない方策の推進を主眼にということでございます。

これにつきましては、国の健康増進法によります国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針というものが出されておまして、当市もこの方針に基づきつつ、健康立市というところで総合計画、あるいは健康増進計画によって各事業を進めているところでございます。

特に予防医療という観点からは、1次予防というところで、健康づくりのための運動教室の開催や乳幼児期から大人までの食育の啓発、あるいは、がんや循環器の疾患、糖尿病などの生

活習慣病等々の発生予防と重症化の予防に重点的に取り組んでまいりました。特に、御自身の健康データを知り、それをもとに自己管理できる市民を目指すというところで、若年層の健康診断、健康診査について力を入れてまいりました。20代、30代の若い方を対象とするものでございます。

また、がん検診につきましては、例えば大腸がん検診については40歳から69歳の方の自己負担金が無料となる、これは県の事業でございますが、これについていち早く取り組んでまいりました。

また、ことしの6月には糖尿病性腎症への予防というところで通達がございましたので、これについても取り組みつつあるところでございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 予防医療にはそれなりに取り組まれたかと思えます。

しかし、目玉政策のメディカカードは、理由はさておき、未達成の公約と受けとめ、次に移ります。

教育立市では、こども青年未来部の創設と高等学校の誘致をうたわれております。

先日、穂積駅圏域拠点整備課が創設されましたが、出生から就学までの一貫して対応できる部署としてのこども青年未来部を立ち上げる予定はあるのでしょうか、また、市民全体のことを考えれば、ワンストップ窓口のシステム構築も重要かと思えます。高校誘致とあわせてお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えします。

高校誘致については、後ほど担当課のほうからお答えさせていただきます。

私のほうからは、こども青年未来部についてということでございますが、この青年未来部につきましては、創設の段階に至っておりませんが、できることによって、子供さんや保護者の方々からすると、ワンストップで出生、子育て、保育、就園、就学等さまざまな対応が可能となってまいります。

現在、子供に関することは教育委員会と健康福祉部に分かれており、教育委員会に幼児支援課がございます。幼児支援課の所管する業務内容は、保育所に関すること及び放課後児童クラブに関することなどです。市の教育委員会がこのような保育や放課後児童クラブを担当する事例は全国的にも余り見られないということでございますが、つまり、現在の組織そのものが揺りかごから巣立ちということで考え、一部こども青年未来部に該当する要素も含まれているのではないかと考えております。

例えば、放課後児童クラブの受け入れ施設の問題、指導員の問題がありますが、幼児支援課

と学校教育課、教育総務課は、教育委員会内で協議いたしております。子供の立場に立った視点で、関係する課が一つの課題を解決できるよう努力しているところでございます。こういった行政の動きとしましては、まさにこども青年未来部の一部だと認識しております。教育委員会の中での連携はもとより、広い意味での児童を担当している健康福祉部と連携を密にしないと解決できない場合がありますので、さらに連携強化を図ってまいりたいと思っております。

瑞穂市の規模や職員数、設置する施設の問題等を踏まえ、以上のような考え方で当分対応し、今後、研究をさらに進めていきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 高校誘致のことでございますが、率直に、私立大学の高等部をつくってくださいということで、3つぐらいの大学の学長及びその経営者、そちらのほうとお話ししてまいりました。一番本当にここだったらいい答えがもらえるかなあと考えていたところからは、正直申しまして断られました。ただ、まだそれ以外のところは、またこれから課題として、私としてもこれからまた発信していくつもりでございます。

ただ、その中にありまして、今、岐阜県の中学校卒業の予定者、それと同時に、高等学校に対してどのように県が考えているかだけちょっとここで御報告申し上げます。

岐阜県の中学校卒業予定者は、今後8年間で2,000人以上減ります。岐阜地区においては700人以上減ることとなると推定されています。また、岐阜地区の公立高校全日制課程の平成31年度公立高等学校入学定員は160人の減少となります。県外枠を設けたりして対応している現状があります。しかし、このような中であっても、私たちのまちは人口5万4,000人、またそこから伸びているという状況でございますので、何とか、公立はもう既に統合とか、そして廃校とかいうほうに走っているかもしれません。ですから、何とか私立のほうで高等学校または高等部をつくってもらえないかというところで、今後も発信していくつもりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 現在、子供の健診などは福祉部で行っていますし、出生から就学まで一貫する部署となりますと、福祉部と教育委員会の役割を同時に行うということになり、もともとこども青年未来部そのものが無理があったように見えます。

また、今、市長から御答弁をもらいましたが、高校に関しましては、受けていただけるかもしれないということで動かれたかとは思いますが、市長御自身の御答弁の中に、人口減少が盛り込まれておりました。簡単に言えば、恐らく高校はもうできないという判断で、私はそう思っております。

では、次の質問に移ります。

介護立市について、市長はふれあいサロンの設置をうたわれておりますが、高齢者のふれあいサロンはもともと設置されておりました。市長が目指したサロンとは一体どういうものなのか、お聞かせください。

また、介護立市を目指すのであれば、市民からも提唱されているポイント制の介護ボランティア手法も実現性の高い方法だと思われませんが、今取り組んでいる介護立市の考え方を簡潔にお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） それでは、議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のふれあいサロンにつきましては、地域での介護支援等々を行っていただく地域の集まりというふうに考えておまして、その設置を進めてまいったところでございます。これについては、総合計画並びに昨年策定いたしました「高齢者生き生きプラン」にも登載をしておるところでございます。

現状といたしましては、特に社会福祉協議会さんが中心となって組織立てをしておりますが、現在のところ、地元の公民館等に集まって行う月一、二回程度のサロンということで、市内32カ所というところでございます。これは、シルバー便利帳という市社会福祉協議会の発行する冊子のところのデータでございます。

サロンの一番の目的については、高齢者が定期的に外出し、友人や仲間とおしゃべりや運動を楽しんで行くと。そして、高齢になっても元気に過ごす秘訣であるというふうに考えております。

こうしたことを踏まえまして、今後とも形式にはとらわれず、さまざまな活動や集まり、井戸端会議という言い方もいたしましたが、こうした自然発生的な通いの場などもサロン及びサロンに類するものとして捉えまして、しっかりと地域において把握をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、介護立市の取り組みでございますが、住みなれた地域で介護が必要になっても、できる限り健やかに暮らすことができる、いわゆる地域包括ケアシステムの構築というものを主眼に置きまして、また同時に健康寿命の延伸というところについても考えてまいったところでございます。

こうしたことを考えながら、当市の取り組みといたしましては、高齢者の生きがいくつりというところで、老人クラブ、あるいはシルバー人材センターへの支援を行ってまいりましたし、また各種の介護予防教室や、助け合い、きずなづくりにつなげるための地域の福祉課題を話し合う場としての協議体、各校区ごとでございますが、市全体、あるいは各校区ごとで生活支援コーディネーターの設置及び住民主体の活動というものを目指した体制づくりを進めてまいったところでございます。

また、昨今、特に注目されております認知症の対策について、軽度の認知障害からの早期把握・対応というのを目指す取り組みでありますとか、社会福祉協議会さんに置かれております地域包括支援センターによります図書館、月1回でございますが、図書館であるとか、あるいは学校等々での認知症サポーターの養成講座、あるいは認知症のカフェ、集まりというカフェについても行ってきております。

また、今年度については、地域包括支援センターの大変なお力によりまして、認知症の方と一緒にたすきをつなぐ体験を通してお互いを理解できる「RUN伴+ (PLUS)」というたすきリレーにつきまして行ったところでありまして、これについてはふれあいフェスタ等々で連携をしてきたと。これについては、社協、あるいは包括支援センター、また介護事業所、あるいは一般の賛同の皆さんの御協力を得たところでございます。

そうしたちょっと取りとめもないような話になりますが、さまざまな活動を行ってきたというところでございます。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 今の御答弁は、もともと従来からあったサービスの御説明だと思いますので、私がお聞きしたのは、市長が目指したサロン、介護立市については、どういうものかということだったものですから。今の御答弁から察するに、今回のこの介護立市についても未達成の公約と受けとめさせていただきます。

次に、防災立市についてお尋ねいたします。

市長は、防災立市の構築を政策としていますが、複雑多様化する各種災害の予防や、迅速・的確に対応できる体制の整備などを総合的に実施するための施策かと思えます。

河川等の整備や防災訓練などは継続的に行われておりますが、棚橋市政となってから新たに取組みられた防災システムの構築の具体策をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの防災システムの具体的な取り組みについてお答えをさせていただきます。

防災システムの構築の取り組みは、災害対策基本法に基づき、瑞穂市地域防災計画を基本として進めてまいりました。この計画では、災害の発生の段階に応じて、準備態勢、警戒態勢、そして災害対策本部の設置を運用体制としています。また、台風などの接近についてはタイムラインを設定し、事前段階からの行動を管理しております。そのほかに、瑞穂市事業継続計画、BCPを策定し、危機管理体制を強化してまいりました。警戒本部設置時には、消防署、消防団、関係機関と連携し、市役所大会議室に本部を設置し、情報収集、現場対応を協議する体制に努めてまいりました。

消防団につきましては、各小学校7校区に分団を設置し、消防団本部とも連携して、各分団が地域ごとに地域をよく熟知した中で、市内巡回や緊急時の対応を行える体制を整えてまいりました。ことしの7月豪雨、台風21号、24号などでは、気象情報の集約、警戒本部の設置にあわせて、防災警戒班を招集、消防団も各小学校区ごとに分団詰所に招集し、消防団本部の指示のもと、地域巡回や情報収集を実施してまいりました。また、瑞穂市緊急対策協力会には、あらかじめ定めた担当エリアごとに被災予防・復旧対応に協力していただきました。

各自治会長へは、自主防災組織マニュアル、防災訓練マニュアル、避難所運営マニュアルなどを防災ハンドブックとして配布し、自治会、校区での防災意識の向上に努めていただいております。大規模災害時には、行政としての対応には限界があります。自分の命は自分で守るという自助、地域の皆さんの力で助け合う共助の考えを、地域の防災訓練や出前講座、研修を通じて啓発してまいりました。

消防防災啓発につきましては、消防団に女性消防班を設置し、保育所やイベントなどで防火啓発や消防団の勧誘活動を行ってまいりました。施設面では、行政無線のデジタル化を進めてきました。

今後も、個人でできること、地域で支え合ってできること、行政が行うべきこと、自助・共助・公助を基本として、防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 防災については、専門家とも言える企画部長が取り組まれたのは評価できます。しかし、市長が目指した新しい防災立市の構築とは一体何だったのか、本人の答弁がないのでわかりません。

では、産業立市についてお聞きいたします。

ここでは、朝日大学と連携した産学官の仕組み構築、立地を生かした工場、商業施設の誘致、6次産業化をマニフェストとされております。

朝大との連携は以前から続いているので、御答弁は要りません。工場、商業誘致について何か計画があるならお聞きしたいのと、6次産業化では、以前からあった富有柿を使った食品は別にして、市長のマニフェストにある米、花、サボテン、イチゴ、アユ等の地産品を生かした新たな産業化についてお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 企業からの問い合わせ時には、市内の都市計画区域内の用途地域でいいますと、工業地域となっている場所や農業振興地域内の工場適地になっている土地など、市内全域の土地利用状況を説明・紹介しているところでございます。

現在ある計画としましては、農業振興地域内の十七条地内で食品製造業の会社が進出、来年

度の着工を目指しているところでございます。また、宮田地内の農村地域工業等導入促進法で指定された工業等導入地区内の空き用地についても、新たに企業の進出計画の相談を受け、現在手続が進められているところでございます。十八条地内の既存企業の工場敷地の拡張を予定している事例がもう一件ございます。

6次産業化につきましては、富有柿以外といいますと、花卉の生産、花の生産になりますけれど、こちらの花卉生産者のお一人が6次産業化促進支援事業の補助金を利用してハーバリウムの製作を計画されておりました。今回は6次産業化実践アドバイザーの方の指導や打ち合わせの中で、計画の見直しのため中止されましたが、今後もこのようなお話があれば、県と相談し、事業者の方に協力してまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 米、花、サボテン、アユなど、全く聞こえてきません。公約を出されてから4年目がたちます。簡単に言えば、できもしないのに適当に上げたとしか思えない公約と判断されても当然かと思えます。

では、次に移ります。

市長公約の発信立市であります。みずほ市民メールや、ことし4月に新聞で掲載されましたスマホで広報「みずほ」は発信の取り組みですし、5カ国語で紹介するのは、多文化共生の観点からもすばらしい取り組みと感じており、質問からは除外させていただきました。

では、「税を生かす」から質問をします。

市長のマニフェストには、フェアに誠実に税を生かすとありますが、これは首長になる以上、当たり前のことです。

そこで、きょうはふるさと納税の食事券についてお聞きします。

先日の新聞でも掲載されておりましたが、みずほめんが新たにふるさと納税の返礼品となりました。これ自体は返礼品にふさわしい商品でしょうし、何ら問題があるわけではありません。1万円の寄附金の返礼品商品券として、ほかには焼きしゃぶがあります。

私が気になるのは、今のところ返礼品として指定された店舗が2店舗だけというところ。何か特典は店舗だけが返礼品の食事券の対象となり、宣伝効果と市のバックアップを得るかのように見え、市長の言う「フェアに誠実に」にそぐわないものと感じます。長年、瑞穂市の食文化を支えてこられた老舗の飲食店を幅広く選定し、返礼品としてふさわしい老舗店舗をふやし、納税者の選択肢をふやすのがフェアかと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 食事ができるふるさと納税の返礼品は、現在、焼き肉店とラーメン店2店舗がございまして。この2店の食事券の返礼品は、寄附者様が瑞穂市内まで足を運ぶ必要

があるため、遠方の寄附者様には選ばれにくい品でもあります。事業者さんにとっては、月に数件、場合によっては月1件の申し込みとなることもございます。

また、食事券の場合、金券数千円分とすることは、総務省の通達の中で不相当とされているためできません。このため、特定の料理の食事券として提供することになります。結果的に料理の値段と寄附に対する返礼率まで算出し、返礼品率が3割を下回る場合には敬遠されやすいものとなるため、瑞穂市の返礼品として御提供される時は、小売価格よりも安く提供していただくことが望ましいなど、食事券の取り扱いは事業者にとっても瑞穂市にとっても苦慮するところが少なくございません。さきに紹介したラーメン店のラーメンをふるさと納税専用メニューとしたのは、こうした経緯でもございます。

このような諸事情を理解された上で、瑞穂市のために協力いただける店舗があれば、瑞穂市に訪れる方々をふやす機会にもつながりますので、検討ができると考えております。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 私の時間も残り15分を切りましたので、少し急ぎます。

国の指導で返礼品が厳しくなったときに、返礼品選定委員会をより早く設け、市内飲食店さんと協議等を迅速に行っていれば、より多くの選択肢がふえたのではないかと思います。

いずれにしても、市内老舗飲食店さんを、フェアに、大事にしていきたいです。

以上の基本施策をもとに、瑞穂コンパクトシティーを構築する市長のマニフェストかと思えます。過去の議事録を見ましたが、その中に市長の目指すコンパクトシティーの答弁がございました。それによると、コンパクトシティーは、医療・福祉や商業施設、移住空間がネットワークで形成された機能を持ち、さらにハード面・ソフト面が充実したまちということであります。私がネットで国交省のページを開いておりましたら、同じ言葉が出てきたのは偶然でしょうか。

いずれにしても、さきの基本政策の答弁からすると、ハード面もソフト面も公約達成にはほど遠いと感じます。コミュニティバスの本数をふやしたことで、移住空間のネットワーク形成だけは進歩したと思いますが、穂積駅周辺のハード整備も前途多難でありますし、何より地域コミュニティの希薄化が進む状況下においては、ソフト面の整備が極めて困難であると感じます。あくまでこれは私の主観でございますが、市長は違う見解を持っておられると思います。

そこで、質問します。

ハード・ソフト面の具体例を出して、目指すコンパクトシティー整備の進捗状況を教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員御紹介のとおり、総合計画の中では、集約型都市構造につ



きまして国が重点施策として位置づけているもので、人口減少・高齢化が進む中においても持続的な都市経営を推進するため、地域の活力を維持しながら、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者や子育ての世代等が安心して暮らせる公共交通ネットワークの形成と連携したコンパクトなまちづくりを進めるためのコンパクト・プラス・ネットワークの実現を図るものとなっております。

コンパクトシティーの形成に向けた取り組みに当たっては、穂積駅周辺の都市拠点を核に、市内各地の生活拠点を中核としたコンパクトな居住ゾーン及び公共交通ネットワークの形成に重点を置いたまちづくりを進めることが必要であり、その中でも核となります都市拠点のJR穂積駅周辺のまちづくりを推進するため、現在JR穂積駅圏域拠点化構想に基づく事業の実施に向け、順次、計画策定を進めているところであります。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 駆け足で公約をお聞きしましたが、一言申し上げれば、なぜ御自身の公約の総括に各部長に答弁を任すのか。部長の公約ではなく、市長の公約かと思えます。私からすれば、また失言するのが怖くて逃げたと思えませんか、実現困難なマニフェストで市民を惑わした4年間だったと申し上げておきます。

いずれにしても、マニフェストに対する判断は来年市民が下してくれるはずですが、セクハラ発言で信用失墜にある市長においては、来年の市長選への出馬意思は変わらないのか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 先ほどのマニフェストに対しましての進行状況、私のほうとしてはもう少し追加したい部分もございましたが、あえて安静されましたもので、お答えはしませんでした。企業誘致ももうちょっと進んでおります。そして6次産業のほうももっと進んでおりますし、そんな中、やり残したこと、またこれからやらなきゃいけないこと、例えば1つはJR穂積駅の圏域の拠点化事業、これは非常に大きな事業でございます。そしてまた、この市の庁舎、皆様方の同意をもって毎年毎年2億円ずつ積み重ねていただく、ここまでも何とか入り込めたんじゃないかなあと考えております。

そういった多くの多くの、特に、またこれからさまざま、先ほどおっしゃられたソフトの面、しっかりとこれから構築しなきゃならない部分がございますので、私、しっかりとそういったことをやり続けていくというところで、私自身の考え方を説明させていただきます。

とにかく、進めなければいけないことが山ほどございます。そんなところから、私自身のやる気、それと同時に、これをやらないかんやないかというところで、しっかり後押ししていただきたいものと思っております。どうかよろしく願いいたします。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 後押しとおっしゃられました。出馬をされる御意思があるということ  
で受けとめさせてもらいます。

その意欲と心意気は買いますが、誰が今の市長を応援しますか。公約も果たせず、不適切な  
性的発言が全世界に配信され、インターネットある限り、未来永劫、記事は残ります。そして、  
記憶も残ります。あちこちで謝罪されていると思いますが、出てくる言葉は言いわけ。あげく  
に不名誉なネットニュースのランキング入りを持ち出し、全く謝罪とは思えません。

御高齢の方が集まる催しや町内会長には謝罪や挨拶回りはしていると聞きますが、子供たち  
や保護者の参加する綱引き大会やレインボーコンサート会場の催しには参加もしていません。  
保護者や子供に合わせる顔がないから逃げている、とても反省しているとは思えません。頭を  
下げ、謝罪をするのがそんなに嫌ですか。どんな公約を打ち出しても、このセクハラ発言ある  
限り、かすむだけです。一旦マイナスになると、戻すには血のにじむ努力が必要です。その場  
しのぎの努力では報われません。市長にも経験があるかと思えます。私にもあります。

私と市長の関係は43年にも及ぶ。個人的に深いおつき合いはありませんが、私の祖父は大変  
お世話になった。私は市長が議員に立候補される時、全力で応援した一人です。その後、仰  
ぐ旗は違えど、あなたは市長になられた。私も議員になり、市民のためにと、時には厳しい苦  
言を呈してまいりました。私が勉強不足のときは、電話までくれて教えてくれました。立場は  
違えど、経験の浅い私に指導をしていただき、感謝はしております。

しかし、公の場で発言する以上、責任があります。性的発言は致命的です。市民は絶対に忘  
れません。若い世代、特に被害に遭った生徒の年齢に近いお子さんを持つ保護者は、断じて許  
さないとします。昔と違い、今はそういう時代です。

市長、女性の敵というレッテルをネットや報道で張られた以上、何を言っても通りません。  
職を辞し、後任に託す、それが瑞穂市のためとも考えられます。しかし、何を言っても、判断  
するのは市長本人であり、次も瑞穂市のためにと頑張っていきたいというお気持ちは理解させ  
てもらいました。しかし、若い世代は絶対に許さないと申し上げ、2番目の穂積保育所につい  
てお尋ねをいたします。

穂積保育所は、公私連携型保育事業として進められ、社会福祉法人慈雲学舎がプロポーザル  
方式により選定法人となっております。

公有財産については、土地、備品とも無償貸与が条件ではありますが、当初、保育園西側にあ  
る駐車場については、職員の駐車場になる可能性が高く、有償化・無償化で議会内で論議があ  
ったのは記憶に新しいところでもあります。この件については、私も討議しました。執行部の説  
明では、ここは保護者の園児送迎の場になるということで、無償化で決着がいたしました。

現在、施設の施工が行われておりますが、当初の図面が変更され、施設内の駐車場がふえています。この計画変更で保護者の送迎場所は確保されたと思いますが、今後、西側の駐車場はどのように利用するのか、慈雲学舎の職員が利用するはずないと思いますが、その場合は有償となるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、西側の駐車場についての御質問ですが、当初から園児の送迎用としてだけではなく、主に、現在と同様、職員等の駐車場としても利用を想定しております。

穂積保育所は、今回認定こども園という形で生まれ変わります。従来の穂積保育所は、未満児保育がなかった施設でございます。未満児保育ができる認定こども園では、今までより園児・保護者が安全に、いっぱい未満児さんは荷物があるんですね。ですから、施設のそばにできるだけの車をつけてあげたいというところがあります。加えて、近隣の方々に、より迷惑がかからないようにということで、送迎ができるような駐車場は不可欠というふうに判断しております。

西側駐車場は、保育所運営には必要な施設として、公募時においても瑞穂市公私連携保育法人募集要項で無償貸与と募集をしておりますので、一体として保育業務の運営のために貸与していくということで決定をしております。何とぞ御理解を願います。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 続いて、プロポーザル方式の選定基準についてお尋ねいたします。

このプロポーザルには、社会福祉法人や株式会社、3社の公募がありました。公募者は、図面や見積りはもとより、職員や保育計画、法人の規則・規定や財務諸表を、さらには予算や資金計画など、多くの書類を提出しております。

そこで、お尋ねします。

選定に関しては、こういった書類を各委員が総合的に判断して行っているのでしょうか、またその選定基準をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 公私連携保育法人募集要項に基づきまして、募集期間であります6月5日から7月31日までに応募いただきました各社から、資料をもとに保育法人の審査を行いました。

まず書類審査ということで、幼児支援課におきまして、募集条件の適否を審査しております。保育法人の組織、熱意等の有無、暴力団関係の非該当等々、保育法人の資産、年間運営事業費の12分の1を有していること、書類の不備はないかなどということ審査しております。

その後、委員、公私連携保育法人の選考委員会におきまして、委員の皆様方と審査に入って

おります。委員は全部で10名、学識経験者3名（公認会計士、大学教授、民生委員）、関係教育機関の職員（小学校長）、関係行政機関の職員2名（市職員、保育所長代表）、保護者代表2名、地元自治会長、オブザーバーとして県子育て支援課長に入っていただきます。この県のほうは指導という形で、適切な選考が行われるようにということで、オブザーバーということで選考権はないということです。

委員の皆様には、応募いただいた各社からの資料をお渡ししまして、それぞれの専門的見地から見ていただきまして、よりプレゼンテーション審査が行えるよう、委員の皆様と情報共有を行っていただいております。例えば公認会計士の委員は法人の財務諸表などを、保育所長・行政関係者には保育所職員体制調書や保育計画、そしてから法人に関する調書などを専門的見地から見ていただいております。

プレゼンテーション審査では、安定した経営及び保育の質が確保が可能であるかどうか、見識と意欲、能力を有して、教育・保育等の提供内容、信頼できる法人かどうかを判断して評価させていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 時間もありませんので、簡潔に質問をします。

プロポーザル選定後の変更についてお聞きします。

また、最後の質問と一緒に聞きさせてもらいますので、お願いします。

選定委員に関しましては、穂積保育所の選定委員は、学識経験者3名、保護者代表2名、自治会代表1名、合計9名で構成されておりますが、その後、こういったレベルアップをいかに図るべきか、そのお考えをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 選考委員の皆様には、限られた日程の中で効率よく審査していただけるように、事前に資料をお渡しし、それぞれの専門的見地から見ていただいたということでございます。それで、プレゼンテーション審査の前までには、委員の皆様の習熟度を同じに上げるということで、それぞれの立場から説明をしていただき、よりよい審査に向けて総合的に判断できるよう、情報共有をさせていただいたところでございます。

保育所整備計画に基づきまして、今後も順次進めてまいります。よりよい公私連携型の保育施設をつくるためには、例えば募集してきました保育事業者の実際に運営しているところ、園の視察などを取り入れるなどをして、委員さんたちも現場を見ていただくということは、今後は入れていくとよりよくなるのではないかなあとも思っております。こういうことを入れたりしまして、レベルアップを図るなどして、安定した経営で保育の質の確保が可能な事業者を選定できるような検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（松野貴志君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、1番の松野貴志君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。13時45分から再開をいたします。

休憩 午後0時26分

再開 午後1時44分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

6番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番、無所属の会の杉原克巳でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、次の3点を質問させていただきます。

1問目は、来年度の重点施策ということでございます。

2問目は、2022年問題ということで、生産緑地を見据えた移住・定住対策についてでございます。

3つ目は、公共施設等の管理のあり方ということで、この3点につきまして、質問席から質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、第1問目の来年度の重点施策につきまして、市長にお伺いをいたします。

市長の1期目の任期最後の予算編成の時期を迎えました。今回の予算編成は3年半の実体験をもとに、最後の棚橋カラーを打ち出す大変重要な予算編成であると位置づけております。31年度の予算編成の訓示の中で、今回は骨格予算ではなくて、本格予算の編成をするという旨の説明をされましたことは、私は大変意味があることだというふうに理解をしております。

そこで、私は市民の皆様の実感と市政の現状への評価は相当の温度差があるように感じており、住んでよかったとの評価、日々の生活の暮らしの改善を実感されていない市民の皆様に応えるためにも、市長の意気込みをお伺いしたいと思います。

市長はかねがね、財政の健全化に努力を重ねることを大事にしておられます。プライマリーバランスや各種財政指標に十分留意し、特に実質公債費比率、経常収支比率、将来負担比率等の健全化判断比率を意識されておられ、その指数を遵守することは十分理解はしますが、今、本市が中・長期的な持続可能な成長・発展をしていくためには、近々の需要は何かを認識していただき、策を実施する時期であるというふうに私は考えております。

きょうも午前中に松野貴志議員から質問がございましたように、市長1期目の市長選挙の際に、瑞穂創生7つの基本政策を掲げられました。その7つにつきましてお答えをされておられますが、私は産業立市ということを中心に質問をさせていただきたいというふうに考えております。

私は、産業政策、企業誘致、道路等の基盤整備、下水事業等の公共インフラ、土地政策の見

直し等課題が山積しており、時間的な余裕はなく、火急に決断を求められていると痛感をいたしております。裏を返せば、住民が求めている事業を推進されていないあかしとも言えるのではないかというふうに思っております。具体的にどのような事業が本市にとって有益で、かつ考えておられるかを、抽象論ではなく具体的な施策を単年度事業とあわせまして、中期的な政策を後ほどお示し願いたいと思います。

そこで、本市のハード面において、変化のない現状の裏づけとして、私が別紙資料の分析を行いました。

ここで、議長に暫時休憩をいただきたいと思います。といいますのは、資料を皆様方にお渡しいたしましたして、その資料をもとに質問をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（藤橋礼治君） それでは、しばらく休憩をします。

〔資料配付〕

休憩 午後 1 時52分

再開 午後 1 時54分

○議長（藤橋礼治君） それでは、再開をいたします。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） 今、皆様方にお渡しをしました資料は、データとして総務省の地方財政状況調査関係資料、よく言われます決算カードの数値をもとに本市の財政指標状況、とりわけ普通建設事業費と産業関連分野の実態分析を行い、あわせて隣の自治体でございます本巢市とのデータを比較し、さらに類似団体のデータも参考として表示をいたしております。

まず、まちづくりの基盤整備事業としての普通建設事業費ですね。これは投資的経費ともいえますけど、その推移及び対比を見てもらいますと、2 番目でございます普通建設事業費の推移表というものですよね。本市と類似団体、その下に類似団体とありまして、その下に先ほど言いました隣の本巢市で、本巢市の類似団体の数値をここに表記をいたしております。

本市のまず普通建設事業費は、25年から28年度までしか決算カードはまだ出ておりません。29年度は多分来年の3月か4月ごろしか出ませんもので、28年度まで出ておりましたから、ちょっとデータとしては古うございますけど、よろしくお願いをしたいと思います。

ここで見てわかりますように、普通建設事業費の推移が平成25年から22.4億、それから26年が18.1億、27年度が30億ということでちょっと上がっておりまして、また28年度は22.7億と。それで、お隣の本巢市はどうかといいますと、25年が35.9億、26年度が34.1億、それから27年度が23.2億と、それから28年が26.7億と。

瑞穂市の人口1人当たりの歳出額というのを見ますと、25年が4万2,355円、26年が3万3,938円と、それから27年が5万6,005円の28年が4万2,095円と。瑞穂市の類似団体を見ます

と、これが25年が6万3,956円と、それから26年が6万6,255円の27年度が5万4,227円と、それから28年度が5万7,295円と。

それから本巢市のほうに行きますと、25年が35.9億の26年が34.1億、27年が23.2億と、それから28年度が26.7億と。本巢市の人口1人当たりの歳出額というものが、25年が10万772円、それから26年が9万6,237円の27年が6万5,824円の28年が7万6,162円で、本巢市の類似団体人口1人当たりの歳出額というものが、25年が9万961円の26年が10万6,614円の27年が8万5,459円の28年が8万3,280円ということで、ここで類似団体とはどういうことかと思えますけれども、おわかりになる方もお見えになると思えますけど、これは、全国の市町村を指定都市、中核市、都市、それから町村と。それからまた、東京都の特別区に分離した上に、さらに都市・市町を、人口規模や産業構造で細分化し35の分類をいたしております。その中で、同じグループに属する自治体を示すものであるということで、瑞穂市はタイプの2-2と、それから本巢市は1-1ということは、これも類似団体ということでもありますけど、人口が、5万以上と5万以下ということと、第2次産業と第3次産業に従事しておる人口の比率でそのタイプを分けておるといようなことでございます。

ですから、ここからどういうことが言えるかということ、もう皆様方、今この数値を見ていただきまして御納得をさせていただいていると思えますけど、本市の人口1人当たりの歳出額を、例えば我々の瑞穂市と類似団体を見てもみますと、25年度比はパーセンテージでいきますと66.2%、26年度が51.2%、27年度が103.3%の28年度が73.5%という数字になっておりまして、27年度をのければ顕著な乖離が見受けられるということでございます。

じゃあ本巢市との1人当たりの人口比の歳出額を見てもみますと、25年度が42%、それから26年度が35.3%、27年度が85.1%、28年度が55.3%と大幅な乖離になっておるといようなことでございます。

では、次に、先ほどは建設事業費の支出を言いましたが、今度はその中で、次に産業別ということで農林水産業とか、商工業とか土木費ということが、その下に3表、表示をさせていただきますが、ここで言えることは、時間の関係上はしよりますけど、要するに本巢市と私は瑞穂市を類似しましたのは、タイプでは1と2というふうに違っておりますけど、一番最初の一番上にございます一般会計の決算額ですね。これを例えば28年度を見てもらいますと、瑞穂市は177.8億円ですよ。本巢市は171.6億円ということで6.2億円ということで、要するに予算規模においては、見方によれば遜色がないといようなことで、たまたま隣が本巢市ということだけでありまして、意識的に本巢市を出したわけではございませんが、そのようなことで表示をさせていただきました。

ですから、結論としてどういうことが言えるかということになりますと、これ、本巢市と瑞穂市を見ますと、まず絶対金額におきまして、もう全然桁が違うということですよ。これ

をひとつ御理解いただきたいなあというふうに思っておるようなわけでございます。

そうしまして、次に商工費に至っては、我々の瑞穂市は5,000万台半ば、27年度が1億1,400万ということでございますけど、あとの3年間は5,000万台の推移ということですよ。そのお隣の本巢市というのは2億円台で済んでいるということですよ。25年が2億5,900万、26年が2億2,800万、27年が2億7,100万で28年度には3億5,400万という数字ですよ。

そうしまして、土木費に至っても同じようなことで、ここも瑞穂市が25年が18億100万と、それから26年が16億600万の27年が15億8,000万の28年が17億4,200万と。本巢市は20億1,500万と、それから26年が19億7,200万の27年が15億300万の28年が20億4,600万ということで、この地域的な特殊性はあるにせよ、この数字は自治体における、要するに政策というものが顕著にあらわれているのではないかなということ、皆様方の御認識をいただいたのではないかなと思っておるようなわけでございます。

それで、次に1人当たりの歳出額、これも全く同じことで、ここで一々数字を私がどうのこうのというわけではございませんが、絶対額が違うということになりますと、それに比例的な数値ということで、非常に我々の瑞穂市ということは、そういう産業政策に対しての費用支出というんですか、歳出が少ないということでございます。

以上、普通建設事業費と、それから産業部門の先ほど言いました農林水産業、商工業、それから土木費の歳出を見ますと、全て本巢市並びに本市の類似団体並びに本巢市の類似団体よりも比較いたしまして、歴然とその乖離が見受けられるということでございます。

要するにこれから質問をするわけでございますが、要は我々瑞穂市も限られた財源というものがございますから、青天井にそれをふやせばいいというものではございません。いろんな分野がございまして、公平・公正ということも期するならば、そこら辺は重々私はわかっておりますが、ここで2つあわせて質問を市長にお尋ねをいたします。

この資料を見られまして、市長は決算カードというものを見ておられると思いますが、率直な感想ということと、今後のまちづくりのために、どうこの資料を見られて、生かされるかということ、1つ御質問したいということと、もう一つは、どのような事業が今本市にとりまして、プライオリティーというんですか、優先課題と考え、31年度の予算編成にどう反映されるかということ、首長の立場から、ひとつお答えをお願いしたいと思います。

[発言する者あり]

○6番(杉原克巳君) はい、結構です。じゃあ総務部長、お願いいたします。

○議長(藤橋礼治君) 広瀬総務部長。

○総務部長(広瀬充利君) 昼からの1番バッテリーということで、お疲れさまでございます。

私のほうから先にお答えさせていただきたいと思っております。杉原議員の御質問にお答えいたします。



現在、平成31年度の予算編成の第1段階としまして、当市の第2次総合計画の基本計画に基づき、主要事業についてヒアリングを実施し、年明けから予算査定に入る予定でございます。

そこで、来年度の事業ヒアリングで聴取している主な事業について説明をさせていただきます。

まず「安全で安心して暮らせるまち」におきましては、治水・防災分野で、牛牧排水機場の整備事業（国土交通省への委託事業）、また防災行政無線デジタル化整備工事（中小校区5基、南小校区5基）、また消防ポンプ車・小型動力ポンプの更新事業の3事業をヒアリングしております。

次に、「便利で快適に暮らせる美しいまち」においては、都市基盤分野において、JR穂積駅圏域拠点化構想推進事業、交通基盤分野で自主運行バス運行費負担金（4路線）、また路線バス運行費負担金（安八穂積ほか）、また柳一色歩道橋整備事業、そして社会資本整備総合交付金ということで橋梁防災・安全事業、そして上水道・下水道分野では、公共下水道（瑞穂処理区）事業の5事業をヒアリングしております。

次に、「心が通う助け合いのまち」においては、地域コミュニティー分野として自治会活動振興交付金と、また高齢者福祉分野としましては、生活支援体制整備事業、社会保障分野では、福祉医療助成事業、医療・健康分野では、集団健診ウェブ予約サービス事業、人権・平和分野では、男女共同参画基本計画事業の5事業をヒアリングしております。

次に、「夢あふれ希望に満ちたまち」においては、子育て支援分野において公私連携保育所整備事業（ほづみの森こども園関係）、そして保育所遊具新設工事、学校教育分野では、小学校ICT教育の推進事業、低・中学年へのもので電子黒板やタブレットなどがございます。また、ALT事業、そして学校施設長寿命化計画策定事業、ほづみ幼稚園のA棟ほか改修事業、生涯学習・地域文化分野では、瑞穂市の市史編さん事業、生涯学習施設の計画的な改修の8事業をヒアリングしております。

次に、「活気あふれる元気なまち」においては、観光・交流の分野で民間施設等を活用した地域活性化拠点創出事業で、中山道の整備事業（小簾紅園の改修工事）などの2事業をヒアリングしております。

最後に、共通分野で「持続可能な都市経営のまち」として、財政運営分野として、ふるさと応援寄附金報奨事業、ふるさと応援基金積立事業、庁舎建設基金積立事業の3事業をヒアリングしております。

また、いつでも誰でも利用できる芝生を中心とした公園（広場）を基本コンセプトとした、（仮称）中山道大月多目的広場の整備事業や「安全で安心して暮らせるまち」、防犯カメラ設置事業をヒアリングしております。

今後、これらの第2次総合計画に掲げた主な事業のヒアリング結果をもとに、優先事業を査

取し、事業ごとの査定を行っていく予定をしております。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） この表を見させていただきまして、まず私自身が思いましたのは、率直に申しまして、普通、議員の皆様とか市民の皆さんは、歳出から大体お話をされます。ただ、本当にこの表の中で、恐らくは杉原議員さんがおっしゃりたいのは、歳入をしっかりとやるために普通建設、そして土木、そういったところをしっかりと、それでいろんな企業に来てもらいなさいと。その中で歳入をしっかりとしてから事を起こしていったらいいんじゃないかというところも、そういったアドバイスを出したいなというおつもりでこの部分を比較なされたんじゃないかなと私自身とらせていただきます。

まさに本当についつい歳出のほうへ目が向くところを、まずどうやって歳入をするんやと、そのためにはしっかりと工場用地をつくらないかん。そのためには工場が理解してくれるような土木、そして建設、そういった場所をつくることも一つ必要じゃないかなというところの提言というおつもりじゃないかなと思ってかいま見させていただいた次第でございますが、幾分、私のとり方が間違っているところもあるかもしれませんが、ただ、そのところは、この後に御質問に答えていきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 私は、きょう質問をする際に、7つの基本政策の中の産業立市ということを中心に絞って質問をさせていただきますということで、そのデータを基礎データということで皆様にお目につけたわけでございます。

ということは、私はいつも思っておるんですけど、要するにこのまちの姿というものを目で訴えるものが、この瑞穂市は全然、こういう表現をしたらオーバーでちょっとお叱りをこうむるかわかりませんが、変わりばえがしないということなんですよ。

私はよく、今までも一般質問の中でも言っておりますけど、瑞穂市を取り巻く自治体のマーケティングリサーチをさせていただいておるわけでございますけど、本巢市へ行きますと、本当に1カ月行かないと、ああ、ここに工場ができたな、ここにも新たな道路ができたなということなんですよ。それが要するに視覚に訴えるということは、市民の皆様も、それからこの次の第2の質問のところにもまた関連してくるわけですけど、まちの姿が変わったということを見せないと、第三者の人は、全然10年間何も変わっていなかったら、余り魅力のないまちづくりになっちゃうんですよ。

ですから、そこら辺をよく念頭に置いて、先ほどから言いましたように、財政は青天井とはいかないんですけど、そこら辺のバランスを重視することも、私は大事かと思うんですけど、常日ごろから私は言っておりますのは、タイミングという問題があるんですよ。

それで、きょうも朝ですか、テレビを見ておりましたら、通常ですと大きなイベントがありましたら、来年、再来年の東京オリンピック・パラリンピックが終わったその後には、不況が来るということですけど、きょうも朝の質問のところで松野議員が言いましたけど、アメリカと中国との経済戦争ということがありますと、日本の経済というものも前倒しになって不況が来るんじゃないかなと。来年の10月の消費税も7月の選挙結果によっては棚上げになるんじゃないかなということも、経済アナリストも言っておるようなことでございます。

ですから、これはちょっと余談になりましたんですけど、そういうことで、とにかく目に見えるまちの変化ということを市民の皆様も、それから、これから瑞穂市で生活をしてみようと試してみえる方も、それを念頭に置いてそういう施策を打っていただきたいということをお願いいたします。ぜひそこら辺を31年度の予算の中でも、少しずつでもいいんで取り組んでいただきたいというふうに思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

次の質問といいますのは2022年問題、ということは、これ、生産緑地の問題でございます。これを見据えた移住・定住対策について質問をいたします。

昨今、人口減少に悩む地方自治体、移住政策を行う自治体はこの3年で5倍ほどふえ、全国でまさに人口の争奪戦が始まっております。自治体の打ち出すUターン・Iターンへの優遇策も過当競争の様相を呈しております。

空き家の購入、移住・定住者補助金の支給、改修費や家賃の補助、引っ越し代の助成、就農者への奨励金、年間数万円もするほどの特産品の進呈等、各自治体は幅広いメニューをそろえております。

おかげさまで、現在、本市は人口も順調に伸び続け、人口増加率は県下ナンバーワンであることは疑う余地はございません。国立社会保障・人口問題研究所の予測によりますと、2030年までは人口がふえ続け、5万7,000人弱に達するとも言われております。

2018年、先月末の現在本市の人口は5万4,686人でございます。今後12年間で2,300人強ほどの増が予測されております。その間、順風満帆のようで死角がないように見受けられますが、そこには2022年問題、都市部における農地問題、すなわち生産緑地問題が表面化し、本市も無縁とはいかないというふうに私は考えております。ことわざにあるように「風が吹けばおけ屋がもうかる」、出方によっては影響をこうむる事態になりかねないと考えております。

では、2022年問題とはどのようなことかといいますと、都市部にある一部の農地が宅地並み課税となるため、農家が農地を大量に手放すのではないかという問題であります。この農地は生産緑地といい、市街化区域のうち一定の要件を満たす土地が、生産緑地地区制度に沿って管轄自治体により指定を受けた区域の土地のことでございます。つまり、生産緑地は市街化区域の中にある土地であり、別の言い方をすれば、生産緑地とは都市農地であるということござ

います。

生産緑地が生まれました背景には、1992年に都市計画とは別に、農地や緑地は地盤保持や保水の働きがあり、それらを一度に宅地化してしまうと自然災害を誘発する懸念があるため、一部の農地や緑地は、自治体が指定して残すことになった経緯がございます。

また、生産緑地の指定された農地は、1つには、固定資産税が農地並みのまま維持されるとの引きかえに営農を義務づけられております。

2つ目には、固定資産税が農地並みのままという優遇措置は30年間の期間限定であり、その期限が切れるのが2022年となっております。

3つ目には、生産緑地の所有者が自治体に取り取りを申し出ることでもでき、自治体がい取りるか、または農業者にあっせんするか。もしそれができない場合は、生産緑地の制限が解除されるという約束の事柄でございます。

4つ目には、市街化区域の農家も高齢化が進んでおり、後継ぎもいないため、2020年には多くの農家がい取りを申し出ることが予測をされております。それに対しまして、自治体は生産緑地を買い取る財政的な余力というものもないから、ほとんどの自治体では、生産緑地を買い取れないと予測をされております。したがって、生産緑地が解除されてしまえば、農地は宅地並み課税となるため、農家は自然と農地を売却するという可能性が出てくるわけでございます。

そこで、起こり得る状況として4つの選択肢が上げられると思います。

1つには、その土地を売却するということですね。要するに自治体に取り取りを申し込んでも、自治体がい、先ほど言いましたように、財政上無理だということになりますと、農家の方は農地を売却ということになるわけでございます。

2つ目には、土地利用ということで、農地といいますのは、1反が大体300坪が一番小さな単位だということから、その活用方法として、例えばアパートやマンションを建てて、要するに相続税対策というものも考えられると。

3つ目には、これは期間延長ということもできるということで、生産緑地も農業をそのまま続けたいという申し出をすれば、10年間の期間延長も可能性があるかと。

最後になりますが、特定生産緑地ということでこの2022年問題を鑑み、昨年5月に都市緑地法等の一部改正する法律案が公布されまして、この改正では、市町村は生産緑地を周辺地域の公園や緑地、土地利用の状況を勘案して、その保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効なものについては、特定生産緑地として指定できることになっております。

特定生産緑地に指定されますと、さらに10年間の今と同じ生産緑地として制限がかかり、農地並み課税はそのまま継続されると。しかも特定生産緑地の指定は10年ごとに更新ができるということになっております。

さて、ここで、本市への影響を考えたいと思います。ここで、また一度休憩をいただきたい  
と思います。資料をちょっと配付したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩をとります。

〔資料配付〕

休憩 午後 2 時22分

再開 午後 2 時24分

○議長（藤橋礼治君） それでは、再開いたします。

○6 番（杉原克巳君） よろしくをお願いします。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） また、資料をお配りしましたのをちょっと見ていただきたいと思います。

この資料は、地域経済分析システム、要は今言っておられましたRESASをもとに、本市の人口の社会増減、転出・転入ですね。要するに自然動態の出生とか死亡は関係なくしてのあれですね。その社会増減を年度別に転入超過数と転出超過数の4年間の推移表を作成いたしました。

そこで、まず見ていただきたいのは、これは転入超過数の内訳ということで、24年が総計でいきますと413人、2015年は414人、それから2016年が398人、それから2017年が357人で、上の市町でいきますと226人で構成比が54.7%、413人のうち226人というのは54.7%になります。2015年は414人のうち上位10の自治体で219人で52.9%、それから2016年は398人の転入超過数で自治体別にいきますと、上位209人で52.5%と、それから2017年は357人のうち上位10の自治体で170人の47.6%ということになっております。

ここから見ていただきますように、上位10の自治体で50%前を占めておることが、この表から一目瞭然にわかると思います。

次に、転出超過数の内訳を見てみますと、2014年が総計で355人、それから2015年が359人、2016年が304人と、2017年が378人と。その10の自治体、要するに市町でいきますと138人で構成比が38.9%と、2015年は359人が要するに転出超ということで、そのうちの53.2%の191人が上位の10の市町で構成をしておると、2016年は304人のうち103人で33.9%と、2017年は378人のうち150人で39.7%ということで、この表の転入のほうを見ていただきますと、我々の瑞穂市の近隣の市町からの転入が多いということですね。これを一つ御理解いただきたいというふうに思っておるわけでございます。

そうしまして、今度転出のほうを見てみますと、2016年、2017年となりますと、愛知県、とりわけ名古屋市、その近郊、尾張の北部ですね。ここら辺が多くなってきておるといようなことでございます。

ということは、この生産緑地と関連づけてちょっと説明を次にさせていただきたいんですけど、その下に愛知県内の都市別の生産緑地面積とございますよね。ちょっと字が小さいものでちょっと見にくいかと思いますが、ここが非常に重要なところでございまして、名古屋市内でいきますと505.7ヘクタール。これを構成しておるのが、名古屋市、日進市、清須市、豊明市、北名古屋市ですね。それから今度は尾張西部で207.1ヘクタール。これは津島市、愛西市、稲沢市、一宮市ですね。これは尾張の西のほうですよ。それから尾張の北部ということで、犬山市、小牧市、江南市、岩倉市というようなことになっておりまして、ここで一番、今後我々が考えなくてはならないのが、この下にございます、要するに愛知県内でも名古屋市、それから尾張西部、それから北部ですね。この3つの地域の合算が生産緑地として901.3ヘクタール、約270万坪あるわけなんですよ。ここが一番ポイントでございます。

瑞穂市の面積といたしますのは、2,819ヘクタールですよ。ということは、本市の面積の32%に該当するというので、一度に2022年に全部解除されて、もう農業はやりませんよということで、そういう土地の需給のバランスが崩れた場合に、今まで2016年、2017年の2年間は、今、名古屋、名古屋近郊都市への人口移動というのが起こっておるわけですね。ですから、これがより加速化をするんじゃないかなという懸念が、私はこのデータから見れば一目瞭然ではないかなというふうに考えておるようなわけでございます。

そこで、今回、事前通告書にはちょっと質問事項として加えておりませんでしたんですけど、私のこのデータをつくってございまして、企画部長に電話で一つ提案として、この名古屋及び名古屋近郊への転出者の方のアンケート調査をしたらどうかと。どういう理由で瑞穂市から名古屋市内及び尾張北部、西部のほうに転出をされるのかということですね。愛知県の全員の方にはアンケートというのは私は余り必要ないと思います。ですから、そこら辺の地域の方に、一度アンケート調査をしていただくということも、私は大事な一つの事項ではないか、事柄ではないかなというふうに考えておりますから、ひとつ企画部長からお答えをお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの杉原議員の御質問にお答えします。

まずもって御提示いただいた資料から、転出超過先の自治体は、JR、それから名鉄、近鉄等の公共交通の、道路も含めて交通の利便性の高い自治体へ転出が目立っています。こういった点から、個人のライフスタイルに合わせて、利便性の高いまちが選ばれていると思われま

す。現在、瑞穂市移住・定住で重点を置いている点は、名古屋まで25分、高校生までの医療費の無料化、土地の価格の安さなどでありま

す。これらは移住パンフレットや交流事業、それと穂積駅の大型ポスターなどで移住・定住の促進を図っているところでござい

ます。議員御指摘のアンケート調査でございますけれども、6月の議会の中で今木議員の御質問にもございましたが、現在、市民課と市民窓口課での転入・転出時の受け付け時に転出される方

に転出理由について記入調査を行っています。

調査項目は、1つ目は、職業上、就業、転職、転勤。2つ目は、学業上、就学、卒業。3つ目は、結婚、離婚、縁組み。4つ目は、生活環境、医療、買い物などを含む調査でございます。5つ目は、自然環境上、自然条件、防災上の安全性、6つ目は、交通の利便性、通勤、通学。7つ目は、住宅事情、家の購入、新築など。8つ目にその他、以上、転出理由の中で1つだけ丸をつけていただく調査を行っております。

これらの調査をさらに掘り下げた人口動態調査に必要な分析データと考えますので、窓口アンケート調査や他の調査データの分析などを検討して、データ化ができれば参考にしていきたいと考えております。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 次に、冒頭部分で述べましたが、Uターン・Iターンの積極的な施策支援も今後安定的な人口増につながると考えております。

ここで、国の動きというのを見てみますと、政府は、来年度の2019年度予算の概算要求に地方創生関連として2018年度当初比181億円増の1,228億円を計上した旨を、実は先般発表いたしております。東京一極集中の是正を狙い、地方に移住して起業、就業した人に対し、引っ越し費などの必要経費を最大300万円補助する制度を新設するというふうにも言われております。

新制度は東京圏、これは東京を中心に、埼玉、千葉、神奈川から地方への移住者が対象で、移住先で起業すると最大300万円、働き手確保に悩む地域の中小企業に就職した場合には、最大100万円を補助すると言われております。いずれも国が半額拠出し、残りは移住者を受け入れる地方自治体が負担をするということになっております。また、地方で暮らし、一定期間働いていない高齢者や女性らの新規就業を促すために、職業訓練の費用などの補助をする制度も今考えておるといようなことでございます。

政府は、移住者を合わせて地方で働く人を6年間で30万人ふやしたいという考えで、関連予算を84億円も盛り込んでおるといようなわけでございます。

そこで、質問でございますが、本市の移住・定住対策の考えをここで伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 各市町の利便性、住みやすさはそれぞれに個性があるため、本市では、今後も交通利便性や生活面での経済的利便を強調していくことが重要と考えております。

移住者が移住先を選ぶ際には、今までに訪れて得たその自治体のイメージが一つの選択基準となると考えられます。瑞穂市に訪れたことのある、すなわち交流人口をふやし、よいイメージを持っていただけるよう、また市外、県外の方に本市の利便性を理解していただき、移住・定住につなげていけるよう、県外でのPR活動やマルシェなどの地方創生事業の市外からの来

場者や店舗の参加を行っていく予定であります。

来年5月に予定しております「水と緑のマルシェ」では、さい川さくら公園のロケーションを生かしたアウトドアをテーマに、市外の方との交流ができるよう企画をいたしております。この事業も民間活力による事業として展開されるよう、内容を現在企画しているところでございます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 先ほども言いましたように、この資料を私がどうしてつくったかといいますと、要するに2027年度にリニア新幹線の品川―名古屋間が開通する予定になっております。そうすると40分間で行くわけなんですよね。距離的じゃなくて時間的な感覚というのは非常に短くなりまして、私在家から名古屋まで通勤しておる時間で例えば40分ぐらいかかりますよね。その時間で行っちゃうわけなんですよね。

ということは、五、六年前になるかと思えますけど、これは経済用語でストロー現象というのが発生するということで、一部の方はおわかりになると思えますけど、要するに都市集中型になっちゃうわけなんです。ということは、ここでいいますと名古屋市がその機能を、ですからこういうことで私は今回資料をつくらせていただいたのは、生産緑地がこれだけの面積が出ると、別に東京で住みやを持たなくても名古屋で住居を構えて、そこから通勤ができるような状況になるということですね。要するに全部吸収しちゃうということなんです。

ですから、こういう我々のような瑞穂市、5万規模の地方自治体ということは、非常にこれからよほどの未来志向の政策を打たないと、先ほど部長からもお話がございましたように、名古屋から25分という交通のメリットがあるといっても、これは言葉だけであって、それを実際の政策というふうに打ち出していけないと、それこそ2030年の人口増までには行かなくて、その前にもう既にアップトレンドから下降トレンドに人口のほうも減っていくのではないかなということで、あえて私はこの資料を作成させていただきまして、行政も議員の方も皆さん認識をしていただけたらということで作成をさせていただきました。

では、最後の質問になるわけですが、公共施設等の管理の問題でございますが、きょう、私の前の小川議員からも御質問がございましたものですから、私はこういう個々の事項についての質問じゃなくて、実は小川議員も、先般、公共施設マネジメント計画に関する市民説明会というのに出ておられまして、それをもとに質問をされておるということで、私も重複は避けたいなということで、その場に、要するに巣南公民館のほうへ出席された方が、一番関心があったのは、資金の問題でお話をされておられまして、この資料を見ますと、今後の費用の試算ということで、このままの従来維持管理費でいくと963.8億円、要するに今後40年間で。長寿命化と施設総量の適正化ということでいきますと845.3億円かかるよということで、



じゃあこの資金をどうやって捻出するのということと、それからその場で、じゃあこれは何を根拠にそれを積算されたかということも質問として出ていたのではないかなというふうに私は理解をしておるわけでございます。

それともう一つ、では、これだけの金額をただ資料としてつくって九百何億ですよと言われてもぴんとこないんですよ。それにはやはり資金ポジション、要するに資金をどういうふうに出すかという、残り20年、30年先はいいんですけど、今、我々のところでもいろんな事業をこれから行わなくてはならないということで、非常に資金の確保というんですか、財政の確保というんですか、収入源の確保というんですか、そこら辺が非常に問題になってくると思います。ですから、市民の皆様も私と同じような認識で、本当にこれ、できるのと。

あとは、要するに外部の資金活用で行くということで、PFIとPPPの2つの方法があるということもここで明記されておるんですけど、じゃあどういう事業をPPPとかPFIに該当するのかという説明もなかったんですよ。ただ、ここの文章を事務局の行政の方が説明されておるだけで、出席した者は、じゃあこれについての答えというのものもある程度は求めて出席をされたと思うんですよ。ですから、そこら辺が全然お答えになっていなかったということで、私はあえてこの場で質問をさせていただいたということでございますから、お答えを願いたいと思います、この2件につきまして。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの杉原議員の質問ですが、PFIの関係の質問ということでお答えさせていただきます。

近年、官民連携による事業手法を進めるためには、PPPが取り上げられることが多くなっております。PPPとは、Public Private Partnershipの略であり、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、官民連携とも呼ばれております。PPPの中にはPFI、あるいは指定管理者制度、公設公営のDPO方式、あるいは包括的民間委託等が含まれております。

具体的にPFI方式について説明をさせていただきますと、民間の資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理、運営を行うもので、資金調達から設計、建設、管理運営までを民間が行い、事業終了後に所有権が民間から公共に移される民設民営の手法をいいます。

一方、PFI的な手法としましてDBO方式という手法がございます。このDBO方式は、民間に設計、建設、維持管理を一体的に委ね、施設の所有、資金調達は公共が行うという公設民営の手法となります。このDBO方式では、公共が資金調達すれば有利な金利で借入れができますし、設計・建設管理を包括的に民間が行うことにより、実際に使用することを考えた施設をつくることができます。メンテナンスのことまでも考慮し、設備導入も可能となり、施

設マネジメントが効率的に実施できます。

このように民間を活用した手法をとればメリットもありますが、一方ではデメリットもあります。まずはどの事業手法を採用すれば本市の目指す公共施設マネジメントに合致するのかを比較検討していくことが必要となります。

現在、瑞穂市では新庁舎の建設を検討している中、新庁舎建設に係る費用の一部である2億円を毎年積み立てているため、供用までに10年以上の事業期間が必要としていますが、官民連携により民間の持つ資本やノウハウを活用することで、事業コストを縮小し、事業期間を短縮できる可能性があるため、想定される官民連携手法であるPFI方式など、民間の力を活用した事業手法や市場動向の調査を行っていきたいと考えております。

今後は庁舎に限らず、公共施設のマネジメントとして民間の力を活用するPFI方式等を導入すべきかどうかの検討や、それら事業の発案ができるように先行事例や市内事業者等からの情報収集を行うなど、十分に研究をしていきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 2つ目の質問の中で、ですから、40年間かかるんですけど、そこまでの長期の資金シミュレーションというのはなかなかできないと思います、前提条件が変わってきますもんですから。ですから、20年ぐらいの長期資金のシミュレーションということも実際やっていたかかないと、市民の皆さんに説明するときに、まさに絵に描いた餅に終わってしまうと。やはり財政というものの裏づけというものは確実に、制度の問題というものが出てきますけど、やはりそういうものも、だから、事業計画と財政とは本当にリンクしたものでございますから、そこら辺をやはり説明していただかないと、ここで九百何ぼと言われても、はあ、という感じで終わってしまいますから、そこら辺もぜひ実施計画を立てていただきたいと思うわけですが、そこら辺の検討はいただけるか、お答え願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの杉原議員の質問ですが、公共施設の管理計画は限られた財源の中で、市民ニーズに対応した行政サービスの提供、質の向上を実現していくために、現状の公共施設の実態を把握し、その課題を抽出した上で、統一的・一元的な管理を実現していくためのものであり、今後の公共施設における維持管理等のあり方について、基本的な方針を示すものとなっております。

また、この計画は平成27年度から平成66年までの40年間という非常に長い計画となっております。こうした長い計画期間では、維持管理費等を試算していくのは、社会情勢など非常に難しいものがありますが、そうした社会情勢に合わせて維持管理を試算していくことが重要と考えております。

まずはそうしたことを踏まえ、現在、本年度予算でも予算措置をさせていただいておりますが、中期的な財政計画の策定を進めているところでございます。

○6番（杉原克巳君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、6番の杉原克巳君の質問は終わりました。

続きまして、2番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 議席番号2番、創生クラブの今木啓一郎です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

さて、私の質問は3つあります。

1つ目が、遺族に寄り添い向き合うワンストップ窓口について。

2つ目が、一時的な大量ごみの処分について。

3つ目が、駅周辺の安全・安心の向上についてであります。

これよりは質問席に移り質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

さて、岐阜県の人口は200万人を割り込む中、瑞穂市は2030年度の将来推計人口5万7,448人に向け増加し続けていますが、改めて市勢要覧などで当市の現状を確認しますと、平成25年の出生数は624人、平成29年は565人と減少する一方で、死亡者数は、平成25年は361人、平成29年は417人と約15%伸びています。また、高齢者が総人口に占める割合である高齢化率は、平成25年は18.3%、平成29年は20.6%と2.3ポイント上昇しております。

そこで、当市においても、高齢化、多死社会に備えた行政サービスの見直しの必要性を強く感じ、以下の点をお尋ねいたします。

当市を初め、自治体市民窓口で日々行われます出生届や転入・転出届などの手続の中で、特に煩雑な行政手続は何ですか。また、その煩雑な手続には、当市において最大幾つの課にわたり届け出が必要で何種類の書類が必要となりますか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

瑞穂市におきましては、市民課が市民の方の異動において最初に手続に来られる課であります。各課で必要となる手続を取りまとめた届け出の一覧表を市民課で作成をしております。

関連のある課を見ますと、転入・転居、転出届に関しまして7つの課、死亡届に関しましては6つの課となっています。このうち、特に提出書類が多く、市民にとって煩雑な手続となるのが、死亡届に伴う各種手続であります。

何種類の書類が必要かということですが、亡くなられた方の年齢などの状況により変動しますが、後期高齢者を想定した場合には、墓地の継承や水路占用などの書類なども含めると、最大で25ほどの書類が必要となります。以上です。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） やはり御答弁にもありましたように、多くの書類提出が必要になるのは、死亡届にまつわるものであるということがわかりました。

ですが、それ以上に問題になるのが、大切な御遺族を亡くされたばかりの悲しみの中、御遺族の方が、特に御高齢者の御遺族の方が手続ごとに受付窓口を探し、時には階段を上り下り、あるいは離れた庁舎への移動、その上同じような書類に名前や住所を何度も記入することに疲れてしまい、日を改めて来ると帰宅される方、何枚書けばいいのと御立腹される方がおられることではないでしょうか。

そこで、最大13課、60種類を超える書類が必要である別府市では、死亡手続を一元化する「おくやみコーナー」を開設し、手続にかかる時間を短縮されています。そこでは、最初に御遺族の方に「このたびは御愁傷さまです」とお声をかけ、遺族から提出される死亡者氏名や生年月日などの情報をもとに、死亡に関する各課への届け出書の一括作成や、手続に必要な課の選別を行います。その後、遺族を各窓口にご案内するか、あるいは職員がコーナーまで順次出向きます。

届出書の情報は各関係課へと共有されておりますので、遺族が課ごとに申請書に住所や生年月日などを記入する必要はなく、窓口で最低限の記入や押印をするだけで済む行政システムを構築され、市民から感謝の声が多く届いているとのこと。また、電話での問い合わせにも対応し、遠くに住む遺族への書類送付なども取りまとめているようです。

この別府市のおくやみコーナーへは、全国から多くの市町村の視察があると伺っております。そして、三重県松阪市、兵庫県三田市、神奈川県大和市などでも同様な支援窓口が開設されています。

穂積庁舎、巢南庁舎、総合センターに行政窓口が分散し、死亡者数、高齢化率が上昇傾向にある本市において、このような遺族に寄り添ったワンストップ窓口が求められると思いますが、この点についてお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 近年では、死亡届は業者の方による代行での届け出が多くなっています。当家しかできない各所届け出等については、ほとんどの場合、葬儀等が終わり落ちついてから来庁されています。

なお、関係課との情報共有としましては、住民異動届や告別式回覧を関係課に送ることで事前に受け付けの準備が行えるよう対応を行っています。また、手続におきましては、庁舎間の移動は最小限にできるよう配慮を行っています。

議員提案の各課の職員がおくやみコーナーまで順に出向き、1つの窓口で終わらせるという

ワンストップ窓口は、住民サービスにおいては理想的なシステムであるというふうに認識をしておりますが、瑞穂市の現在の庁舎の配置や収容能力などの現状を鑑みますと、現段階では実現は難しい状況であります。情報共有の電算システムの構築を含め、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと考えております。

なお、郵送でも可能な届け出については、郵送の利用を検討していきたいと考えています。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

まだまだ当市では、別府市のようなおくやみコーナーを創設するまでには、場所の点とか、システム構築の点でお時間がかかるようなということでございましたので、そこではまずやれることということで、死亡届を提出される方に渡されています当市の死亡に伴う市役所での主な手続一覧をよりわかりやすくするために、窓口に来られたときに必要なものについてのチェックリスト、死亡された方が御高齢者とは限らないことも視野に入れ、年金、介護、保険、障害、子供といった区分けをし、手続内容や必要なものを明瞭に記述した上で、市役所以外で行う手続、例えば銀行、クレジットカード会社、電話会社や電気・ガス事業者などへの届け出、相続登記、相続税に関する窓口など、24ページにわたり可能な限り紹介されています松阪市のハンドブックなどを参考にされ、早急に改善し、かつホームページ上にアップされる必要があると思いますが、これは先ほど申しましたが、すぐに取りかかれることだと思いますので、この点について御返答ください。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 瑞穂市におきましては、手続の一覧につきまして、読みやすくわかりやすい内容を心がけ、あえて簡易な内容で作成しておりますが、この質問を契機にレイアウトを含め、内容につきまして再度検討し、対応してまいります。

また、その他の市役所以外で行う手続につきましても、関係課との協議の上、近隣市町を参考にしながら検討してまいります。

ホームページにつきましても、最初のページにカテゴリー別のアイコンが設定されておりますので、そこに手続のリンクを設定するよう関係各課に対応を依頼するなど、随時改善を図っていきたくと考えています。以上でございます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

ぜひともお時間があればと思いますが、先進地であります別府市や松阪市へ一度視察ということでお時間をいただいておりますし、ホームページについては、早急に手直

しのほうをお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

当市は人口が増加し、新しい住宅やマンション、アパートが建設され、その一方で少子・高齢化、建物の老朽化に伴う建物の解体、またマンション、アパートからの引っ越しなどによる退去もあります。そこで問題になるのが、その際に排出される家具や家財などの一時的に発生する大量ごみの処分と考え、以下の点をお尋ねします。

岐阜県の都市建築部建築指導課の着工新設住宅概報によれば、平成29年度の当市の着工件数は、持ち家208戸、貸し家122戸、分譲住宅92戸、合計422戸となっております。

では、逆に、当市における平成29年度に解体された家屋、住宅はどのぐらいありますか、データがあればお示してください。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 税務課の調べになりますが、平成29年中に解体された住宅は75棟となっております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁によりますと、平成29年度は75戸が滅失されたということになります。

さて、家屋の解体、撤去は、窓や屋根瓦などを含む家屋本体の解体と、布団、衣類、食器、テーブル、たんすなどの家財及び家具処分という大きく2つの工程に分かれます。それらの工程から排出される廃棄物はどのような取り扱いとなり、またその処分方法に違いはありますか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、ただいまの今木議員の御質問に御回答させていただきます。

家屋本体を解体される場合、その廃棄物は産業廃棄物となりまして、家具や家財につきましても、一般廃棄物となります。そのため、処分方法が異なりますので、業者に依頼される場合も運搬や処分をするために必要な許可が違いますので、それぞれ適切な許可を持った業者へ依頼が必要となります。

家具や家財の廃棄を解体業者に依頼することはできませんので、ごみの分別の手引に掲載されている大型ごみ処理料金一覧表のとおり、所有者の方が処理シールを張って粗大ごみとして御自身で美来の森、または巢南集積場へ搬入していただくか、有料とはなりますが、瑞穂市が許可した一般廃棄物収集運搬業者へ依頼していただくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁によれば、家具及び家財などは一般廃棄物として、原則、瑞穂市内での処理ということの御答弁ですが、このことは平成29年度家屋を解体された75戸の方はもちろんのこと、解体される方、マンションやアパートから引っ越しや退去される市民の方に十分御理解、あるいは認識されているという御認識でしょうか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 議員御指摘のとおり、家具や家財などは一般廃棄物となりますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条にありますとおり、基本、瑞穂市内の一般廃棄物は瑞穂市が処理することになります。

解体、引っ越しによる大量ごみの処分については、担当課であります環境課への問い合わせなどがありましたときには、適切な処理方法をお伝えしておりますが、<sup>※</sup>平成27年の粗大ごみ有料化以降は問い合わせなどはほとんどありませんので、今のところ、粗大ごみとして美来の森、または巢南集積場へ搬入されていると考えております。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 今の見解という形でお伺いしましたけど、実際に家屋を解体される場合は、やはり業者任せ、分別するんじゃなくて、家本体も家財についても、解体業者に一括発注されるのが多分多いと思います。では、実際に美来の森へ持ち込まれる方は、本当にどうなのかなということを心配しております。

そんなことで、そういった市民の認識を高めたいということで、市より配付されておりますごみ分別の手引書がありますが、これと、ホームページでそういった建物の解体・撤去、あるいは引っ越しや退去時に排出される家具や家財など一時的な大量ごみの処分について、これには、今、問い合わせ先とか依頼先が明示されておられませんので、その旨を明示する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 現在は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、一般廃棄物に分類される廃棄物の処理方法などについては、議員御指摘のとおり、ごみ分別の手引とホームページとともに掲載はされておりますが、しかし、議員御指摘のとおり、建物の解体・撤去、引っ越しや退去時に排出される家具や家財などの一時的な大量ごみの処理方法などについては記載されておられませんので、市民の方々に認識いただけますよう、まずはホームページ、広報への掲載を進めていきたいと思っております。

ごみ分別への手引への掲載につきましては、今現在、一般廃棄物減量等推進審議会におきま  
※ 後刻訂正発言あり

して、一般廃棄物処理基本計画の改定について審議いただいておりますので、その基本計画の改定の内容に合わせて進めていきたいと考えております。以上です。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2 番（今木啓一郎君） ありがとうございます。そのように進めていただければと思っております。

今回、このようなごみ処理についてお尋ねしたのは、適切な処分の推進をお願いする一方で、今後、ふえるであろう相続家屋について、相続人が売却、あるいは賃貸物件として活用を検討される場合、問題になるのが、やはりこの家具・家財の処分であると思っております。

1 組や2 組の布団であれば、粗大ごみシールを張って指定搬入場所へ持っていったり、個別収集を依頼したりすれば事は足りませんが、家1 軒分の家財・家具の処分となりますと、トラックの必要性、積み込み運搬の作業を限られた作業人数で何度も繰り返し、場合によっては1 日では終わらず、何日もかかることを予想し、困惑された相続人が相続家屋をそのまま倉庫がわりとして放置することを選ばれ、結局活用されない空き家がふえることを懸念しているからでもあります。そのようなことがないようにお願いいたします。

ところで、今回、ごみ分別について近隣市町の窓口に伺いましたところ、本巢郡北方町では、このような「くらしのカレンダー」を提示していただいて、ごみの出し方について御説明をいただきました。

当市においてはごみ処理関連だけではなく、保健事業、子育て事業、イベント事業などが載っています広報カレンダーが毎月配布はされておりますが、この北方町のくらしのカレンダーは、同様な情報が載ったカレンダーを年度始まりの4 月から翌年3 月分までの1 年間をまとめて、それに加えごみの出し方、リサイクルセンター、母子保健、予防接種、先ほどの死亡届などの行政窓口案内やクラブサークル紹介などを個別に記載し、総合型カレンダーとなっております。

このことにより、住民にとって1 年分の予定が年度当初にわかること、また行政から配付されるごみ分別の手引や保健カレンダー、ハンドブックなどを一々取り出さなくても、このカレンダーを見れば必要な情報がすぐにわかります。

一方、行政については、毎月広報カレンダーを作成する手間が減ること、各種手引やハンドブックなど統合することにより個別発行する必要性がなくなるなど、業務や経費軽減につながると思います。

また、当市の広報カレンダー同様に、電話の近くや冷蔵庫に張りつけるなど、身近な場所で1 年間御利用され、廃棄される危険が低い活用率の高い刊行物になると思います。ただし、急な行事の発生や変更があった場合の対応などの問題も予想されますが、当市として、北方町の



くらしのカレンダーのような統合型カレンダーについて、今まで検討されたことはありますか。なければ市民目線、行政目線から調査・研究すべきと考えますが、その点いかがでしょうか、御答弁を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの統合型カレンダーの御質問にお答えをさせていただきます。

県内21市の広報担当者が年に1度集まり、協議をする岐阜県都市広報事務担当者会議において、広報カレンダーに関する協議を瑞穂市の提案の上、行いました。その中で、各市のカレンダー状況の報告がありました。それを踏まえ、広報カレンダーのあり方について、昨年12月、各課に配置している広報連絡委員で検討を行いました。

協議及び検討の中に、統合型カレンダーについての意見は出ませんでした。今後、市民の方へのアンケート調査を実施しながら、現行の広報カレンダーのあり方について、統合型カレンダーのことについても視野に入れながら研究していきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

これより安全で安心なまちづくりに関する質問に移ります。

岐阜県警の犯罪統計によれば、刑法犯の認知件数は減少傾向にあり、平成29年度の認知件数は1万4,897件とピーク時の平成14年度の5万1,956件の3分の1を下回り、平成最少を更新しているという状況下の中で、当市の29年度の認知件数は559件と、残念ながら前年度対比65件増加し、特に窃盗犯や器物破損がふえているようです。

そこで、6月の若井千尋議員の一般質問でもありましたが、特にここ3カ月以内において、市内中学校への侵入による窃盗事件、自転車で帰宅途中の女子大生のかばんがひったくられた窃盗事件がテレビや新聞で報道されている現状を鑑み、情報公開及び個人情報保護の観点からも考慮され、そのことを踏まえ、いま一度本市として防犯カメラ、ドライブレコーダーのあり方を考えるべきと思っております。

なお、あす若園五朗議員より、行政、教育機関、通学路への防犯カメラ設置、また公用車へのドライブレコーダーの設置などについて質問が予定されていますので、私としては、安全で安心なまちづくりの重要拠点の一つでありますJR穂積駅周辺に的を絞ってお尋ねをします。

現在、ソフト・ハード両面からJR穂積駅圏域拠点化構想事業が進んでいます。その中で、穂積駅周辺の安全・安心な住環境の向上、特に明るさの向上を目指し、自治会、ワイワイ会議、市職員の協働によるまち歩きが実施され、街路灯の設置やつけかえを検討する箇所などを確認

されましたが、いまだ駅周辺は暗いままで。駅周辺にお住まいの方はもちろん、1日約1万8,000人の乗降客にとって、駅周辺の街路灯のありようは、防犯、安全など多方面から重要であります。

そこで、市として先般のまち歩きの実施結果や交通量調査結果、これまでに寄せられた要望・意見を踏まえ、一気に駅周辺の明るさの向上を行うことが難しいのであれば、重点路線箇所を選定し、自治会への説明と御協力のもと、明るさの向上を積極的にかつ早急に取り組み、実施すべきと考えます。この点、いかがお考えでしょうか。

そして、駅周辺にある市営自転車駐車場や原動機付自転車駐車場施設に設置されています防犯カメラは、プライバシー保護などの観点から施設内のみを録画されているようですが、駅周辺を通行される方々の安心・安全の観点から、出入り口付近から施設外を見守れる全面道路に向けた暗視機能つき防犯カメラの設置についてお尋ねします。

以上、2点についてお答えをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 穂積駅周辺の安全・安心な住環境の向上に向けた明るさの向上についてお答えをいたします。

平成29年度に穂積駅圏域拠点化構想に伴うワイワイ会議の中で、自治会、ワイワイ会議メンバー、市職員などと協働し、夜間に駅周辺のまち歩きを行いました。そのまち歩きの中で、駅周辺で街灯が少ないところであるとか、暗いと感じるところなど取りまとめを行いました。その取りまとめ結果を踏まえ、市では現在までに穂積駅北側で4カ所、南側で3カ所の街灯について、ナトリウム灯をLED灯へ取りかえを行い、明るさの向上を行いました。

市としましても、議員御指摘のとおり、現時点では駅周辺にお住まいの方や駅を利用される乗降客にとって、安全・安心の面から明るさが不十分であると感じられる箇所もあり、早急な対応が必要であると考えております。

まずもっては、駅周辺の交差点において見通しが悪い箇所、そして歩行者が多く歩かれる箇所などを中心に、自治会と一緒に効果的な整備を進めていきたいと考えております。また、JR周辺地区全体の明るさ向上につきましては、今後、整備を計画しております穂積駅周辺の土地区画整理事業にあわせて一体的な整備を計画してまいりたいと考えておりますので、今後も御協力のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 穂積駅周辺の自転車駐車場に設置されています防犯カメラの状況について説明させていただきます。

駅南の第1自転車駐車場、それから駅北の第3及び第4自転車駐車場につきましては、現状で場内を監視する防犯カメラがついておりますが、出入り口付近に防犯カメラが設置されてお

りまして、そのうちの一部外部も映るような状況になっております。

しかし、駅南の第2自転車駐車場につきましては、建物内部のみを映す状態でありますので、今後、他の自転車駐車場のように、施設出入口付近にカメラを増設する方向で検討をしてみたいというふうを考えております。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。そういったカメラは万全ではないですけど、そういうふうで少しずつ市民のためによりしくお願いいたします。

また、見える化ということですので、点だけでなく線、あるいは面へと広げていただけるように、明るさのほうをお願いいたします。

では、最後の質問に移ります。

JR駅近くにあります旧駅南公民館は、放置された状態が続き、万一、一部損壊や倒壊が起これば、道路や歩道へ倒れてくることを危惧され、解体を望む声が以前よりあることは御承知と思えます。

そこで、市は耐震の面からも安全性に問題があるとの認識から、今年度解体工事費や隣接家屋調査業務費を予算に計上されています。そこで、年度終わりまでおおむね3カ月という状況下での見通しについて御答弁を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの今木議員の御質問にお答えさせていただきます。

旧駅南公民館の解体工事ですが、先月の13日に入札を行い、業者が決まったところであります。また、近隣の家屋調査も既に9月中旬に1件の拒否があったものの、そのほかについては全て終わっているところでございます。

現在、業者と解体工事に向けて詳細な打ち合わせをしており、また工事を始めるに当たって地域の方へ解体する旨の回覧をしていただくよう自治会長にお願いし、また了承を得て地域、駅南自治会、別府西町自治会、本町自治会の3自治会への回覧を12月中旬から実施しているところでございます。

今後の解体工事の予定としましては、1月初旬に仮設工を行い、中旬ごろには建物の解体を始め、2月末までは建物解体を終わらせるという日程を作成しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。そのように進んでいかれることを期待しております。

現在、ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想事業は、「駅周辺が変わるかも」から「駅周辺が動き始めた」への移行段階であります。先般もワイワイ会議での交通環境改善ワークショップとして、駅周辺の朝夕の歩行者、自転車の交通量調査、スピードガンによる速度調査などの現地調査にも参加していますが、残念ながら市民の方より何も変わらないねという趣旨の言葉を聞くこともあり、やはり目に見えて変わったとわかるもの、見える化の必要性を痛感し、今回、街路灯や旧駅南公民館についてお尋ねしました。今後もＪＲ穂積駅圏域拠点化構想事業、遺族に寄り添ったワンストップ窓口の創設、また統合型カレンダーについては、引き続き注意していきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、２番 今木啓一郎君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。３時４０分から再開をいたします。

休憩 午後３時２７分

再開 午後３時４３分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 済みません。

先ほどの答弁の中で、訂正のほうをお願いいたしたいと思えます。

※  
先ほど、今木議員の質問の中で、粗大ごみの有料化を27年と申し上げましたけれども、23年の間違いでしたので、ここで訂正のほうよろしくをお願いいたします。申しわけございませんでした。

○議長（藤橋礼治君） ただいま広瀬環境水道部長より、本日の会議における発言について訂正をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたしました。以上でございます。

それでは、17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、４点について質問いたします。

まず初めに、市長の私的なフェイスブックに公文書が掲載をされ公開しております。この件について、お尋ねします。

１と２については一括して質問いたします。

平成30年９月14日18時30分からPTA連合会の懇談会が行われました。市長が、会費6,000円を支払っております。これは市費でございます。その席上、PTA連合会長から各幼・小・中学校等の12団体の要望書を受領しております。これについては午前中にも質問がありましたように、市長はこの要望書を受領しております。

※ 訂正発言

9月15日13時26分から同月の26日18時ごろまでの12日間、市長は私的なフェイスブックに本田小、中小、西小の3小学校からの要望書を添付し、棚橋敏明さんの投稿として掲載をされています。これは事実でしょうか。

以下については、質問席から質問します。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まずその1番目のほうですね。

平成30年9月14日、こちらに参加し、なおかつそこで要望書を受領したかというところでございますが、事実でございます。

そして2つ目、9月15日から12日間ですかね。この間、フェイスブックに投稿していたということ、これも事実でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 2点については、事実であるということをご述べておられます。

市長への要望書は、各種団体いろいろありますが、そういったところからも要望はあったかと思えます。今回はPTAだけ、私的なフェイスブックに投稿し公開されました。このPTAだけに限って、私的なフェイスブックに掲載したと。そして公開した、この理由は何でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） この会場にも多くのPTA会長を経験なさった方々が多々おられると思いますが、PTAの会長さんは夜中遅くまで結構大変な仕事でございます。そして、なおかつ世間の評価はどちらかと申しましたら、会員の皆様の方、やっぱり目立ちたがっているんじゃないのとか、それとかまたあの人は将来市議員に出るためじゃないのとか、そういったことを言われているケースも中にはあろうと思えます。

そんな中にありまして、本当に夜遅くまで、このように私に要望書を出していただいた方々に対して、PTAの会長さんの立場として御紹介してあげるのも一つじゃないかなと思ったことは事実でございます。

そして、なおかつ本田小学校、こちらのほうはその中に冷水機、ことしの暑い暑い中、昔のぽっとボタンを押しましたら冷たい水が出るような、そういった冷水機、冷水飲料タンクといえますか、それを設けてくれという内容が見えました。そして、それをことしの夏の暑い中、あったらなあというところを書いてございました。まさにことしの夏は、皆さんも御存じのように運動場では運動もできないぐらい、それじゃあということで体育館でやりなさいと。そうしたら、今度は体育館が冷房設備がないじゃないかと言われるぐらいでございました。

そしてその次、中小学校でございます。こちらには、かねてより中山道と、そして美江寺の

集落が縦横に交差しますあの通学路、これの問題がございました。そんなところから、やはり私自身も熱くなってしまったことがあろうと思います。

そして西小学校、同様にこちらも通学路のこと、そして遊具のこと、やはりそういったところが私自身心が熱くなってしまった次第でございます。

そういった中で、このような御要望をいただいたことについて、各校区に在住する皆さんにも知っていただき、要望箇所の危険性や改善方法について、地域でも協議していただけたらと私自身が熱くなり過ぎちゃって、思わず協議していただけたらと思って資料として出してしまったというのが現実でございます。本当に反省しております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） P T A会長は夜遅くまで、あるいはP T A会長の立場として、そういったことを述べられておりますけれども、これはフェイスブックに載せるということ自体がまずおかしいということですね。これがまず1点です。

それでこの9月26日の18時ごろだと思いますけれども、フェイスブックからこの投稿、P T Aの要望書、削除されていますね。削除された理由というのは何でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 不適切だと思ったからです。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 不適切という意味は何ですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） やはりそういったところでは公開すべきじゃないというところで、感じたからでございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） そういったところでは公開してはという話ですね。

これは順序を間違えているということですね。

瑞穂市の情報公開条例第2条の定義は、「実施機関」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査会及び監査委員をいうと。また、公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、また取得した文書、図書、写真、フィルム等であつて、実施機関が保有しているものをいうということです。

そこで問題になるのは、実施機関に市長があり、公文書は市長が保有している文書となっている。そこで、P T Aから要望書を受け取った時点から公文書であり、公開するには情報公開

条例第6条に基づき、公開請求の手続が必要であります。なされましたか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 先ほども申しましたとおり、理由の段階で申しましたとおり、そこら辺はせずに、本当にこのことにつきましては深く反省しております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 9月26日の夕方の全協の中でのお話で、不徳のいたすところとか、認識不足、公文書とは思わなかったと、こういうように述べられていますね。今は深く反省しているということですが、公開請求の手続がされていないこういった公文書、これを市長の私的なフェイスブックに載せられる根拠というのはあるんですか。

公開請求手続がなされていない文書が市長のフェイスブックに掲載できる根拠というのは、これは不徳のいたすところ、認識不足、こういうことでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まさに同じ言葉の繰り返しになりますが、本当に先ほど理由で申しましたように、私自身ちょっと熱くなっておりまして、ぜひともこういったことを知っていただきたいという思いから、ついつい載せてしまったというところで本当に深く反省しております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次に行きましょうね。

次に、私は公文書の公開請求の手続、これを10月3日に行いました。10月18日に要望書の資料38枚を受領しました。この中で、PTAからの要望書は総務部が10月3日、第313号で受け付けをされており、市長は10月5日付で確認をされております。

そこでお尋ねしますが、市長がPTAから受け取った9月14日、そして翌日の15日土曜日ですが、市長の私的なフェイスブックに棚橋敏明さんの投稿とするまでの2日間は市長の手元にあったと考えられます。

その後、市長はその受け取った要望書をいつ、誰に、どこへ渡したのか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 当日はかなり夜も遅かったもんですから、そのまま自宅に持ち帰りました。

そして週明け、多分月曜日か火曜日、間違いなく私は秘書のほうに提出したと思います。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁ですと、15日が土曜日ですので、16日日曜日、17、18日ぐ  
らいの日に秘書のほうに渡したと、こういう話ですね。

だったらこの総務部の日付、10月3日ですね。これも1週間近くかかっているわけですね。  
文書というのは、そんなに時間がかかるんですか。秘書が受け取って、そこから総務部担当へ  
行くまでの十何日間、2週間近くかかっているんです。こういう文書の受け付けといいますか、  
流れになるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今、その当時の手帳を見ておりますと、17日はいろんなところへ敬老会  
に行っておりますので、18日の提出と思われれます。私のほうとしては、そこまでのことしかち  
よっとわかりません。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今、18日だという話ですね。

10月3日までの期間はどこにあったんですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えいたします。

本来ならば、総務課にて受け付けをした後に関係各課へ回覧すべきところ、内容が多岐にわ  
たるということで関係各課との協議、また現場確認等を先にしてしまうということで、総務課  
での受け付けが遅くなったというのが原因でございます。申しわけありませんでした。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 各関連のところという話をされていますが、教育長のほうはいつそ  
の要望書を見られたんですか。

今の総務部長ですと、各関係のところという話を述べられておられますが、各関係というのは、  
これはPTAですので教育の関係だと思えるんですが、教育長にお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） その会合につきましては、市長さんが単独で出ておられまして、市長  
さん宛ての文書ということで受けられておられまして、その後、私のほうへ回ってきたのがい  
つかという記録はございません。見た覚えはございます。

内容については、いろんな学校内のことであるとか通学路のこと、いろいろありましたので  
私のほうでも目は通らせていただいておりますが、日にちについては申しわけありませんけれど  
も記録がございません。以上です。

[17番議員挙手]



○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 教育長さんのお話ですと、記憶にないという話ですね。

私は疑問に思うのは、10月3日に公開請求したんですね。総務部が受け付けた日が同じですよ、10月3日。これは通常の文書取り扱いとは異常であるということですね。要は、執行部内でこの文書をどうするか。公開請求が出たから、早速慌てて10月3日に受け付けしたと、このように勘ぐられてもやむを得ないと思うんですね。総務部長、どう思われますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 先ほども申しましたように、本来なら先に受け付けをし必要なところへという回覧、あるいは周知徹底をしていくというようなことに考えておるところでございますが、今回にあっては逆転してしまったということで、本当によろしくなかったと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この文書の取り扱いについてですが、最後ですが、要は情報公開条例第6条ですね。公文書公開請求の手續なく私的なフェイスブックに掲載した行為は、私には権限濫用説、あるいは背信説に該当し、刑法に規定する犯罪と私は思います。

P T Aから要望があった事案について、公文書を正当な手續を行うことなく公開したことは、正当な権利の行使とは認められない。したがって、権利の濫用は禁止をされています。また、刑法第247条は、他人のためにその事務を処理する者が、自己もしくは第三者の利益を図り、または本人に損害を加える目的でその任務に背く行為と規定されております。

私は権限濫用罪、あるいは背信説に該当するのではないかというふうに思いますが、市長どう思われますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 本当にまことに申しわけない次第でございます。

先ほども理由で申しましたとおり、本田、中、西小、それぞれの本当に中身が私自身、特に中小学校の交通のことにつきましては、美江寺の交差点、そのことでつつい熱くなってしまうと、本当に冷静さを欠いたと思っております。

そういったところ全てを踏まえまして、本当に今回のようなことになってしまったことを深く反省しております。とにかく二度とこのようなことがないように、精いっぱい努力するつもりでございますし、しっかりと冷静に判断するつもりでございます。本当に申しわけございませんでした。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君）　ということは、私が言いましたようにこの権限濫用説あるいは背信説に該当するということをお認めになっているということですのでよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君）　早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君）　今回の件につきまして、実を言いますと私も市長さんから、こういうことがあったのですぐ消しましたという報告を受けて、初めて市長さんがフェイスブックをやってみえたということで確認をしているということで、本当にまことに申しわけないと思っていますし、文書についてはどうも受け付けが後になったと。多分、担当者が幾つかの課にわたっておったということと、どこが最終的に調整をするかということで、そちらが先になってしまったらと思うと思います。

また、今の御質問に関しましては、市長さんにおいては本当にきちとした手続なしに進んだということで、それ以上にいろんなことを思っやってみえるわけではないので、そのあたりは御理解をいただきたいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君）　松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君）　権限濫用説、あるいは背信説、要は正当な手続をしなくて公開しちゃったということですから、この説に当たるということですので、これをお認めということですね。

○議長（藤橋礼治君）　早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君）　そういう思いを持って行動をとってみえるわけではないので、そのあたり御理解をいただきたいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君）　松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君）　ちょっと解釈できないですが、もう一度お願いします。

○副市長（早瀬俊一君）　市長さんの行動の中に、そのような思いを持ってやってみえるわけではないので、そのあたり御理解をいただきたいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君）　松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君）　行動と言われましたけれども、私は法的な話をしておるわけですね。正当な手続をしていないんですよ。それを公開するということは、権限濫用罪になっておるんですよ。違いますか。行政がそんな答えをしておたらだめですよ。再度言いますが、お答え願います。

○議長（藤橋礼治君）　早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君）　確かに公文書であるということは事実ですし、内容が皆さんに周知、

こういうのがあるよと。多分、中身になりますとそれぞれの地域の皆さんと話し合った結果が含まれておるといふことでの行為であって、故意に何かをしようというつもりではないと思われまふので、そのあたり御理解をいただきたいと思ひます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 繰り返し言ひますけど、PTAから要望があつた事案について、公文書を正当な手続を行うことなく公開したことは正当な権利の行使とは認められないと言つておるんですよ。これが権利の濫用ということですよ。言ひわけにならんとするんですよ。違ひますか。不徳のいたすところとか、認識不足とか、こういう話をされてはいますけど、それ以前の話だと思ひますね。違ふなら違ふと言つてくださひよ。副市長、どうですか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） あくまでも、先ほどからずうっと市長さんがお話ししてみえるように、何か思つてやってみえるわけではないので、やられたこと自身についてはちょっと問題がありますということ、私のほうに報告があつたのも申しわけないということですから報告があつたんですけれども、そのあたりを含めて御理解をいただきたいと思ひます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） やられたことは問題ということ、これは重要ですよ。罪を犯しておるんですよ。これ適用できますね。これをやらんことには、次の質問できません。時計とめてくださひよ。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 市長さんの行為そのものというものは、やはり先ほど言われたとおりのことであつて、何かを意図しているわけではないので、やられた行動については問題がある事実でございますけれども、それ以上のことはないかと思つております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 市長、どう思ひますか。副市長は言葉を濁しちゃうので、市長みずからのことなんです。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 改めて同じ答弁になりますが、とにかく二度とこういつたことがないように、深く反省しております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 深く反省をしているということですので、こういった権限濫用説、あるいは背信説、これに該当するという事で解釈をします。

次の質問です。

2019年のゴールデンウィーク、これは10連休になりますが、ここについては一括にして質問します。

2019年4月27日土曜日から5月6日の月曜日の間は、前代未聞の10連休となります。特に困るのは役所であります。月末、月初めは市民部、健康福祉部など住民サービスに関する窓口業務が繁忙となる。また、市発行の刊行物、広報「みずほ」、可燃物収集、医療機関、休日診療などの対応についてお尋ねします。

また、子育て中の親さんが、サービス業勤めの方々から休暇の取得ができない、また授業日数を心配して学力低下を危惧する声があります。保育所は瑞穂市立保育所運営規程によりますと、月曜日から土曜日の祝日を除き提供を行うことになっています。放課後児童クラブの利用については、小学校が授業を行う日となっております。また、学校は、小中学校管理規則第4条2の2は授業を行わない日の記載があります。第5条には、休業日の変更が校長から教育委員会へ届ければ授業ができますが、この2019年の1年限りの特例であります。連休中の対応について各部局からお答えをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の2019年ゴールデンウィーク10連休の質問にお答えいたします。

今回の法案は1年限りの特別な法案であり、5月1日が皇太子様即位・改元の祝日となり、前後の4月30日及び5月2日も休日となり、4月27日から5月6日の間10日間は休日になることにより市役所も休みになることから、市民の皆様が困られるのではないかと御指摘であると思っております。

市としましては、今のところ可燃物収集など、従来のゴールデンウィークの休業期間と同様に考えており、具体的な対応策はこれから検討を進めてまいります。市民の皆様には御不便をおかけしないよう、今後関係各課と調整してまいりたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 松野議員の御質問について、お答えします。

まず保護者の方々のことですね。就労のこととか気を使っていたいて、ありがたいなあと思っています。大変今お母さん方、働く機会が多くなっていますということで、本当にいろんな子育ての体制をとっていかならん中でこういう話で心配されているんだと思います。

まず小・中学校の授業日数について、お答えさせていただきます。

授業日数については、毎年度異なります。ですから、その日数内において年間計画を立てて

いきます。年間計画を立てる段階において、小・中学校で大切になるのは文部科学省が示している授業時間数となります。

2019年度を見ますと、ゴールデンウィークの10連休、即位礼正殿の儀が行われるのが10月22日が本年度と異なる祝日で、1日ふえるということになります。小・中学校の授業日数は202日あります。これは本年より1日少ないだけになります。ことしと来年と比べて1日少ない202日ということです。この202日の中で年間に必要な授業時間を設定していきます。

ちなみに、中学校では最大、年間に1,015時間必要となります。1,015時間の時間数が必要です。本年度も台風等の影響で2日間臨時休校にしましたが、それでも1,015時間は確保できる見通しを立てております。

よって、来年度についても授業時数を確保することはできる予定となっておりますので、問題ないと見ております。

なお、放課後児童クラブと保育所につきましては、基本的には議員が言われたように条例、規則等によって保育の提供を行っておるところでございます。そのため、10連休の初日となる4月27日土曜日は放課後児童クラブと保育所ともに保育の提供をいたしますが、ほかの連休のときにはお休みをさせていただきます。国の祝日の法に基づきまして、お祝いをするという形で今のところは流れております。

保育所も教員のほうも働き方改革で大変な状況になっております。そういうところもありまして、ゴールデンウィークのところは皆さん国民こぞってお祝いするという形で、お休みさせていただくということで御理解願いたいと思います。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 総務部長にお尋ねします。

5月1日は祝日になりますね、特別な。その前後ですね。30日と5月2日、今までどおりは平日でしたけれども、休日等に挟まれたところで休みというような格好になるんですけれども、ある自治体ではこの30日とか2日というのは平日扱いだというような格好で業務を行うようなところがあるみたいですね。

これは先ほどの答弁ですと、もう少し時間が欲しいという話ですが、そこら辺についてもやはり窓口へお客さんが結構来ますから、そこら辺を含めて何か対応していただけないかというふうに思いますが、どのようなお考えですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 先ほどもお話しさせていただきましたように、国の意向はゴールデンウィークの10連休という期間を設けて、休んでくださいという意向がある一方で、役所としてはやはり市民サービスの点もあるということでありますので、先ほど松野議員、ある自治体

では窓口もということですが、その辺私も一度調査させていただきながら、また関係各課と一遍調整を図っていきたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 10連休になりますと、やはりサービス関係が落ちると思うんですね、行政。ですから、市民が来庁できるような格好で、この30日とか2日という日を業務ができるような格好でひとつお願いしたいというふうに思います。

次に、3点目に河川環境整備についてです。

政策企画監にお尋ねしたいというふうに思っております。これも一括して質問いたします。

木曾川水系河川整備計画の防災活動拠点、国道21号南の長良川右岸でございます。ここについての進捗状況。それから、同じく国道21号南部ですね、天王川と長良川右岸の挟んだ前野から清水、土居之内とこうあるんですが、そこら辺の河川あるいは保全区域における雑木がたくさんあるんですね。ここら辺の伐採、そして新川、堀川という名前もあるんですけども、のり面が非常に軟弱ですね。崩れますね。そして堤防から堤防の間に畑がたくさんあるんですけども、そういった狭隘道路の拡幅、あるいは有害鳥獣対策ということでヌートリア等がいろいろ農作物に被害を与えております。こういったところについての御答弁。

もう一点は、土地改良事業にあわせた健康づくりの市民交流拠点である（仮称）天王川スポーツ公園の整備計画についてお尋ねをしたいと思います。

これについては総合計画あるいは都市計画マスタープラン、こういったところにも整備計画が位置づけされておりますので、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） 議員から河川環境整備ということで2点、一括して御質問をいただきましたので答弁させていただきます。

まず1点目の木曾川水系河川整備計画、防災拠点の内容と進捗状況についてということで御質問でございますけれども、木曾川水系河川整備計画は平成20年3月に策定されまして、その中で長良川右岸の国道21号南側に防災拠点としての位置づけがあります。

その目的としましては、避難場所のほか水防活動のための資材置き場、救援物資の搬入搬出の拠点としての役割を想定しておりまして、その整備に向け平成29年4月には国土交通省木曾川上流河川事務所と担当者レベルでの勉強会を始めたところでございます。

勉強会では、防災拠点としての役割や規模、市と国の役割分担、それから設置後の維持管理などさまざまな点で情報交換を行いまして、緊急時には第1次緊急輸送道路でもあります国道21号への直接アクセスも可能となる位置条件の有利性も認識したところでございます。

今後も、平常時における有効利用などにつきまして相談するとともに、土地情報の整理など

も含め引き続き情報交換を進め、国と連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。もう一点目の天王川の河川区域における河川環境整備ということで、これについてお答えしますが、1級河川天王川、こちらは国道21号を挟みます前野橋、それから護荘橋までの間、延長約1.8キロメートル、この区間におけます河川改修について、河川を管理します県の岐阜土木事務所に毎年要望活動を行っているところでございます。

しかしながら、当該区間というのは河川法の3号地、あの広がっている畑も含めまして3号地になっておりまして、いわゆる遊水地として河川区域に指定されておりまして、河川改修につきましては市内のほかの犀川であったり五六川などの未改修区間の優先度のほうが高いということから、早期の対応は困難であるというふうに伺っております。

なお、この河川区域内の樹木でございますけれども、河川の流下能力に支障のあるものにつきましては必要に応じて樹木伐採を実施していただいております。さらに、護岸部につきましても、のり面侵食などが発生した場合には、その都度県にお伝えをし、災害復旧や修繕等で対応していただいているところです。

また、有害鳥獣の話もございまして、ヌートリアが多いと思っておりますけれども、天王川ののり面に穴をあけるなどの被害につきましては、現在のところこちらのほうで把握はしておりませんが、市がその被害を把握した場合には、管理者である岐阜土木事務所へ護岸の崩壊を防ぐための対策を講じていただくよう、すぐに要望してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、1点目と2点目について答弁させていただきました。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 平成30年3月に策定いたしました瑞穂市都市計画マスタープランでは、水・緑づくりの方針の中で、拠点的な公園として（仮称）天王川スポーツ公園の整備を位置づけております。

この（仮称）天王川スポーツ公園につきましては、災害時における主要な防災拠点活動の機能を有し、スポーツ等の活動の場となるような公園整備を計画しておりますが、まだ構想の段階でありまして、現時点では整備区域や整備内容等についても具体的な計画はございません。

先ほど来より御紹介のあります防災活動拠点としての整備につきましては、国土交通省が位置づけております長良川の防災拠点、これらの整備との連携を図りながら整備を進めていく予定でございます。今後、国との調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 木曾川水系ですので、木曾川あるいは長良川、揖斐川とあるわけですが、国土交通省はそういった河川整備の中の防災活動拠点というのは数々たくさんあ

と思います。順次計画をして、早く我々の地域にもつくってほしいというふうに思います。最後になります。

平和首長会議でのセクハラ発言についてでございます。

これについては午前中にも二、三の方からお話をされていますので、重複しないようにしたいと思います。

今回のこのセクハラ発言に関連して、全国の皆さんから苦情と申しますか、問い合わせと申しますか、メールやホームページというのか電子機器を使った方法あるいは文書等、投書等で来ていると思いますね。どのくらいあったんでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 12月17日、きょう現在でございますが、市民の方からホームページ上で30件、市民の方などからですね、市外の方もおられるかもしれませんので、30件。投書で4件、電話で13件ですね。そして問い合わせとか、そういったところで報道機関からも一部その当時ございました。そういったことに対しまして、電話の場合は私が全て出るわけにいきませんので、電話は私どもの秘書及び総務のほうで対応していただきまして、報道関係に関しましては私のほうで対応させていただきました。以上、報告といたします。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） きょう現在というお話をされています。五十数件あるかと思いますがけれども、この資料を情報公開で取り寄せた中身ですね。これを二、三お話ししますと、これは電話ですね。

電話で長崎市民から、平和について勉強しに来ているのに、女子中学生の下着を見ているのか。今も苦しんでいる市民がいるのに、何しに長崎に来たのか。長崎市民として腹が立つと、こういう電話でございます。もう一件の電話は、現在は関東に在住していますが恥ずかしいと、こういうふうにも言われております。

そこで質問しますけれども、セクハラになるかもしれないがと前置きして発言され、セクハラの意図は全くなかったとは通らないと思います。また、そのように捉えられたとしたら心外と言われております。心外というのは、それは予期に反して遺憾に思う、気に入らない、反省していないということですよ。

また、報道機関におわび文書を提出されておりますが、広報「みずほ」12月号に掲載がないですね。市民の方についてはどのような方法で謝罪するのか。また、教育委員会はこの発言に関し、児童・生徒にどのように対応されたのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 本当に午前の場面でも皆さんに申し上げたんですが、正直申しまして、



セクハラと思われるかもしれないがというところは、思わないでくださいねという願いを込めてその会場で前もってお話ししました。

その上で、私自身しっかりとした事実を報告したかったぐあいがございます。私自身も汗ぐっしょりでございます。そして、そこに参加した人全てが本当に汗びっしょりでございます。その状況と、一生懸命やっているその姿を表現したかった、それが本当に思わぬ不適切な発言になったと思います。

ただし、そこに参加された方々は、何回も同じことを申し上げますが、私も含んでみんな一生懸命だったことだけは御理解くださいませ。同じ爆心地を何回も何回も坂を上って、またおりて、また上って、その繰り返しの中で、誰ひとり小言を言わずにしっかりと汗ずくずくになりながら、みんなが一言も愚痴もこぼさずに、そんなところをどうか御理解くださいませ。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 教育委員会はどのような対応をされたのかということについて、お答えいたします。

まず当該の児童・生徒は、今在籍している児童・生徒ではございません。さらに、その該当する生徒は卒業生でございます。そちらの卒業生から、出身中学校あるいは当時の担任の教員のほうに何らか連絡があった場合は対応しようとは考えておりましたが、そういった連絡もないため教育委員会としては対応を行っておりません。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 中学生15名の女子生徒が対象ということですがけれども、中学校に通っている生徒たちは自分のことだと思いますね。自分たちがああいうふうやったらどうなるのかなあ、保護者の方も心配しておりますよ。そういった方々に対して、学校で生徒にそういった事実をお話ししてケアするとか、そういう方法というのはやらなければだめだと思うんですね。やってないんですね。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 児童・生徒の何か事件、事故があった場合の心のケアについては、常にきちんとした対応をすべきだということは平生から考えてやってきております。

今回の事案につきましては、子供の心理状態等詳しくは調べておりませんが、毎月のように各中学校では心のアンケートとか、いじめも含めたそういった調査を行っております。そういった中には、そういう類いの相談ありませんし、今回の件につきましては必要ないというような判断を教育委員会ではしております。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 先ほどは県外の方のお話をしましたけれども、文書、メール等いろんな電子機器を使った中に当市の保護者からも来ております。

市長さんはいろんなところへ顔を出されて、お話をされています。子供の教育に反した不適切な言葉を述べられておる。したがって、学校へ来て、卒業式とか入学式とか、そういったときには挨拶はしてほしくない、こういうお話もあります。

ですから、私が教育長さんにお尋ねしたのは、やはり保護者や生徒というのは非常に心が痛んでおるんですよ。そういった不適切なお言葉を述べられる方に、この瑞穂市での教育は任せられない、こういうことです。ですから、12月の広報紙に早速載せてもよかったんですよ。そして、教育長さんが各小・中学校あるいは校長会、そういうところでお話をして、子供たちにそういったお話を丁寧に説明する、こういうことをやっていないんです。もう12月号は出ませんので、1月号は出ますので、もうすぐ締め切りだと思うんですが、掲載してほしいと思いますね、おわびの話を。市長、どう思いますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 事あるごとに、出かけていく場所場所で、私、おわびを申し上げます。あくまでも不適切な発言をしたということで、おわびを申し上げている次第でございます。以上で答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 耳を澄ませて聞いておるんですけども、非常に声が小さいですね。ましてや傍聴席はマイク、これありませんので聞こえないと思うんですね。よろしく願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今までも、できる限り私がお会いできる会場、そういったところでおわび申し上げておる次第でございます。そして、これからもそのような機会がございましたら、できる限り会場でお会いしましたら申し上げるつもりでございます。せんだって、吹奏楽のところでもある程度紹介させていただきました。そんなところから、精いっぱいおわびをさせていただく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 1月号の広報紙には出ないということですね。どこかの機会があるときにおわびをすると、こういうお話ですね。

教育委員会の中では、何も子供たちには言わないと、こういうことですね。

最後になりますけれども、この3月に職員のセクハラに関しては停職3カ月、給料もらえな

いですね。大変厳しい懲罰処分でありました。

今回、市長は議案第83号を提出されております。これは配慮に欠けた発言に対する責任を明確にするため、給料月額100分の30に相当する額の減額を3カ月間という議案でございます。

そこでお尋ねしますけれども、職員の懲罰処分との関係、職員の懲罰は委員会をつくって、そこで副市長が頭になって処分を決定するわけですがけれども、その懲罰処分との関係。また、瑞穂市の信頼を失墜させた責任というのは、市長さんは大変重大でございます。この83号で責任を果たしたのか。午前中の答弁ですと、減給処分ですと十分とは思わない、謝罪したい、こういうことが午前中の答弁でありました。この83号の100分の30の3カ月間の減額、これでいいですか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 職員に関係する分につきましても、また今回の市長さんの件につきましても、本当に瑞穂市の名を汚すということで大変申しわけない事案だと思っております。本当に心からおわびを申し上げる次第でございます。

どの場合も、やはりきちっと判断をするというのが基本でございますので、重い軽いでなく、やはりきちっと判断をさせていただいて、それぞれ今後そうしたことのないようにということと臨んでまいりましたので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今回の発言に対しては、市民から信頼をなくしたと。行政に対する責任は任せられない、こういうことでございます。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、17番 松野藤四郎君の質問は終わりました。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長をいたします。

続きまして、13番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武、議長のお許しを得ましたので、平和首長会議における発言について、駐輪場利用者による過去にさかのぼっての減免分の料金の返還請求についての2点を行政に対して質問したいと思っております。

以上に関しては、質問席にて質問をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

平和首長会議について、市長の発言については、午前と午後にわたり議員の皆様から市長に対しての質問はたくさんありました。そして、市長からの答弁もあったのですが、重なる部分は多分にあるとは思いますが、私なりに質問をしたいと思っております。

11月6日に高山市で開かれた首長会議において、ピースメッセンジャー派遣事業を廃止しながら成果として発表された、その真意を問うために市長に質問させていただきます。

1の質問の中で、私が知っている中でこのように書いてあるものですから、それは省きたいと思っております。平和首長会議は、世界163カ国、地域の7,675都市、日本では県内全42市町村を含む1,730市区町村が加盟していると、このようにうたわれているものですから、その点は省きまして、近隣の加盟都市というんですか、町、市に関してはどこが加盟しているか。そしてまた瑞穂市はいつから加盟されたのか、ちょっと御答弁を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 日時、月日からちょっと御説明申し上げます。

今回の国内加盟都市会議総会は、平成30年11月5日月曜日、そして翌6日火曜日に開催されました。そして、近隣の市町はどんなぐあいかということ、お尋ねがございましたので、12月1日現在で1,732都市、そして県内42市町村全てが加盟しています。瑞穂市は2010年、平成22年11月1日から加盟しています。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 近隣はどこかとちょっと聞いているんですけども。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 岐阜県内に42の市町村がございますので、近隣は全てこのかいわい、本巢市さん、そして山県市さん、そういったところも全て加盟しておられるということになるのかなと思います。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） そのような近隣の市町村が加盟されているということは、瑞穂市長もその市長さんたち、町長さんたちをよく知っておられると思うんですよ。その辺のことを念頭に置きながら、次の質問をします。

高山で行われた平和首長会議で、市長は当初からこれを発表する予定でしたか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直に申しまして、私どもの企画のほうでこれをやらないかという問い合わせがございまして、いいですよというふうで私は答えました。特に、ちょうど私どもで平和の祈り、こちらを成功裏に終わった後でございましたので、正直、私たちは事業として平和の祈り、これを続けているというところ、それと同時に教育委員会とそして企画部と、平和の祈りのほうはどちらかというところ、企画部の催しになりますから、私もそういったことを継続しているという意味からも、ああいいですよというふうで私は答えた記憶がございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 後から、またこの件に関しては少し質問をさせていただきます。

これは市長というより企画云々ということに関して言えば、この問題の一端に関して言えば職員にもある。意味がわからない。だから、それは後から言いますけれども、その職員にあるという意味は後から言いますけれども、首を市長自身がかしげるということ自体は、自分に自覚がない。

では、事前通告にはないですけれども、その一端を質問します。

高山で行われた平和首長会議で、職員は何人随行されたか、教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 当初、私どもは運転手さん、そして職員1人、私たち3人で行きました。

翌日には職員2人がさらに来ていたと、私はその現場で会いましたから確認しました。以上で答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 職員が3人も随行する必要があったんですか。予算は当初から、宿泊費、旅費で3人分も計上されていたのですか。なぜ3人、運転手を入れると4人かな。これ全部ただじゃないですよ。職員の宿泊、全部が旅費規程、そのもの全部だってあるでしょう。これ、予算はどのようにつけてあったか、答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの御質問でございますけれども、平和首長会議という中でこういった私どもに発表の機会を与えていただいたということでございます、それに伴う宿泊費等は一般会計の中に計上してございます中を使って、職員と、それから市長が公用車で前日に行きまして、リハーサルを含めて行い、宿泊して、次の日にこういった発表の取り組みの紹介をさせていただいたということで、翌日に、私どもの職員は総合政策課の職員が会場のほうに行って、全体のそれぞれの発表される所も聞いてきたということでございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 市長を含めての旅費というんですか、経費は幾らかかっているんですか。精算、まだしてないのかな。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 旅費規程にございます金額となりますので、今こちらに資料がございませんのでお答えできませんけれども、規定に基づいて払うという形になっております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） この平和会議に、聞くために2人ばかり行ったような言い方に聞こえたんですけれどもね。大勢の職員、大勢って3人、運転手の方を入れて4人、市長を入れて5人ですけれども、このような大勢の水も漏らさないような体制でもって臨んだのに対して、市長が不適切な、さっきから言われているような発言をして、まさに全国的という、これは世界的に云々するとなるのかな。

これに関して言えば、さっきも松野藤四郎議員が言われたように、給料の3割の3カ月の減給、自分自身だってこれが適正だと思わないようなことを、これは上がってきているんですよ。矛盾していないんですか、これに関して言えば。違いますか。だから、自分の言った言葉と行動が伴っていない、そうでしょう。違いますか。

だから、職員の方にとって首をかしげたけれども、これだけ大勢のというか、果たして職員が万全な形で行っていながらこのような問題が起きたことに関して、僕が言っているのは、本当に職員の方もこれに対して適正に対処するように市長にアドバイスしたか、その辺を言っているんですよ。ただついていけばいいというもんじゃないし。だからその辺の、今の瑞穂市政の体制が問題だ。そうでしょう、違いますか。言いわけの答弁ばっか。副市長もそうですよ。あれ、皆さん聞かれていて正当な答弁と思っていますか。言いわけでしょう、はっきり言えば、違いますか。恥ずかしいと思わなあかんですよ。そういう答弁をしなきゃならんこと自体が。その辺のことをもう少し自覚して行動をしていただきたい。だから、そのために前もってそういうことを言ったんですよ。

では、市長ほか職員が3人も随行して、長崎や広島へ中学2年生を派遣していたピースメッセージ事業を市長自身が、いいですか。成果がないという理由で廃止をしておきながら、その成果を発表することのその精神、神経状態が僕には理解できない。不適切な発言と指摘されると、中学生が汗を流し一生懸命学習したことを伝えたいという表現であったと言う。ならば簡単じゃないですか、そのように言えば皆さん理解するんだから。私も高校2年生のときに広島と長崎に行きました。五十何年前ですよ。まだ自分の記憶の中にありますよ。暑い日かどうか、あれで。だからそのぐらいのことで、その辺のことは、そんな具体的なことを言わなくたって理解できますよ。不適切な発言というよりも、余りにも軽率な発言。

では、成果として発表した理由はどこにあったんですか。再度言いますけれども、メッセージ事業をやめておきながら、なぜメッセージの成果として発表したのか。じゃあ具体的にどのような内容で発表をされたのか、答弁を願いたいと思っております。なぜならば、これは議会広報の中でこのように言われています、端的に言えば。

特定の中学生在が長崎、広島に行くということで、事業の反省を踏まえて中身を検討し、それから次に移っちゃうんですけれども、検討して廃止したわけでしょう、違いますか。廃止をし

ておきながら、事業成果として発表しておるといふふうに言っておりますけれども、私自身。それでどうなのか、後から聞きますけれども、具体的にどのような内容で発表したのか。

前の議員の皆さんからすると、端的にそのようなこと程度のことで発表したというふうに言われてきているんですけれども、ほかの件の戦場とか、いろいろの件に関しては私自身は聞くつもりもないんですから、このピースメッセンジャー事業をどのように成果として発表したのか。ただ名前を出しただけなのか、ちょっと教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今回、岐阜県の高山市で初めて開催された国内加盟都市会議総会において、これまでの取り組み事例発表の希望照会がまずありました。市のこれまでの平和に関する取り組みを紹介する機会と捉えまして、広島、松井市長、長崎、田上市長への感謝も含め、発表する意向を示しました。

あくまで、平成22年非核平和都市宣言から今日に至るまでの平和推進事業を発表したもので、ピースメッセンジャーに限らず非核平和コンサートや平和に関する講演、そして岐阜空襲体験講話会、また記憶に新しいことしのみずほ平和の祈り2018年の内容など、たくさんの取り組みを紹介しました。もちろんピースメッセンジャー事業も成果の一つであります。当市の取り組みについて、加盟都市の皆さんが少しでも参考にしてくださればとの思いで、これまでの取り組み事例を紹介いたしました。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 成果として発表するのと、問題が事業の反省を踏まえて中身を検討しやめたという、矛盾するじゃない、言っていることは。矛盾しないの、首をかしげるけど。矛盾してない。成果ですよ。成果ならば、これに対してこんな形でやめたなんて言えないでしょう。違いますか。

成果として発表されたのであれば、事業をやめた理由と矛盾はしていないかと。やめた理由に、特定の中学生在が長崎に行くということで事業の反省を踏まえ検討した結果、決定したものであると言っている。この辺の矛盾点は感じないですか。端的に言ってください。矛盾、感じませんなら感じません、感じるなら感じるで結構です。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 各学校から、そういうふうで全員で15名の方、この方々を選抜する、またお選び申し上げて一緒に行くわけですが、この15名の方をいかに公平に選べるか。せんだってその御質問がございましたときに、将来は修学旅行とか、みんなが公平な形で行けるようなことに持っていけないかと、そういったことも踏まえながら、まずは公平にというところで教育長とお話をしました。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） そこがおかしいですよ。だったら、この事業に関しては成果じゃないでしょう。やめているんでしょう。

だから、そういうような詭弁的な考えでいるからこそおかしくなるんですよ、全てが。そうでしょう。成果というならば、それに関して言えば、理由があつて、こういう理由でやめましたですけども、これに関してということ言うべきでしょう。ただ成果だけでなくして、やめたなんて、こんな知らないんですよ、皆さん。違いますか。

市長は平成27年に行われたピースメッセンジャー事業での生徒の活動を言われるようであるが、市長は記者の質問に対して、生徒を見ていないと答えているが、見ていなくて、なぜセクハラともとれると断りをしながら不適當な発言をされたのか。生徒を見ていての発言か、それとも見ていないでそのような発言をされたのか、市長にお答えを願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 平和首長会議が終了しまして、突然の本当にインタビューでございました。率直に申しまして、コメントの整理、そういったところは全くできていない状態の中でのインタビューでございました。

そして、その記者のほうからかなり厳しい言葉が浴びせられました。率直に、えっと思うぐらいの言葉を浴びせられました。そんな中、はっきり申しまして、私自身も含んでみんな汗びっしょりでございます。決してある部分だけ捉えたわけではございません。はっきり申し上げます。それぐらいの暑さでございます。報告とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私が言っているのは、汗でびっしょりになって皆さん一生懸命行っているのはわかります。理解は、それはできるのよ。違いますか。

ただ、言うように、この具体的なことを言ったということは、普通から言えば、見なくては言えないでしょう。だけど、急に言われたから、見ていませんと言われていた御本人さんの発言を私は見ました。だから、言っているのは、見たか見ないかということを知っているんです。記者に言われて、見てませんと言われていたんですけども、市長は汗びっしょりになっておつたと、みんなもそうだという。そうすると、その発言の矛盾点はないですか。見てないなら見てない、見たなら見た、はっきり答えてください。そんなどっちつかずのような、わからないような答弁は必要ないと。僕はイエスかノーかで結構なんです。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） その記者の聞き方は、こんなぐあいでした。あなた、そればっか見てお



ったんでしょと言われてました。私は、全体の中でイメージとして捉えておりました。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 全体の中でイメージで捉えるようなことならば、そのような発言こそ間違っているのよ。そうでしょう。何の根拠もなしに言われたか。自分でそのような発言をしておいて、急に問い詰められるような記者の発言に関して動揺していたのかな。見ていません。見ていないでこのような発言をすること自体がおかしいことでしょう。だからそれを言っているの、違いますか。何回言ったって同じことになるから、一般質問ですから私の主観を入れて終わりにしますけれども、そうでしょう。だから、これに関しても言えば、軽率な発言。だから、余りにもその辺のことが多いから市長に対して言っているんですよ。少しも改まらんでしょ、そういうような形が。

では、市長の不適切な発言がなければ、事業をやめておきながら市長が27年度の成果として発表したその矛盾点を瑞穂市民は何ら知ることなかった。また、出席された非核平和都市宣言の都市の首長に対して裏切り行為とも思われても仕方がないと私は思います。

再度言います。平和推進事業をやめた理由として、特定の中学生が長崎、広島に行くということ、事業の反省を踏まえ中身を検討し、平和推進事業をやめたのではないのですか。その辺はどうなんですか。このやめたことは事実でしょう。事実かどうか、答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 事業をやめておることは一切ございません。ことしも、はっきり申し上げますが、本当に中学の2年生、この方々とコーラスをやって、事業はやめておりません。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 長崎、広島へ行く事業のことを言っておるんですよ。その発表をしたんでしょ。違いますか。ほかの件で、コーラスをやったか云々とかいうことを聞いているんじゃないです。

だから、その事業自体を成果として発表したんでしょ。違いますか。だから、この事業というのはピースメッセンジャー事業、これはやめたんでしょ。それを言っているの。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 先ほども申しましたとおり、やはりもう一つ違った道、やり方がないかというところで、この事業、ピースメッセンジャー事業としてはやめました。

そして、報告の中ではそのことも踏まえながら、今現在はこうしておりますと、そういったところまでその会場で説明する流れが必要でございます。そんなところから説明もさせていた

だいた次第でございます。なおかつ、今、例えばこういったこと自体が広島市長さん、そして長崎の市長さんとお会いしていても、やはりどちらかという今、戦跡を残すとか、観光地化しようとか、そういった嫌いがあると。その中であって、はっきりと瑞穂は瑞穂のことを言ってくださいねということをおっしゃられました。そういったことをつけ加えさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私が聞いているのは、長崎、広島で生徒を派遣したピースメッセンジャー事業をやめた理由を言いながら発表したかということを知っているだけで、全然答えにはなっていない。もうそれ以上言ったら、同じことを答弁されるだけでしょうから、私自身の判断からすれば、成果として言っただけで、その矛盾点を全然御本人が感じていない。それでは5万4,000猶予人の市民の代表として、あの席上へ行って責任を持って言われたかどうかということ自体を、やはり大いに反省していただきたい。

最後に言います。市長発言はセクハラとも思われるがと断りながらの不適当な発言、その不適当な発言に対して、記者の見ましたかの問いに対して、市長は見えていません発言。成果として発表した事業は29年度にはやめていると。27年度に市長が随行したピースメッセンジャー事業に対する発表による最大の被害者は参加した生徒であり、そして瑞穂市民であり、非核平和都市宣言国内会議に参加された首長の皆さんではないのでしょうか。不適当な発言は言うまでもないが、事業をやめておきながら随行したピースメッセンジャー事業を成果として発表したこと自体が問題と思います。現在はピースメッセンジャー事業は継続していないと断って発表していたのか、確認をしたいですけれども、これをやっても市長は同じような答弁になる。だから、皆さん自身がこれに関して、市長の答弁に関してどのように思われるのか。よくよく判断してください。この件に関して言えば、私が言いたいのは、このようなことに関して総合的に言うと、市長に対してこれは違うですか、これはこういうふうだということを示してほしい。

その辺のことが、職員の間から漏れてくる言葉は、物が言えないと、そのような言葉が漏れてくるんですよ。それはどこに欠陥があるのか。私に言わせれば、両方がそんたくしているからですよ。そんたくのない、いかんことはいかん、やれないことはやれないということの正論が通るような瑞穂市を、行政であり議会である二輪の輪で進むという理想論は皆さん言うよ。でも、現実はどうですか、現実。よくよくその辺のことを反省、私自身も反省しなければならないことがたくさんあります。自分だけいい子になるつもりはないです。

[発言する者あり]

○13番（堀 武君） だから、後ろで当然だというような声が来た。そのとおりだと私は思

っておるものですから、決して私自身がいい子になるつもりはない。

だから、そのようなことでお互いに瑞穂市をよくするためには物を言い、そして理解をし、相手の言い分を聞いてやる。そういうふうになりたいなと思っております。その件では、この場をかりて、変な話ですけど、一般質問ですから反省を私もおもしておるんです。よろしく。

最後に、駐輪場利用者に過去にさかのぼっての減免分の料金の返還請求について、質問をしたいと思っております。

この件に関しては、結論から言えば、提案に入れて審査請求を決裁するに当たり議会の意見を求めるものであるということですから、これに関して言えば総務常任委員会に付託をしてあるものですから、総務常任委員会が最終の委員長報告でどういう結論になって意見を述べられるかわからんのですけれども、これに関して言えば意見で賛否は私はないと理解しているものですから、私がこれから質問することで、それが総務常任委員会に反映できると思う。それから議会で云々することもあり得るとは思っておりません。

ただし、私自身がこれに関して行政に対してどのような形でおったのか。行政に対しての少しお聞きをしたいと思います。

療育手帳をお持ちの方が、減免対象者でありながら減免の規定を知らなかったために通常料金で利用を続けていた。よって、過去にさかのぼって減免分の料金の還付請求を行いたいとの相談を受けたとある。それに関して、自転車駐車場料金減免不許可決定とあります。

では、お聞きしたい。利用者の確認はできたんですか。確認には何をもって確認をされたのか。返還請求の金額は幾らになりますか。この点についてちょっと御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 利用歴の確認につきましては、指定管理者である瑞穂市ふれあい公共公社より定期券の交付履歴、利用料金収入履歴の写しを提供していただき、確認を行いました。

また、今回、平成30年1月21日付で提出されました自転車駐車場駐車料金減免申請書による減免申請額は1万2,050円となっております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） この規定ではできなかったということですがけれども、瑞穂市自転車駐車場条例施行規則、駐車料金の返還額、第4条、前各項に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めた場合、市長が指示するという額がなぜ適用外なのか。と同時に、私は市長が特別に理由があると認めた事業が、この3連休明けのうちになされていると思うんですけれども、なされておるかないか。

これに関していうと、私も市選の監査委員であるものですから、監査内容に関して言うわけ

にいかないもんですからこれは省きますけれども、良心的にちょっと答えてください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今回提出されました減免申請につきましては、本施行規則第5条第1項各号に規定している減免事由に基づき、その遡及適用に伴う申請となっておりますが、減免については申請主義に基づき申請があつてからの適用となること、遡及の適用がないこと、減免規定の内容については誰もが知り得る状態にあつたこと等の理由により、定期利用申込時に減免申請書を提出することで駐車料金の減免を受けることが可能であり、本施行規則第4条第1項第3号に規定された市長が特別の理由があると認めた場合には該当しないものと判断したところでございます。

御指定があります市長が特別の理由があると認めた場合の適用につきましては、具体的な事例は申し上げられませんが、世間一般の人が見て還付することが誰の目にも見て明らかである場合と思いますので、ほかに利用されている方との公平性、公正性を考えたときに、行政手続上何ら問題がない状況下で適用されるものではないと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これ以上、私が言いますと守秘義務に違反するから言わないですけれども、さっき言ったそんたくの話でないですけれども、よくよく胸に手を当てて考えてください。具体的には言わないですけれども。

さて、関連質問をします。

市外の人に駐車場の減免があることを周知されることが十分であったのか。知らない者が申請することはあり得ない。市のホームページに、さかのぼって適用はされませんと載っていますが、これはことし8月15日更新されているが、更新前にもこのような遡及適用はないと表示されていたか、御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員が御指摘のとおり、ホームページに料金に書かれております遡及適用しないという記載につきましては、今回の事案があつてからの記載でございます。申請者が利用を開始する段階では、その文言は書かれておりません。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私は駐輪場の現場を見に行つたんですけれども、料金表は大きく書かれていた。だけれども、自転車駐輪場規程に対しての5割免除の件に関しては、少し離れている。本当の小さな看板というか説明書であり、これをもって十分に説明がされたということに関して言えば、甚だ私自身としては疑問であり、それをもってこの方に関して十分に周知徹底

できると思われるのはいささか心外なことである。

特に、療育手帳を持っておられる方の判断能力に関しては、段階がいろいろあるとは思いますが、それに触れることはできません。また、これに関して言えば、岐阜市かどこかわからないですけれども、市外の方が駐輪場を利用して穂積駅でおいて、そして仕事に行かれたと。そのような方が幾ら、1日賃金になるでしょうか。1万2,050円というこの金額は、普通の方から見れば大したことはないかもわからんですけれども、この方にとって、またこの親族の方にとっては非常に貴重な、この方が働いたお金だということを自覚していただきたい。

だから、そのような形を真摯に受けとめて、その対処をするのが行政でしょう。まして市外の方であれば、余計に周知徹底することの必要性というのは、必要ではないのでしょうか。そのようなことですね。

では、最後に少しだけ言います。

駐輪場の減免があることの周知が十分であったとは考えられません。減免を知ることができない人が申請することはあり得ない。減免の遡及適用ができないのならば、周知不足は事実であるから、市は過失を認め、市長権限で今いう第4条第1項、第3項の規定によるのか、その他の方法を使ってもいいですから、市長が特別な理由と認める場合に該当させ、減免相当額を還付させることが市長はできるのではなかったですか。そのような検討がなされたのかなされていないのか、これは市長に御答弁を求めます。市長、答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 私たちも、何回もこのことについては考えました。それと同時に、私自身本当にこの方に対しては確かに申しわけないなと思いますが、しかし私どもの規則というところで、執行部の話し合いの中で私自身もやはり規則というところを認めざるを得ないというところで、私自身の考えも落ちつかせました。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 規則規則と市長が言われるなら、市長、駐輪場の看板を見に行きましたか。看板というか、指示書。どうですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直なことを言いまして、見ております。

○13番（堀 武君） えっ。

○市長（棚橋敏明君） 見ました。

○13番（堀 武君） で、どう感じたんですか。

○市長（棚橋敏明君） ですから、そのことも含みながら話し合いましたが、あとは総務委員会の方に付託するというところで、私としてはこれだけの答弁しかできません。

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 市長は市長権限で、ほかの案件に関しては市長が特別と認めるときということでやっているんですよ。じゃあ、それは本当にできんですか。

そういうことをやっておきながら、これはできん。親切に誰もが見てわかるような状況で、これはその方の見落としで本当にあれだけというならわかるけれども、私で見に行ったら、料金のあれは大きく書いてありました。その離れたところに、小さく規定が書かれています。これで瑞穂市が十分に福祉だ云々だと言いながら自慢できるかということをおっしゃるんですよ、市長。市長がいろんなことを言うけれども、みんな総務だ云々だと他人事みたいに言っているけれども、自分自身がそれに対して対処する方法を考えれば、市長が特別認めた場合は例外であるというの、あれでしょう。補助金の関係とか云々でうたっているでしょう。それを適用しているでしょう、どことは言いませんけれども。指摘事項であるでしょう。だから言うんですよ。自分の都合のいい、やりやすいことに関してはやるけれども。誰か言っていました。大きな声を上げるものに関しては、何でも言うことを聞くのが瑞穂市だと。じゃあ弱い者の声は誰が聞くんだと。弱い者の声は全然聞いてくれないやないかと、そういうことの話もちらほら聞こえてくる。

だから、私は言いたいのは、市長自身と同時に職員の連帯責任です、全てが。違いますか。そういう自覚を持って行政はやっていただかないと、言いわけ、それはしてほしくない。ですから恐らく総務常任委員会でどういう意見書が出てくるか、私は見てないで知らないんですけども、それに関して言えば、議会の総意という形になって出てくるでしょうけれども、私自身としての意に合っているか合っていないかは別にしても、私自身とすれば、もう少し弱者に対する気配り、優しさ、それを持って最大の努力をしていただきたい、やればできるはずですから。もう頭からやれないということを念頭に置いてやるのでなくして、ぜひやるほう、みんなテレビなんかで、ごめんなさい、見ると、「やれない」という言葉に対して「やれる」ということを追及していけるようなことがたくさん事例として出てきております。

瑞穂市も福祉、それから環境整備、全てに関して言えば、やれないでなくしてやる方法、やれることをぜひ追求して、そしてよりよい瑞穂市になるように職員の皆さんもしていただきたい。私自身も反省しながら、そのようなことでいきたいと思っております。以上、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） これで、13番 堀武君の質問は終わりました。

---

#### 散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。ありがとうございました。

散会 午後 5 時33分

